

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月2日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロックLifePathファンド2025
ブラックロックLifePathファンド2030
ブラックロックLifePathファンド2035
ブラックロックLifePathファンド2040
ブラックロックLifePathファンド2045
ブラックロックLifePathファンド2050
ブラックロックLifePathファンド2055
ブラックロックLifePathファンド2060
ブラックロックLifePathファンド2065

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 各ファンド5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロックLifePathファンド2025

ブラックロックLifePathファンド2030

ブラックロックLifePathファンド2035

ブラックロックLifePathファンド2040

ブラックロックLifePathファンド2045

ブラックロックLifePathファンド2050

ブラックロックLifePathファンド2055

ブラックロックLifePathファンド2060

ブラックロックLifePathファンド2065

（これらのファンドを総称して、以下「当ファンド」、「ファンド」または「ブラックロックLifePathファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」という場合、またはファンド名の末尾の4桁の数字部分で個別のファンドを表す場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2022年5月3日から2022年11月2日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9) 【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権にかかる各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 1 2 ）【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受けられません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロックLifePathファンド2025」、「ブラックロックLifePathファンド2030」、「ブラックロックLifePathファンド2035」、「ブラックロックLifePathファンド2040」、「ブラックロックLifePathファンド2045」、「ブラックロックLifePathファンド2050」、「ブラックロックLifePathファンド2055」、「ブラックロックLifePathファンド2060」および「ブラックロックLifePathファンド2065」（以下「当ファンド」、「ファンド」または「ブラックロックLifePathファンド」という場合があります。また、各々を「各ファンド」という場合、またはファンド名の末尾の4桁の数字部分で個別のファンドを表す場合があります。）は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投 信)資産配分変更型)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし

< 各分類および区分の定義 >

．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券または不動産投信（リート）の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式・債券または不動産投信に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円で為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は、各ファンド5兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1

日本を含む世界の債券、株式、不動産投資信託証券(以下「リート」といいます。)に投資します。

以下の7資産の各市場を代表する指数に連動する運用成果を目指すマザーファンドを主要投資対象とします。



※必ずしも上記のすべてのマザーファンドに投資するとは限らず、また上記以外の有価証券およびデリバティブ等に投資する場合があります。

※有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナルトラストカンパニー、エヌ・エイに有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

※各マザーファンドの詳細については、「追加的記載事項」をご覧ください。

2

当ファンドは、ターゲット・デート型のファンドです。

ターゲット・デート・ファンドにおいては、一般的に、退職等の節目となる期日(以下「ターゲット・イヤー」といいます。)を定め、その期日に向けて徐々にリスクを低減する運用を行います。

当ファンドでは、下記の年限をターゲット・イヤーと定めて、その後の資金としてご活用いただくことを想定したファンドの運営を行います(詳細は次ページをご参照ください。)

ファンド名	ターゲット・イヤー
ブラックロックLifePathファンド2025	2025年
ブラックロックLifePathファンド2030	2030年
ブラックロックLifePathファンド2035	2035年
ブラックロックLifePathファンド2040	2040年
ブラックロックLifePathファンド2045	2045年
ブラックロックLifePathファンド2050	2050年
ブラックロックLifePathファンド2055	2055年
ブラックロックLifePathファンド2060	2060年
ブラックロックLifePathファンド2065	2065年

したがって、ターゲット・イヤー近辺に退職を予定する投資者が当ファンドを保有する場合には、ポートフォリオの資産配分がターゲット・イヤーまでの期間に合わせて調整されるため、退職後資金の準備をより効率化*1することに役立てていただけたと考えます*2。

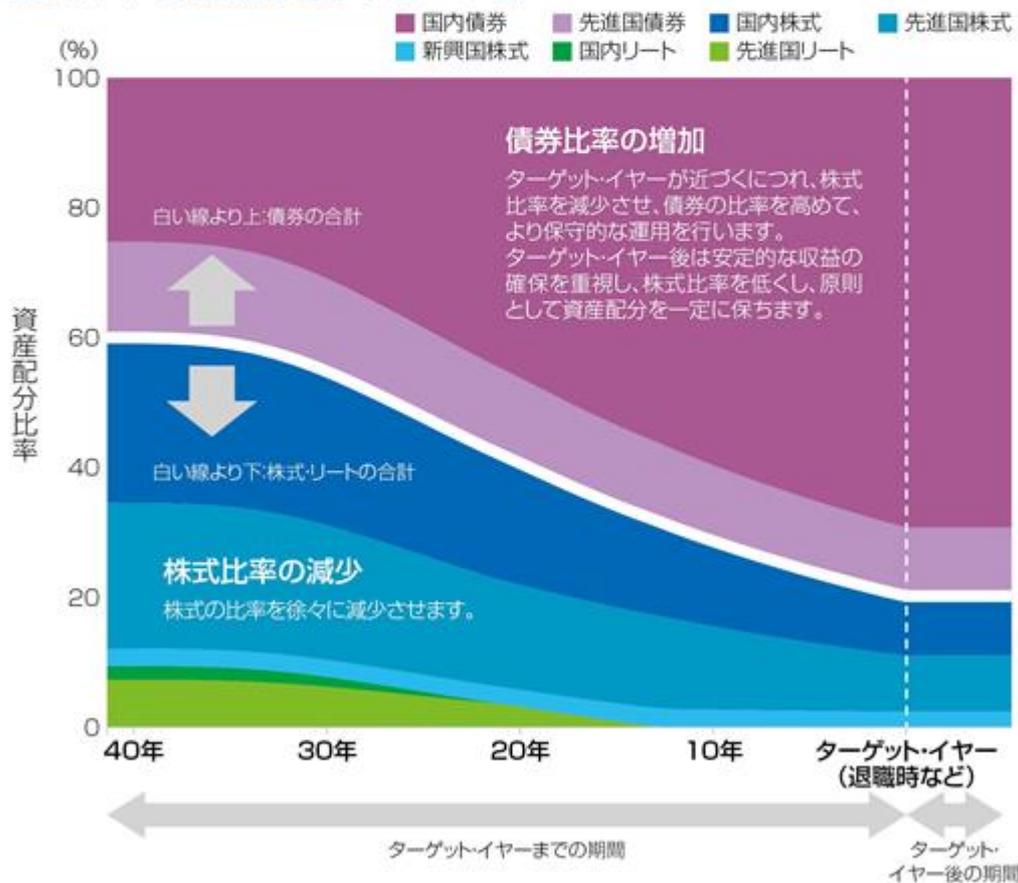
*1 例えば、投資者ご自身が、複数の投資信託の売買を行うケース等との比較。

*2 当ファンド内部の資産配分についての説明です。また、適合性を保証するものではありません。

当ファンドの資産配分は、ターゲット・イヤーまでの期間が長いほど値上がり益の獲得を重視した運用を行い、ターゲット・イヤーに近づくにつれ、株式およびリートへの配分を減少させ、債券への配分を高めることにより、信託財産の安定性を重視した運用を行います。

ターゲット・イヤー以降は、資産配分を一定とすることを基本とします。

当ファンドの資産配分推移のイメージ図



※株式比率には、リートを含みます。

※上記は当初設定時に想定する資産配分の推移を示したイメージ図であり、将来上記の通りに運用を行うことを保証するものではありません。また、市場環境が大きく変化した場合等には、上記のような運用が今後変化する可能性があります。

3

市場環境の大きな変化等により、当ファンドの価格変動リスクが上昇した場合には、一定期間、株式その他の資産への配分を引き下げる等の方法によって、価格変動リスクの抑制を重視した運用を行うことがあります。

上記のような運用を行うことで、極端に大きな価格変動を避け、長期的なファンドのリスク低減を目指します。

※価格変動リスクを予測して抑制するものではなく、また必ず回避できることを約束するものではありません。

4

運用は、ブラックロック・グループの米国および世界各国におけるターゲット・デット・ファンドの豊富な経験を活用し、マルチアセット運用部が担当します。

当ファンドのようにあらかじめ定めた目標の期日に向けて資産配分を変更させながら運用を行う商品は、ターゲット・デット・ファンドと呼ばれ、米国や英国を中心に世界の投資家の退職後の資金準備に活用されています。

ブラックロック・グループは、世界最大の資産運用会社として、約10兆ドル*（約1,153兆円）の資産を運用し、リタイアメントの分野における先駆者として幅広い運用戦略・サービスの提供を行っています。

1990年代前半に、業界初のターゲット・デット・ファンドをLifePath戦略と名付けて米国で導入して以降、世界各国でその国にあわせたLifePath戦略を開発・導入しています。

当ファンドでは、日本向けに設計されたLifePath戦略をもとに運用を行います。

28年^{以上}ターゲット・デット・ファンドの
運用経験*

ブラックロックは、1990年代前半に業界初のターゲット・デット・ファンドであるLifePath戦略を米国で導入しました。その後当該分野のパイオニアとして28年以上の運用経験を有しています。

精緻な

資産配分変更モデル

日本向けのLifePath戦略では、日本における人口動態、平均寿命、貯蓄と支出の動向等を加味した資産配分を行っています。

約50兆円の

運用残高*

ブラックロックのLifePath戦略の運用資産残高は約4,353億ドル*（約50.1兆円）に上り、多くの投資家の退職後資金の準備に活用されています。

* ブラックロック・グループにおける実績です。2021年12月末現在（円換算レートは1ドル=115.155円を使用）。

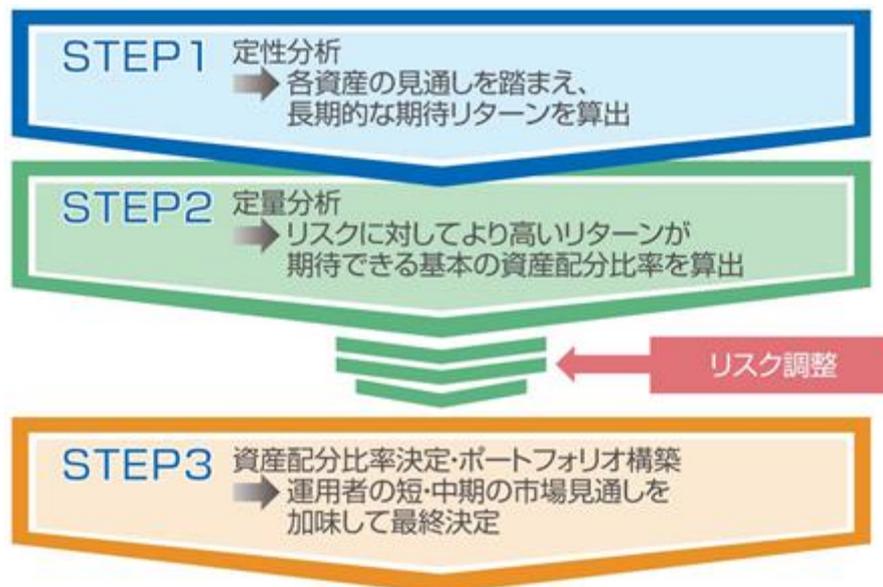
5

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス

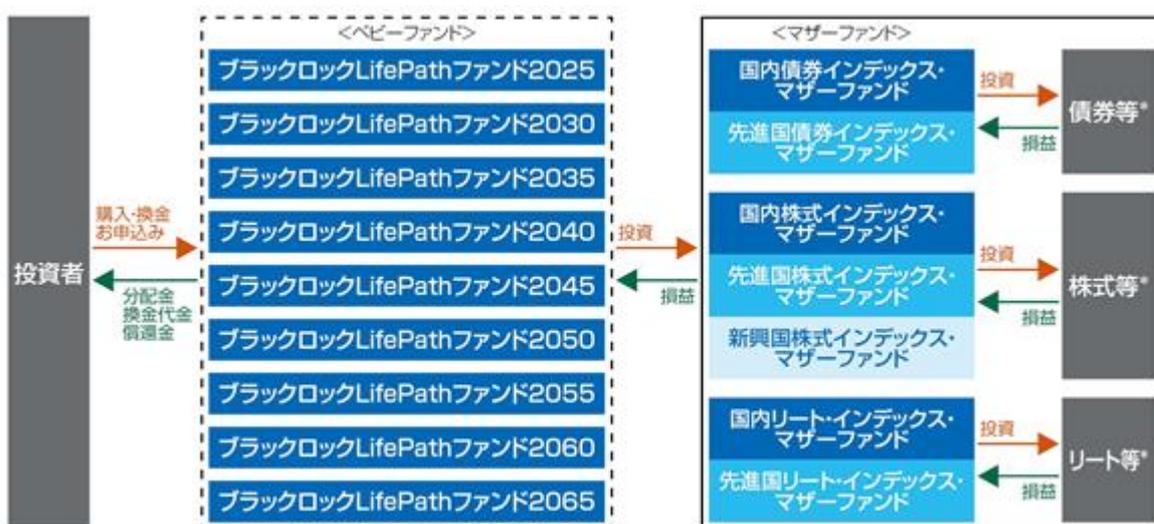
運用者の知識や経験に基づく分析・判断（定性分析）と、資本市場やライフサイクルにかかるデータやモデルを用いた分析（定量分析）の双方を用いて、資産配分比率を決定します。

〔イメージ図〕



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
 運用プロセスは変更となる場合があります。

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



投資対象とするマザーファンドは、委託会社の判断で追加、除外または変更となる場合があります。

各マザーファンドの詳細については、「追加的記載事項」をご覧ください。

* 上場投資信託証券（ETF）を含みます。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。

(追加的記載事項)

マザーファンドの概要

当ファンドの各マザーファンドは、投資対象市場を代表する指数(以下「ベンチマーク」といいます。)に連動する運用成果を目指します。

マザーファンド	投資対象市場	ベンチマーク
国内債券インデックス・マザーファンド	円建ての債券市場	NOMURA-BPI総合
先進国債券インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の国債市場	FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)
国内株式インデックス・マザーファンド	日本の株式市場	日経平均株価(日経225)
先進国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の株式市場	MSCIコクサイ指数(円換算ベース)
新興国株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式市場	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
国内リートインデックス・マザーファンド	日本の不動産投資信託証券市場	S&P J-REIT指数(配当込み)
先進国リートインデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場	S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)

※上記のマザーファンドは、委託会社の判断で追加、除外または変更となる場合があります。

※マザーファンドのベンチマークは、マザーファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定されます。なお、上記のベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来変更となる場合があります。

※当ファンドにベンチマークはありません。

マザーファンドの各ベンチマークの著作権等について

■NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社(以下、同社)が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。

■FTSE世界国債インデックス(除く日本)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■日経平均株価(日経225)

日経平均株価(日経225)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社(以下、同社)に帰属します。同社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

■MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.(以下、同社)が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P J-REIT指数(配当込み)

S&P J-REIT指数は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シー(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)

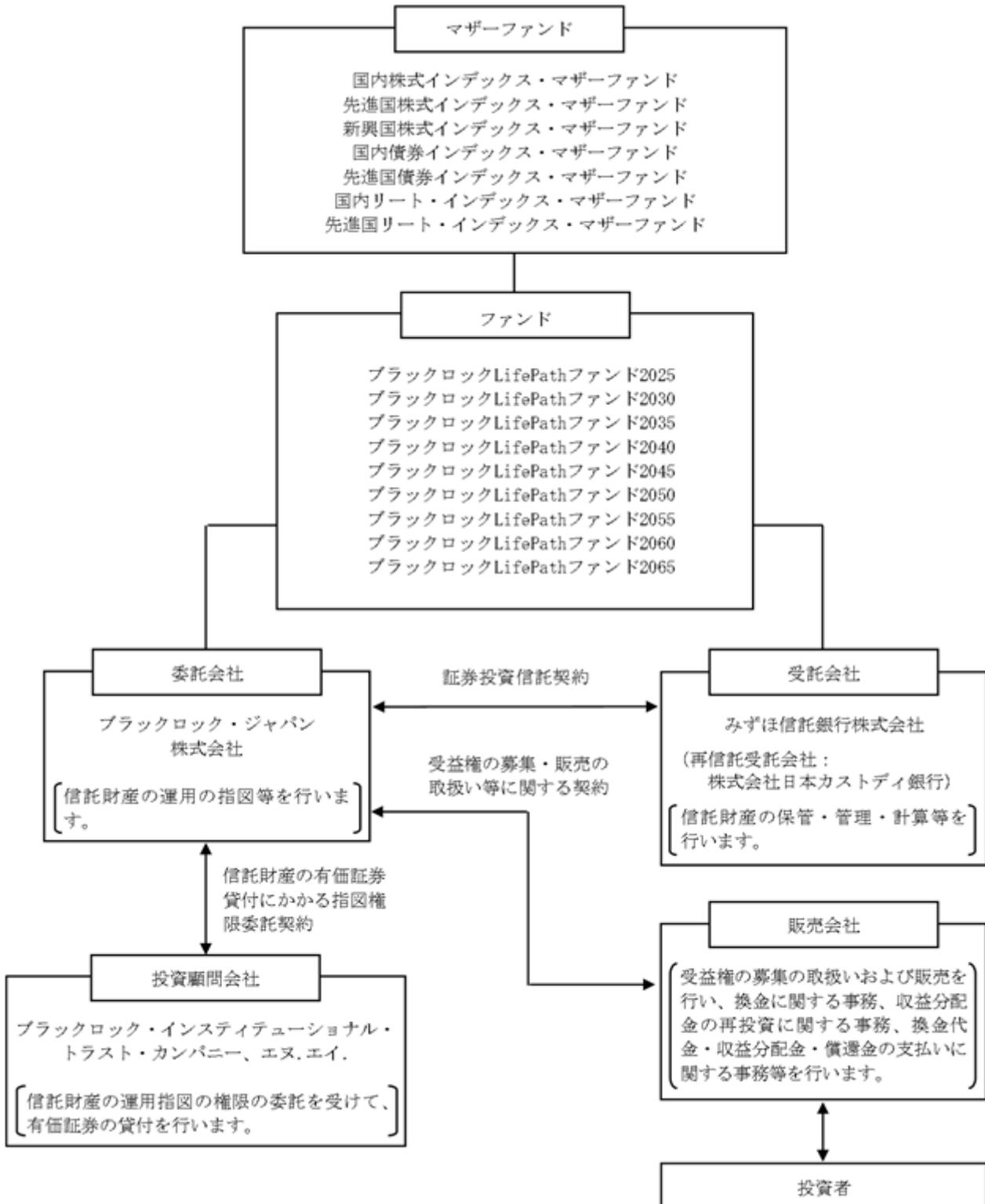
S&P先進国REIT指数は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シー(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年3月22日	<u>ブラックロックLifePathファンド2055</u> 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2017年5月3日	各マザーファンド名称を変更 「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から 「国内債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国債券インデックス・マザーファンド」から 「先進国債券インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内株式インデックス・マザーファンド」から 「国内株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国株式インデックス・マザーファンド」から 「先進国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック新興国株式インデックス・マザーファンド」から 「新興国株式インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック国内リート・インデックス・マザーファンド」から 「国内リート・インデックス・マザーファンド」へ 「ブラックロック先進国リート・インデックス・マザーファンド」から 「先進国リート・インデックス・マザーファンド」へ
2017年7月31日	<u>ブラックロックLifePathファンド2035</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2045</u> 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2018年3月9日	<u>ブラックロックLifePathファンド2030</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2040</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2050</u> 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年4月10日	<u>ブラックロックLifePathファンド2025</u> 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年4月27日	<u>ブラックロックLifePathファンド2030</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2035</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2040</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2045</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2050</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2055</u> 信託期間15年延長
2020年2月6日	<u>ブラックロックLifePathファンド2060</u> <u>ブラックロックLifePathファンド2065</u> 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」

有価証券貸付代理人への有価証券貸付にかかる指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2022年1月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デザート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号: 「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、内外の債券市場、株式市場および不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指すマザーファンドを主要投資対象とします。なお、将来の市場構造等の変化によっては、投資を行う資産クラスを見直す場合があります。

マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。

下記の年限（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）にむけて、時間の経過にしたがい徐々に保守的な資産配分となるよう運用します。資産配分は、ターゲット・イヤーまでの期間が長いほど値上がり益の獲得を重視した運用を行い、ターゲット・イヤーに近づくにつれ、株式および不動産投資信託証券への配分を漸減し、債券への配分を漸増することにより、信託財産の保全を重視した運用を行います。ターゲット・イヤー以降は、資産配分を一定とすることを基本とします。

ファンド名	ターゲット・イヤー
ブラックロックLifePathファンド2025	2025年
ブラックロックLifePathファンド2030	2030年
ブラックロックLifePathファンド2035	2035年
ブラックロックLifePathファンド2040	2040年
ブラックロックLifePathファンド2045	2045年
ブラックロックLifePathファンド2050	2050年
ブラックロックLifePathファンド2055	2055年
ブラックロックLifePathファンド2060	2060年
ブラックロックLifePathファンド2065	2065年

市場環境の大きな変化等により価格変動リスクが上昇した場合には、一定期間、株式その他の資産への配分を引き下げる等の方法によって、価格変動リスクの抑制を重視した運用を行うことがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

組入比率の調整等を目的として有価証券先物取引等やブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（ETF）へ投資する場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> 各マザーファンドの運用の基本方針

国内株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本の株式市場を代表する指数（日経平均株価）に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1)投資対象

日本の株式等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

株式以外の資産（他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCI コクサイ 指数（円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

新興国株式インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、新興国の株式市場を代表する指数（MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての債券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。

効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国債券インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

国内リート・インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P J-REIT指数（配当込み））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

先進国リート・インデックス・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。

対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ（BlackRock Institutional Trust Company, N.A.）に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b . デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
- c . 金銭債権(a . および d . に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- d . 約束手形

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として別に定めるマザーファンド(特定の市場の値動きに連動する運用成果を目指すマザーファンド)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 株券または新株引受権証券
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e . 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f . 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h . 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i . 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j . コマーシャル・ペーパー
- k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m . 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
- q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するもの、および n. のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(投資法人債券を除く)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部(5名)が担当いたします。

マルチアセット運用部が、ブラックロックの資産アロケーション運用を担う世界各国の運用チームから得られる情報も活用し、当ファンドの運用を行います。

運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10兆ドル^{*}(約1,153兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2021年12月末現在。(円換算レートは1ドル=115.155円を使用)

(4)【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(8月2日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b. 投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

* 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。以下同じ。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．有価証券先物取引等のデリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資する投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限

投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i．先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付の指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ．投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m. 公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

n. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

o. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

p. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

q . デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

r . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者にかかる株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a . の数が b . の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a . 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式にかかる議決権の総数
- b . 当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．資産配分リスク

内外の債券、株式および不動産投資信託証券など複数の資産に投資を行います。各資産の配分比率は時間の経過にあわせて委託会社の投資判断に基づき変更されます。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、資産配分比率の変更が当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。また、市場環境が大きく変化した場合等には、株式その他の資産への投資比率を一定期間引き下げることがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f．カンントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

h．デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合には当ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。

b．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c．ファンドの繰上償還

ファンドは、換金により各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でファンドを償還させる場合があります。

d．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・ 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・ 不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のこと、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

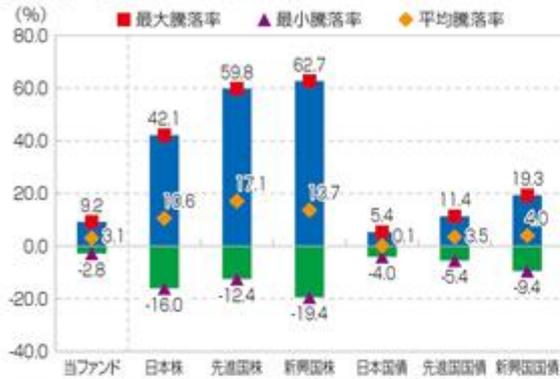
リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

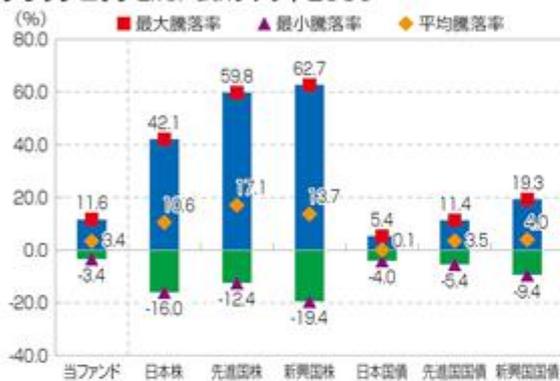
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年2月～2022年1月)

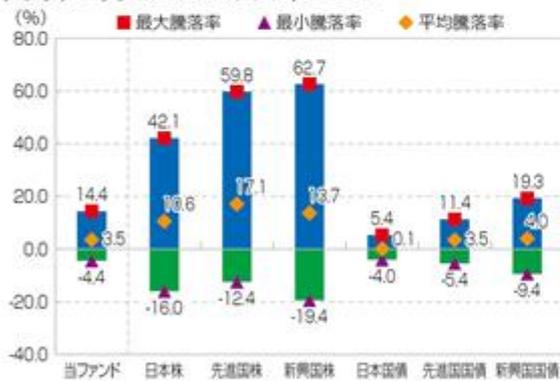
ブラックロックLifePathファンド2025



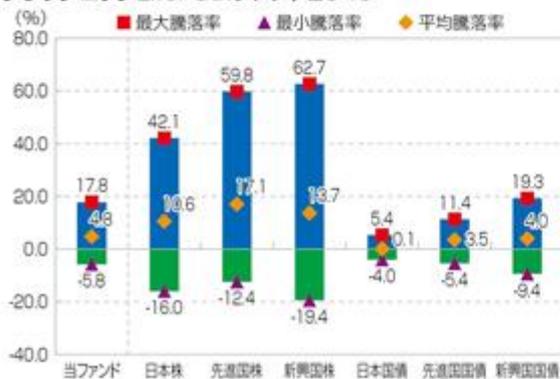
ブラックロックLifePathファンド2030



ブラックロックLifePathファンド2035



ブラックロックLifePathファンド2040



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

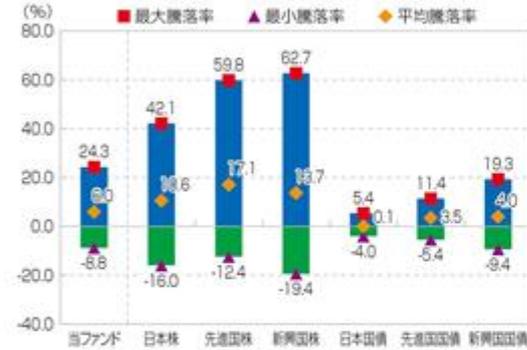
(2017年2月～2022年1月)



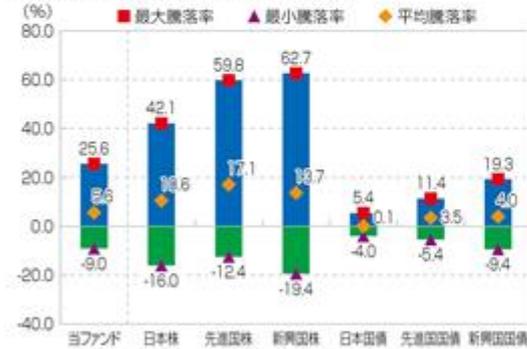
ブラックロックLifePathファンド2045



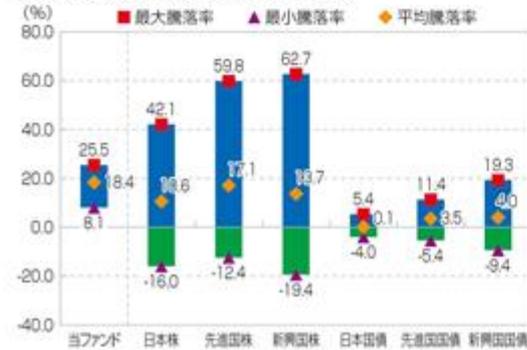
ブラックロックLifePathファンド2050



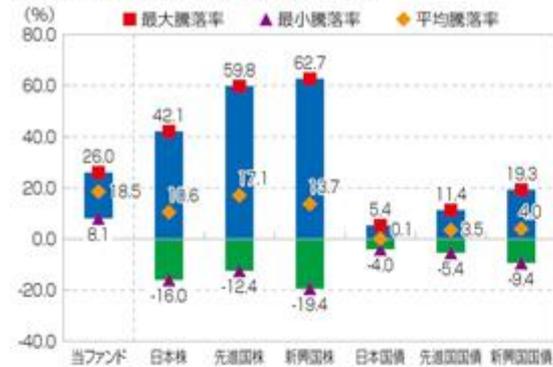
ブラックロックLifePathファンド2055



ブラックロックLifePathファンド2060



ブラックロックLifePathファンド2065



※前記グラフは、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



※前記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
- 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債………… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ティパーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(配当込み)の指数値および東証株価指数(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の遅延、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ティパーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス： www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、以下に示した率を乗じて得た額とします。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分		役務の内容
			ブラックロックLifepathファンド2025 ブラックロックLifepathファンド2030
	ブラックロックLifepathファンド2035 <2025年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2040 <2030年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2045 <2035年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2050 <2040年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2055 <2045年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2060 <2050年の決算日まで> ブラックロックLifepathファンド2065 <2055年の決算日まで>	ブラックロックLifepathファンド2035 <2025年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファンド2040 <2030年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファンド2045 <2035年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファンド2050 <2040年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファンド2055 <2045年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファン2060 <2050年の決算日翌日以降> ブラックロックLifepathファンド2065 <2055年の決算日翌日以降>	-
合計	年0.3685% (税抜0.335%) 以内	年0.3575% (税抜0.325%) 以内	-
委託会社	年0.176% (税抜0.16%) 以内	年0.165% (税抜0.15%) 以内	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.165% (税抜0.15%)	年0.165% (税抜0.15%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0275% (税抜0.025%)	年0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等
	マザーファンドを通じて投資する上場投資信託において報酬等*が別にかかります。ただし、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託の報酬相当分については、当ファンドの委託会社の報酬率を引き下げることにより、調整を行います。よって、実質的な運用管理費用（信託報酬）は、年0.3685%（税抜0.335%）程度となります。	マザーファンドを通じて投資する上場投資信託において報酬等*が別にかかります。ただし、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託の報酬相当分については、当ファンドの委託会社の報酬率を引き下げることにより、調整を行います。よって、実質的な運用管理費用（信託報酬）は、年0.3575%（税抜0.325%）程度となります。	*投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。当該報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社を支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．受益権の管理事務に関連する費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
- 6．公告に係る費用
- 7．他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用^{*}等について信託財産中から、その都度、支弁されます。

* 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

上場投資信託証券へ投資する場合は、当該上場投資信託証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該上場投資信託証券から支払われます。

有価証券の貸付を行った場合はその都度、ファンドの収益となる品貸料の2分の1（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行う都度、当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年1月末現在のものですので、税法および確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2022年1月末現在のものです。

「ブラックロックLifePathファンド2025」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,609,387,343	100.12
内 日本	2,609,387,343	100.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	3,205,925	0.12
純資産総額	2,606,181,418	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,626,459,566	1.1158	1,814,918,112	1.1022	1,792,683,733	68.79
2	国内株式インデックス・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	135,925,911	2.2645	307,816,743	2.2248	302,407,966	11.60
3	先進国株式インデックス・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	90,166,958	2.6296	237,108,412	2.7734	250,069,041	9.60
4	先進国債券インデックス・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	175,340,004	1.3568	237,901,318	1.3445	235,744,635	9.05
5	新興国株式インデックス・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	15,874,467	1.8260	28,988,364	1.7942	28,481,968	1.09

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.12

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	2,859,147,781	(同左)	0.9937	(同左)
第2期(2021年8月2日)	2,677,243,554	(同左)	1.0651	(同左)
2021年1月末現在	2,712,265,325	-	1.0351	-
2021年2月末現在	2,721,258,446	-	1.0388	-
2021年3月末現在	2,750,963,363	-	1.0554	-
2021年4月末現在	2,768,456,057	-	1.0601	-
2021年5月末現在	2,697,642,224	-	1.0633	-
2021年6月末現在	2,700,186,042	-	1.0655	-
2021年7月末現在	2,678,498,683	-	1.0636	-
2021年8月末現在	2,691,241,731	-	1.0686	-
2021年9月末現在	2,643,452,873	-	1.0697	-
2021年10月末現在	2,649,329,157	-	1.0762	-
2021年11月末現在	2,633,683,062	-	1.0710	-
2021年12月末現在	2,633,943,185	-	1.0790	-
2022年1月末現在	2,606,181,418	-	1.0575	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.6
第2期	7.2
2021年8月3日～ 2022年2月2日	0.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算していません。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	3,257,845,349	380,628,257	2,877,217,092
第2期	211,258,561	574,821,117	2,513,654,536
2021年8月3日～ 2022年2月2日	178,626,605	230,798,313	2,461,482,828

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,339,645,512	98.67
内 日本	5,339,645,512	98.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	71,779,650	1.33
純資産総額	5,411,425,162	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	3,093,487,538	1.1142	3,447,000,383	1.1022	3,409,641,964	63.01
2	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	312,039,860	2.2986	717,270,703	2.2248	694,226,280	12.83
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	224,350,498	2.6750	600,159,241	2.7734	622,213,671	11.50
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	398,375,163	1.3600	541,822,347	1.3445	535,615,406	9.90
5	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	43,444,539	1.8330	79,638,046	1.7942	77,948,191	1.44

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.67

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	13,793,715	(同左)	1.0168	(同左)
第2期(2019年8月2日)	13,858,197	(同左)	1.0244	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,594,417,445	(同左)	1.0193	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,052,344,724	(同左)	1.1116	(同左)
2021年1月末現在	3,700,050,514	-	1.0720	-
2021年2月末現在	3,709,599,448	-	1.0799	-
2021年3月末現在	3,832,709,027	-	1.0991	-
2021年4月末現在	3,907,476,181	-	1.1052	-
2021年5月末現在	3,926,037,262	-	1.1093	-
2021年6月末現在	4,012,019,920	-	1.1126	-
2021年7月末現在	4,045,610,705	-	1.1099	-
2021年8月末現在	4,055,969,832	-	1.1169	-
2021年9月末現在	4,095,805,436	-	1.1186	-
2021年10月末現在	4,183,237,909	-	1.1273	-
2021年11月末現在	4,238,506,401	-	1.1206	-
2021年12月末現在	4,289,241,481	-	1.1318	-
2022年1月末現在	5,411,425,162	-	1.1064	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	1.7
第2期	0.7
第3期	0.5
第4期	9.1
2021年8月3日～ 2022年2月2日	0.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	14,675,524	1,109,376	13,566,148
第2期	14,898,562	14,936,272	13,528,438
第3期	3,857,981,178	345,007,760	3,526,501,856
第4期	677,822,411	558,736,169	3,645,588,098
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1,529,939,391	284,846,574	4,890,680,915

「ブラックロックLifePathファンド2035」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,433,136,980	98.98
内 日本	5,433,136,980	98.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	56,017,760	1.02
純資産総額	5,489,154,740	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,797,325,327	1.1146	3,118,024,716	1.1022	3,083,211,975	56.17
2	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	372,701,460	2.2897	853,407,026	2.2248	829,186,208	15.11
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	261,028,465	2.6570	693,578,240	2.7734	723,936,344	13.19
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	453,103,528	1.3595	616,002,332	1.3445	609,197,693	11.10
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	44,789,449	1.9687	88,181,467	2.0973	93,936,911	1.71
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	52,205,913	1.8356	95,832,829	1.7942	93,667,849	1.71

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.98

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,201,321	(同左)	1.0497	(同左)
第2期(2019年8月2日)	17,088,463	(同左)	1.0546	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,856,685,256	(同左)	1.0464	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,408,558,969	(同左)	1.1623	(同左)
2021年1月末現在	4,162,200,366	-	1.1145	-
2021年2月末現在	4,191,115,263	-	1.1251	-
2021年3月末現在	4,320,366,361	-	1.1481	-
2021年4月末現在	4,419,090,622	-	1.1557	-
2021年5月末現在	4,383,332,886	-	1.1607	-
2021年6月末現在	4,404,316,432	-	1.1645	-
2021年7月末現在	4,398,582,270	-	1.1600	-
2021年8月末現在	4,454,128,113	-	1.1688	-
2021年9月末現在	4,511,008,583	-	1.1718	-
2021年10月末現在	4,586,728,063	-	1.1839	-
2021年11月末現在	4,617,578,279	-	1.1751	-
2021年12月末現在	4,725,359,823	-	1.1904	-
2022年1月末現在	5,489,154,740	-	1.1595	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	5.0
第2期	0.5
第3期	0.8
第4期	11.1
2021年8月3日～ 2022年2月2日	0.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,365,501	268,405	2,097,096
第2期	15,364,888	1,257,714	16,204,270
第3期	3,929,902,522	260,492,170	3,685,614,622
第4期	481,921,526	374,413,205	3,793,122,943
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1,073,444,138	139,649,479	4,726,917,602

「ブラックロックLifePathファンド2040」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,013,724,870	98.54
内 日本	3,013,724,870	98.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	44,558,149	1.46
純資産総額	3,058,283,019	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,319,904,398	1.1147	1,471,346,466	1.1022	1,454,798,627	47.57
2	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	243,282,546	2.2867	556,330,540	2.2248	541,255,008	17.70
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	167,138,881	2.6438	441,887,771	2.7734	463,542,972	15.16
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	284,182,152	1.3595	386,368,207	1.3445	382,082,903	12.49
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	47,331,844	1.9687	93,186,934	2.0973	99,269,076	3.25
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	36,942,472	1.8306	67,628,828	1.7942	66,282,183	2.17
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,653,914	1.9234	7,028,303	1.7773	6,494,101	0.21

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.54

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	1,732,412	(同左)	1.0290	(同左)
第2期(2019年8月2日)	33,113,410	(同左)	1.0277	(同左)
第3期(2020年8月3日)	2,006,453,744	(同左)	1.0144	(同左)
第4期(2021年8月2日)	2,488,567,472	(同左)	1.1541	(同左)
2021年1月末現在	2,185,454,885	-	1.0951	-
2021年2月末現在	2,229,478,338	-	1.1108	-
2021年3月末現在	2,326,595,268	-	1.1375	-
2021年4月末現在	2,378,243,687	-	1.1462	-
2021年5月末現在	2,399,964,174	-	1.1523	-
2021年6月末現在	2,456,411,837	-	1.1576	-
2021年7月末現在	2,479,978,246	-	1.1515	-
2021年8月末現在	2,541,638,778	-	1.1622	-
2021年9月末現在	2,584,317,195	-	1.1661	-
2021年10月末現在	2,656,199,411	-	1.1819	-
2021年11月末現在	2,659,118,361	-	1.1709	-
2021年12月末現在	2,725,117,520	-	1.1903	-
2022年1月末現在	3,058,283,019	-	1.1548	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	0.1
第3期	1.3
第4期	13.8
2021年8月3日～ 2022年2月2日	0.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,683,579	-	1,683,579
第2期	35,375,919	4,838,338	32,221,160
第3期	2,062,516,308	116,862,219	1,977,875,249
第4期	380,533,761	202,073,553	2,156,335,457
2021年8月3日～ 2022年2月2日	569,189,985	73,502,109	2,652,023,333

「ブラックロックLifePathファンド2045」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,794,618,439	99.04
内 日本	1,794,618,439	99.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	17,364,032	0.96
純資産総額	1,811,982,471	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	632,434,233	1.1147	704,996,342	1.1022	697,069,011	38.47
2	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	168,351,200	2.2814	384,078,034	2.2248	374,547,749	20.67
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	116,359,508	2.6506	308,432,633	2.7734	322,711,459	17.81
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	191,592,363	1.3585	260,294,712	1.3445	257,595,932	14.22
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	40,203,555	1.9906	80,030,571	2.0973	84,318,915	4.65
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	27,414,403	1.8343	50,287,150	1.7942	49,186,921	2.71
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,169,894	1.9136	9,893,573	1.7773	9,188,452	0.51

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,709,629	(同左)	1.0675	(同左)
第2期(2019年8月2日)	18,260,138	(同左)	1.0611	(同左)
第3期(2020年8月3日)	1,121,918,975	(同左)	1.0434	(同左)
第4期(2021年8月2日)	1,487,751,611	(同左)	1.2180	(同左)
2021年1月末現在	1,285,583,245	-	1.1417	-
2021年2月末現在	1,320,680,325	-	1.1647	-
2021年3月末現在	1,383,488,049	-	1.1961	-
2021年4月末現在	1,409,589,144	-	1.2076	-
2021年5月末現在	1,423,039,170	-	1.2154	-
2021年6月末現在	1,472,095,436	-	1.2224	-
2021年7月末現在	1,475,555,891	-	1.2147	-
2021年8月末現在	1,516,095,837	-	1.2283	-
2021年9月末現在	1,560,827,593	-	1.2330	-
2021年10月末現在	1,606,828,874	-	1.2538	-
2021年11月末現在	1,627,003,908	-	1.2402	-
2021年12月末現在	1,690,430,334	-	1.2654	-
2022年1月末現在	1,811,982,471	-	1.2217	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	6.8
第2期	0.6
第3期	1.7
第4期	16.7
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,803,345	265,153	2,538,192
第2期	15,851,395	1,180,650	17,208,937
第3期	1,104,736,239	46,662,052	1,075,283,124
第4期	265,027,873	118,813,366	1,221,497,631
2021年8月3日～ 2022年2月2日	313,028,155	49,506,692	1,485,019,094

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	729,605,176	98.11
内 日本	729,605,176	98.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	14,042,366	1.89
純資産総額	743,647,542	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	191,112,029	1.1143	212,972,130	1.1022	210,643,678	28.33
2	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	77,365,844	2.2922	177,339,990	2.2248	172,123,529	23.15
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	54,267,859	2.6797	145,425,078	2.7734	150,506,480	20.24
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	88,064,848	1.3592	119,698,748	1.3445	118,403,188	15.92
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	22,477,738	2.0021	45,003,020	2.0973	47,142,559	6.34
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	13,423,297	1.8298	24,562,947	1.7942	24,084,079	3.24
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,770,699	1.9011	7,168,572	1.7773	6,701,663	0.90

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.11

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	3,088,442	(同左)	1.0409	(同左)
第2期(2019年8月2日)	7,890,917	(同左)	1.0285	(同左)
第3期(2020年8月3日)	307,801,675	(同左)	1.0016	(同左)
第4期(2021年8月2日)	489,455,176	(同左)	1.1901	(同左)
2021年1月末現在	385,919,376	-	1.1107	-
2021年2月末現在	397,849,991	-	1.1347	-
2021年3月末現在	431,000,739	-	1.1681	-
2021年4月末現在	439,384,392	-	1.1798	-
2021年5月末現在	455,570,466	-	1.1887	-
2021年6月末現在	479,595,533	-	1.1962	-
2021年7月末現在	487,810,709	-	1.1863	-
2021年8月末現在	525,588,443	-	1.2014	-
2021年9月末現在	580,027,037	-	1.2078	-
2021年10月末現在	610,067,975	-	1.2314	-
2021年11月末現在	625,706,698	-	1.2150	-
2021年12月末現在	657,570,348	-	1.2439	-
2022年1月末現在	743,647,542	-	1.1959	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.1
第2期	1.2
第3期	2.6
第4期	18.8
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,967,202	-	2,967,202
第2期	6,766,275	2,061,213	7,672,264
第3期	345,482,022	45,830,136	307,324,150
第4期	175,436,661	71,477,600	411,283,211
2021年8月3日～ 2022年2月2日	245,797,111	32,479,597	624,600,725

「ブラックロックLifePathファンド2055」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	954,016,085	97.10
内 日本	954,016,085	97.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	28,530,617	2.90
純資産総額	982,546,702	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	108,954,529	2.2917	249,699,844	2.2248	242,402,036	24.67
2	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	214,244,074	1.1144	238,767,495	1.1022	236,139,818	24.03
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	74,836,673	2.6755	200,230,617	2.7734	207,552,028	21.12
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	116,962,190	1.3584	158,887,341	1.3445	157,255,664	16.00
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	32,164,546	1.9835	63,799,365	2.0973	67,458,702	6.87
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	18,290,362	1.8315	33,499,859	1.7942	32,816,567	3.34
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,846,661	1.8984	11,099,500	1.7773	10,391,270	1.06

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.10

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2017年8月2日)	1,044,050	(同左)	1.0441	(同左)
第2期(2018年8月2日)	2,905,457	(同左)	1.1154	(同左)
第3期(2019年8月2日)	25,152,700	(同左)	1.1030	(同左)
第4期(2020年8月3日)	386,561,726	(同左)	1.0757	(同左)
第5期(2021年8月2日)	672,238,817	(同左)	1.2883	(同左)
2021年1月末現在	530,168,696	-	1.1987	-
2021年2月末現在	526,104,250	-	1.2258	-
2021年3月末現在	555,560,379	-	1.2636	-
2021年4月末現在	586,031,745	-	1.2768	-
2021年5月末現在	618,273,948	-	1.2865	-
2021年6月末現在	655,628,531	-	1.2954	-
2021年7月末現在	670,099,488	-	1.2839	-
2021年8月末現在	715,865,269	-	1.3012	-
2021年9月末現在	761,794,032	-	1.3093	-
2021年10月末現在	827,669,120	-	1.3369	-
2021年11月末現在	875,640,765	-	1.3180	-
2021年12月末現在	918,387,318	-	1.3518	-
2022年1月末現在	982,546,702	-	1.2963	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.4
第2期	6.8
第3期	1.1
第4期	2.5
第5期	19.8
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,000,000	-	1,000,000
第2期	6,859,967	5,255,174	2,604,793
第3期	27,932,985	7,734,893	22,802,885
第4期	381,193,865	44,636,140	359,360,610
第5期	302,361,226	139,905,731	521,816,105
2021年8月3日～ 2022年2月2日	324,270,923	87,830,547	758,256,481

「ブラックロックLifePathファンド2060」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	112,089,883	99.48
内 日本	112,089,883	99.48
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	585,224	0.52
純資産総額	112,675,107	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,816,442	2.3594	30,240,157	2.2248	28,514,020	25.31
2	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	24,010,930	1.1114	26,686,464	1.1022	26,464,847	23.49
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,133,420	2.8355	25,898,278	2.7734	25,330,627	22.48
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	13,724,818	1.3639	18,719,610	1.3445	18,453,017	16.38
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,974,107	2.1293	8,462,461	2.0973	8,334,894	7.40
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,091,493	1.8563	3,882,634	1.7942	3,752,556	3.33
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	697,644	1.8762	1,308,955	1.7773	1,239,922	1.10

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.48

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	6,537,886	(同左)	0.8987	(同左)
第2期(2021年8月2日)	30,279,379	(同左)	1.0759	(同左)
2021年1月末現在	9,064,359	-	1.0016	-
2021年2月末現在	10,211,474	-	1.0240	-
2021年3月末現在	12,304,378	-	1.0555	-
2021年4月末現在	20,928,291	-	1.0665	-
2021年5月末現在	22,768,192	-	1.0747	-
2021年6月末現在	28,874,666	-	1.0822	-
2021年7月末現在	30,004,987	-	1.0723	-
2021年8月末現在	33,418,076	-	1.0867	-
2021年9月末現在	35,455,352	-	1.0930	-
2021年10月末現在	46,547,328	-	1.1163	-
2021年11月末現在	60,533,928	-	1.1005	-
2021年12月末現在	62,417,115	-	1.1288	-
2022年1月末現在	112,675,107	-	1.0824	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.1
第2期	19.7
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	8,798,364	1,523,918	7,274,446
第2期	45,104,407	24,236,070	28,142,783
2021年8月3日～ 2022年2月2日	95,793,045	19,923,578	104,012,250

「ブラックロックLifePathファンド2065」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	307,755,835	99.83
内 日本	307,755,835	99.83
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	518,034	0.17
純資産総額	308,273,869	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	35,246,426	2.3487	82,786,033	2.2248	78,416,248	25.44
2	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	65,397,348	1.1121	72,734,413	1.1022	72,080,956	23.38
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	25,122,815	2.8176	70,786,970	2.7734	69,675,615	22.60
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	37,779,274	1.3639	51,529,048	1.3445	50,794,233	16.48
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	10,973,261	2.1189	23,251,416	2.0973	23,014,220	7.47
6	新興国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,778,036	1.8472	10,673,615	1.7942	10,366,952	3.36
7	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,917,297	1.8821	3,608,632	1.7773	3,407,611	1.11

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.83

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2022年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	23,403,099	(同左)	0.8950	(同左)
第2期(2021年8月2日)	115,354,837	(同左)	1.0723	(同左)
2021年1月末現在	27,706,758	-	0.9972	-
2021年2月末現在	32,649,433	-	1.0196	-
2021年3月末現在	40,502,535	-	1.0515	-
2021年4月末現在	66,424,101	-	1.0627	-
2021年5月末現在	92,810,161	-	1.0713	-
2021年6月末現在	109,859,759	-	1.0784	-
2021年7月末現在	115,607,478	-	1.0687	-
2021年8月末現在	127,524,845	-	1.0833	-
2021年9月末現在	137,426,435	-	1.0898	-
2021年10月末現在	147,027,185	-	1.1131	-
2021年11月末現在	169,533,934	-	1.0973	-
2021年12月末現在	172,955,416	-	1.1256	-
2022年1月末現在	308,273,869	-	1.0796	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
2021年8月3日～ 2022年2月2日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.5
第2期	19.8
2021年8月3日～ 2022年2月2日	1.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算していません。

(4)設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	44,298,027	18,148,916	26,149,111
第2期	142,883,156	61,457,483	107,574,784
2021年8月3日～ 2022年2月2日	246,990,618	68,485,969	286,079,433

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	45,913,857,350	88.16
内 日本	45,913,857,350	88.16
地方債証券	2,028,047,420	3.89
内 日本	2,028,047,420	3.89
特殊債券	2,073,876,923	3.98
内 日本	2,073,876,923	3.98
社債券	1,921,593,630	3.69
内 日本	1,921,593,630	3.69
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	141,335,416	0.27
純資産総額	52,078,710,739	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	3 5 1 1 0年国債	日本	2028/6/20	0.100000	国債証券	758,000,000	101.09	766,331,900	100.60	762,585,900	1.46
2	1 3 6 5年国債	日本	2023/6/20	0.100000	国債証券	750,000,000	100.35	752,656,000	100.23	751,755,000	1.44
3	1 4 4 5年国債	日本	2025/6/20	0.100000	国債証券	700,000,000	100.95	706,680,000	100.54	703,794,000	1.35
4	3 4 2 1 0年国債	日本	2026/3/20	0.100000	国債証券	695,000,000	100.80	700,580,500	100.57	699,017,100	1.34
5	1 4 9 5年国債	日本	2026/9/20	0.005000	国債証券	680,000,000	100.43	682,938,550	100.13	680,945,200	1.31
6	3 4 5 1 0年国債	日本	2026/12/20	0.100000	国債証券	665,000,000	100.74	669,975,500	100.58	668,896,900	1.28
7	3 6 0 1 0年国債	日本	2030/9/20	0.100000	国債証券	626,000,000	101.13	633,093,400	100.04	626,262,920	1.20
8	3 3 4 1 0年国債	日本	2024/6/20	0.600000	国債証券	600,000,000	101.78	610,683,000	101.56	609,366,000	1.17
9	3 6 1 1 0年国債	日本	2030/12/20	0.100000	国債証券	600,000,000	101.08	606,480,000	99.91	599,472,000	1.15
10	3 4 4 1 0年国債	日本	2026/9/20	0.100000	国債証券	570,000,000	101.04	575,949,600	100.57	573,300,300	1.10
11	3 5 2 1 0年国債	日本	2028/9/20	0.100000	国債証券	570,000,000	101.27	577,287,000	100.56	573,209,100	1.10
12	1 4 7 5年国債	日本	2026/3/20	0.005000	国債証券	560,000,000	100.54	563,051,800	100.18	561,041,600	1.08
13	1 4 5 5年国債	日本	2025/9/20	0.100000	国債証券	553,000,000	100.87	557,811,970	100.54	556,013,850	1.07
14	1 4 0 5年国債	日本	2024/6/20	0.100000	国債証券	545,000,000	100.69	548,763,200	100.36	547,011,050	1.05
15	1 4 3 2 0年国債	日本	2033/3/20	1.600000	国債証券	470,000,000	117.51	552,297,000	114.99	540,453,000	1.04
16	3 5 4 1 0年国債	日本	2029/3/20	0.100000	国債証券	530,000,000	101.39	537,391,000	100.53	532,824,900	1.02
17	4 2 9 2年国債	日本	2023/10/1	0.005000	国債証券	530,000,000	100.19	531,019,200	100.12	530,657,200	1.02
18	1 3 9 5年国債	日本	2024/3/20	0.100000	国債証券	525,000,000	100.57	528,012,500	100.34	526,790,250	1.01
19	1 5 2 2 0年国債	日本	2035/3/20	1.200000	国債証券	472,000,000	114.02	538,183,840	111.29	525,321,840	1.01
20	3 5 7 1 0年国債	日本	2029/12/20	0.100000	国債証券	519,000,000	101.28	525,680,250	100.35	520,832,070	1.00
21	4 2 7 2年国債	日本	2023/8/1	0.005000	国債証券	520,000,000	100.24	521,281,800	100.11	520,582,400	1.00
22	3 5 5 1 0年国債	日本	2029/6/20	0.100000	国債証券	515,000,000	101.54	522,972,200	100.47	517,461,700	0.99
23	1 4 3 5年国債	日本	2025/3/20	0.100000	国債証券	510,000,000	100.80	514,116,000	100.48	512,473,500	0.98
24	3 5 6 1 0年国債	日本	2029/9/20	0.100000	国債証券	509,000,000	101.44	516,364,560	100.41	511,127,620	0.98
25	3 6 3 1 0年国債	日本	2031/6/20	0.100000	国債証券	495,000,000	100.37	496,832,450	99.62	493,163,550	0.95
26	3 4 7 1 0年国債	日本	2027/6/20	0.100000	国債証券	485,000,000	101.34	491,500,500	100.61	488,002,150	0.94
27	1 4 2 5年国債	日本	2024/12/20	0.100000	国債証券	485,000,000	100.83	489,035,200	100.44	487,167,950	0.94
28	3 5 9 1 0年国債	日本	2030/6/20	0.100000	国債証券	482,000,000	101.07	487,176,400	100.16	482,800,120	0.93
29	1 4 1 5年国債	日本	2024/9/20	0.100000	国債証券	477,000,000	100.75	480,596,580	100.39	478,884,150	0.92
30	4 3 1 2年国債	日本	2023/12/1	0.005000	国債証券	460,000,000	100.16	460,757,800	100.11	460,547,400	0.88

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	88.16
地方債証券	3.89
特殊債券	3.98
社債券	3.69
合計	99.73

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	28,320,835,375	99.12
内 アメリカ	13,559,302,436	47.46
内 フランス	2,775,158,047	9.71
内 イタリア	2,478,798,727	8.68
内 ドイツ	2,042,572,282	7.15
内 イギリス	1,658,700,606	5.81
内 スペイン	1,618,020,561	5.66
内 ベルギー	628,138,299	2.20
内 カナダ	565,722,439	1.98
内 オランダ	536,710,888	1.88
内 オーストラリア	444,798,593	1.56
内 オーストリア	389,490,848	1.36
内 中国	252,427,231	0.88
内 アイルランド	221,743,848	0.78
内 メキシコ	201,821,933	0.71
内 フィンランド	166,832,479	0.58
内 マレーシア	141,855,133	0.50
内 イスラエル	126,247,995	0.44
内 ポーランド	124,136,929	0.43
内 デンマーク	123,223,973	0.43
内 シンガポール	123,195,214	0.43
内 スウェーデン	73,825,689	0.26
内 ノルウェー	68,111,225	0.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	250,259,011	0.88
純資産総額	28,571,094,386	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	アメリカ	2031/5/15	1.625000	国債証券	270,129,600	101.50	274,205,900	98.76	266,795,186	0.93
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2024/03/31	アメリカ	2024/3/31	2.125000	国債証券	253,968,000	103.57	263,045,798	101.91	258,819,184	0.91
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.125% 2025/05/15	アメリカ	2025/5/15	2.125000	国債証券	240,115,200	106.03	254,615,902	102.18	245,358,338	0.86
4	FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	フランス	2041/4/25	4.500000	国債証券	143,198,580	175.49	251,300,852	168.50	241,297,338	0.84
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2041/05/15	アメリカ	2041/5/15	2.250000	国債証券	232,034,400	106.16	246,341,848	101.54	235,623,680	0.82
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2023/11/30	アメリカ	2023/11/30	2.875000	国債証券	225,108,000	106.11	238,869,483	103.17	232,248,142	0.81
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/05/15	アメリカ	2028/5/15	2.875000	国債証券	205,483,200	112.21	230,583,147	106.87	219,618,195	0.77
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2023/10/31	アメリカ	2023/10/31	2.875000	国債証券	209,523,600	105.92	221,939,507	103.07	215,964,812	0.76
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2024/02/29	アメリカ	2024/2/29	2.375000	国債証券	210,100,800	105.37	221,385,510	102.42	215,205,592	0.75
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2023/08/15	アメリカ	2023/8/15	2.500000	国債証券	208,946,400	103.24	215,729,408	102.26	213,688,502	0.75
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/02/15	アメリカ	2027/2/15	2.250000	国債証券	203,751,600	107.91	219,876,623	103.00	209,880,060	0.73
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2024/01/31	アメリカ	2024/1/31	2.500000	国債証券	203,174,400	105.27	213,900,771	102.62	208,499,791	0.73
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2024/11/15	アメリカ	2024/11/15	2.250000	国債証券	202,020,000	103.73	209,567,905	102.46	206,999,477	0.72

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.375% 2024/04/15	アメリカ	2024/4/15	0.375000	国債証券	207,792,000	99.42	206,597,170	98.14	203,936,482	0.71
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2047/08/15	アメリカ	2047/8/15	2.750000	国債証券	179,162,880	117.74	210,950,291	112.21	201,047,342	0.70
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2024/04/30	アメリカ	2024/4/30	2.250000	国債証券	196,248,000	104.12	204,350,284	102.25	200,678,910	0.70
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/04/30	アメリカ	2023/4/30	2.750000	国債証券	193,939,200	104.50	202,674,038	102.28	198,378,587	0.69
18	FRANCE O.A.T. 8.5% 2023/4/25	フランス	2023/4/25	8.500000	国債証券	176,907,500	115.59	204,497,942	111.27	196,852,759	0.69
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/11/15	アメリカ	2023/11/15	2.750000	国債証券	190,476,000	105.64	201,227,564	102.89	195,989,385	0.69
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2030/08/15	アメリカ	2030/8/15	0.625000	国債証券	211,832,400	93.58	198,237,097	91.04	192,858,503	0.68
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2028/01/31	アメリカ	2028/1/31	0.750000	国債証券	200,865,600	96.43	193,712,302	94.51	189,857,221	0.66
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2024/08/15	アメリカ	2024/8/15	2.375000	国債証券	184,704,000	103.23	190,676,055	102.69	189,689,563	0.66
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2023/12/31	アメリカ	2023/12/31	2.625000	国債証券	180,086,400	105.69	190,342,880	102.76	185,073,947	0.65
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2023/08/31	アメリカ	2023/8/31	2.750000	国債証券	178,932,000	105.28	188,388,834	102.65	183,684,880	0.64
25	FRANCE O.A.T. 5.5% 2029/4/25	フランス	2029/4/25	5.500000	国債証券	129,946,600	146.32	190,144,102	139.72	181,561,649	0.64
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2025/07/31	アメリカ	2025/7/31	2.875000	国債証券	173,160,000	105.12	182,034,740	104.76	181,412,155	0.63
27	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/02/25	フランス	2024/2/25	-	国債証券	178,837,400	101.66	181,813,640	101.08	180,786,727	0.63
28	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2031/05/25	フランス	2031/5/25	1.500000	国債証券	159,538,400	115.76	184,689,731	111.60	178,049,321	0.62

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2040/11/15	アメリカ	2040/11/15	1.375000	国債証券	200,288,400	92.22	184,713,198	88.02	176,300,732	0.62
30	BUONI POLIENNALI DEL TES 6% 2031/05/01	イタリア	2031/5/1	6.000000	国債証券	122,741,640	150.72	185,005,952	142.79	175,266,714	0.61

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.12

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	10,435,712,770	85.96
内 日本	10,435,712,770	85.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,703,817,129	14.04
純資産総額	12,139,529,899	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	投資信託 受益証券	372,106	30,452.4622	11,331,543,925	28,045.0000	10,435,712,770	85.96

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	85.96

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引所	日経225先物 2022年3月 限	買建	52	1,489,847,055	1,406,600,000	11.59
			日経225mini 2022年3月 限	買建	60	171,928,166	162,300,000	1.34

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	26,411,526,605	99.01
内 アメリカ	20,987,071,699	78.67
内 ドイツ	3,325,729,119	12.47
内 アイルランド	1,241,522,940	4.65
内 カナダ	857,202,847	3.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	264,623,153	0.99
純資産総額	26,676,149,758	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザー・ファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	388,985	49,893.51	19,407,830,425	51,226.49	19,926,340,102	74.70
2	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	ドイツ	投資信託 受益証券	622,342	5,296.16	3,296,023,041	5,343.89	3,325,729,119	12.47
3	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	アイルラ ンド	投資信託 受益証券	1,100,428	1,089.47	1,198,894,137	1,128.21	1,241,522,940	4.65
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	204,055	5,874.33	1,198,688,408	5,198.26	1,060,731,597	3.98
5	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	投資信託 受益証券	296,967	2,749.91	816,633,498	2,886.52	857,202,847	3.21

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,501,157,078	99.84
内 アメリカ	1,501,157,078	99.84
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,446,921	0.16
純資産総額	1,503,603,999	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	224,979	7,454.70	1,677,152,349	6,672.43	1,501,157,078	99.84

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.84

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		3,073,744,300	97.90
	内 日本	3,073,744,300	97.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		65,856,611	2.10
純資産総額		3,139,600,911	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	330	733,759.66	242,140,689	664,000.00	219,120,000	6.98
2	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	516	378,450.94	195,280,686	358,000.00	184,728,000	5.88
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	277	687,004.58	190,300,269	630,000.00	174,510,000	5.56
4	G L P投資法人	日本	投資証券	898	186,576.89	167,546,049	184,700.00	165,860,600	5.28
5	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	943	168,778.63	159,158,256	159,300.00	150,219,900	4.78
6	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	422	324,713.86	137,029,253	342,000.00	144,324,000	4.60
7	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	1,397	104,357.40	145,787,300	96,700.00	135,089,900	4.30
8	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	277	368,343.37	102,031,115	338,500.00	93,764,500	2.99
9	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	552	188,104.08	103,833,457	164,800.00	90,969,600	2.90
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	623	141,995.53	88,463,219	135,500.00	84,416,500	2.69
11	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	414	209,135.26	86,582,001	192,500.00	79,695,000	2.54
12	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	192	415,805.69	79,834,694	375,000.00	72,000,000	2.29
13	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	885	85,501.32	75,668,675	78,200.00	69,207,000	2.20
14	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	357	189,140.91	67,523,306	183,600.00	65,545,200	2.09
15	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	101	631,782.13	63,809,996	622,000.00	62,822,000	2.00

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	86	711,185.90	61,161,988	696,000.00	59,856,000	1.91
17	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	103	593,028.13	61,081,898	566,000.00	58,298,000	1.86
18	アクティブア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	150	458,956.87	68,843,531	388,500.00	58,275,000	1.86
19	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	181	337,015.90	60,999,879	318,000.00	57,558,000	1.83
20	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	893	66,882.73	59,726,284	55,800.00	49,829,400	1.59
21	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	441	113,909.68	50,234,169	112,200.00	49,480,200	1.58
22	イオンリート投資法人	日本	投資証券	339	154,059.20	52,226,071	145,900.00	49,460,100	1.58
23	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	102	507,924.43	51,808,292	484,500.00	49,419,000	1.57
24	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	326	155,382.09	50,654,563	141,000.00	45,966,000	1.46
25	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	1,219	43,494.79	53,020,161	36,050.00	43,944,950	1.40
26	N T T 都市開発リート投資法人	日本	投資証券	279	150,981.51	42,123,843	154,400.00	43,077,600	1.37
27	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	59	726,434.22	42,859,619	719,000.00	42,421,000	1.35
28	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	256	173,454.96	44,404,470	165,200.00	42,291,200	1.35
29	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	199	220,360.41	43,851,722	200,200.00	39,839,800	1.27
30	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	126	326,458.65	41,133,790	308,000.00	38,808,000	1.24

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.90

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物 2022年3月限	買建	11	22,058,960	21,279,500	0.68

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	11,238,222	0.42
内 アメリカ	6,133,060	0.23
内 イギリス	3,255,489	0.12
内 オランダ	1,466,994	0.06
内 カナダ	382,679	0.01
投資信託受益証券	548,648	0.02
内 韓国	548,648	0.02
投資証券	2,582,309,285	97.17
内 アメリカ	1,982,158,126	74.59
内 オーストラリア	165,696,568	6.24
内 イギリス	141,030,344	5.31
内 シンガポール	85,862,698	3.23
内 カナダ	49,045,264	1.85
内 フランス	48,501,889	1.83
内 香港	34,678,131	1.30
内 ベルギー	33,253,639	1.25
内 スペイン	10,599,169	0.40
内 ニュージーランド	9,678,826	0.36
内 ガーンジー	5,777,004	0.22
内 韓国	3,982,345	0.15
内 ドイツ	3,121,263	0.12
内 オランダ	3,075,909	0.12
内 アイルランド	2,862,691	0.11
内 イスラエル	2,282,489	0.09
内 イタリア	702,930	0.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	63,289,991	2.38
純資産総額	2,657,386,146	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	10,647	16,710.00	177,911,400	17,901.28	190,594,936	7.17
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	1,297	95,865.47	124,337,518	81,680.72	105,939,902	3.99
3	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ	投資証券	2,197	38,284.52	84,111,093	41,624.20	91,448,369	3.44
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	4,733	17,242.11	81,606,946	16,900.41	79,989,668	3.01
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	4,087	18,247.60	74,577,944	17,186.70	70,242,072	2.64
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	8,145	7,940.68	64,676,872	8,021.92	65,338,584	2.46
7	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	6,267	9,519.87	59,661,032	9,703.88	60,814,256	2.29
8	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2,013	27,139.94	54,632,707	28,093.47	56,552,172	2.13
9	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	4,916	9,828.56	48,317,208	10,261.46	50,445,345	1.90
10	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	24,477	1,798.40	44,019,481	1,852.28	45,338,389	1.71
11	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	2,029	23,675.82	48,038,254	21,882.80	44,400,214	1.67
12	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	1,929	22,750.91	43,886,515	22,731.29	43,848,659	1.65
13	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	8,587	4,751.79	40,803,675	4,801.14	41,227,471	1.55
14	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	1,659	23,246.15	38,565,367	23,637.49	39,214,603	1.48
15	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	5,480	6,503.88	35,641,315	6,602.01	36,179,034	1.36
16	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	1,671	22,539.65	37,663,771	21,633.45	36,149,504	1.36
17	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	938	38,839.78	36,431,721	38,342.24	35,965,022	1.35
18	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	17,295	1,992.02	34,451,986	1,977.32	34,197,777	1.29
19	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	5,749	6,350.59	36,509,577	5,942.85	34,165,451	1.29
20	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	7,770	4,107.35	31,914,149	4,033.47	31,340,089	1.18
21	LINK REIT	香港	投資証券	30,100	1,016.70	30,602,865	988.56	29,755,881	1.12

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
22	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	9,058	3,406.73	30,858,204	3,258.87	29,518,855	1.11
23	UDR INC	アメリカ	投資証券	4,182	6,363.36	26,611,607	6,510.81	27,228,232	1.02
24	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	1,469	18,655.30	27,404,643	18,277.61	26,849,816	1.01
25	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	2,048	13,222.49	27,079,675	13,079.35	26,786,512	1.01
26	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	8,904	2,642.42	23,528,121	2,793.64	24,874,641	0.94
27	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	2,673	9,038.95	24,161,118	8,898.11	23,784,661	0.90
28	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	アメリカ	投資証券	8,583	2,479.65	21,282,846	2,568.53	22,045,778	0.83
29	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	2,463	9,791.62	24,116,762	8,914.27	21,955,863	0.83
30	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	4,171	5,302.15	22,115,306	5,194.79	21,667,510	0.82

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	0.42
業種	
不動産	0.42
投資信託受益証券	0.02
投資証券	97.17
合計	97.62

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

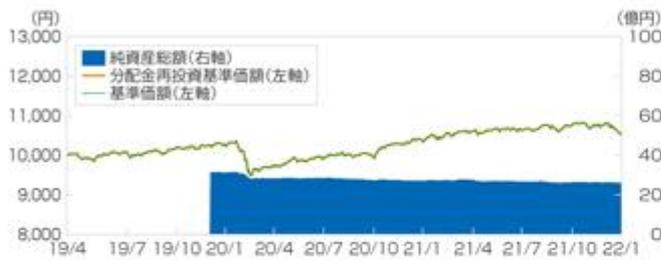
(参考情報)

運用実績

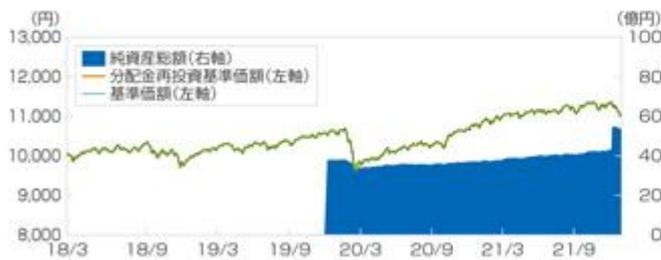
2022年1月末現在

基準価額・純資産の推移

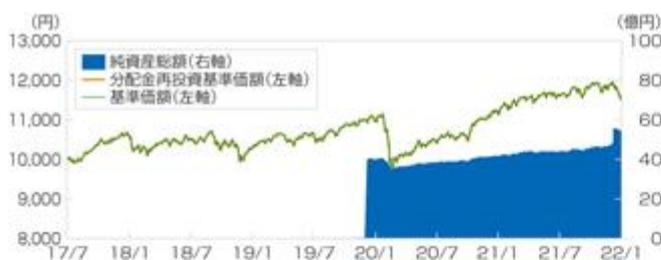
ブラックロックLifePathファンド2025



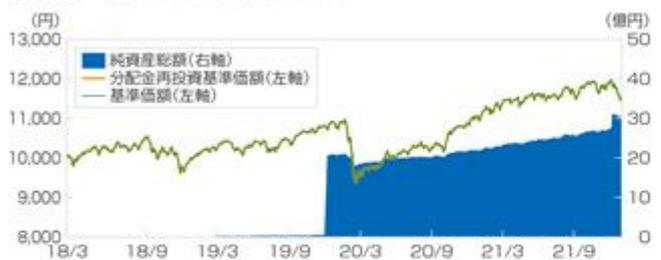
ブラックロックLifePathファンド2030



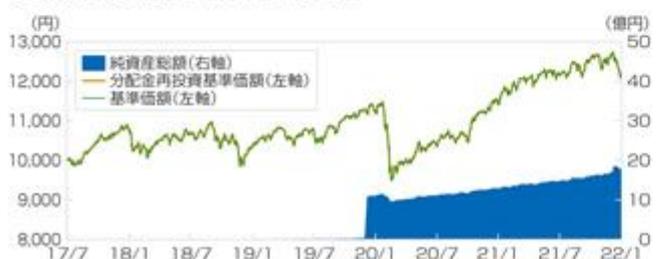
ブラックロックLifePathファンド2035



ブラックロックLifePathファンド2040



ブラックロックLifePathファンド2045



分配の推移

ブラックロックLifePathファンド2025

設定来累計		0円
第1期	2020年8月	0円
第2期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2030

設定来累計		0円
第1期	2018年8月	0円
第2期	2019年8月	0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2035

設定来累計		0円
第1期	2018年8月	0円
第2期	2019年8月	0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2040

設定来累計		0円
第1期	2018年8月	0円
第2期	2019年8月	0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円

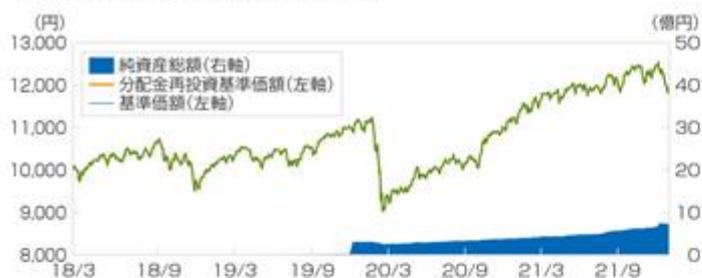
※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2045

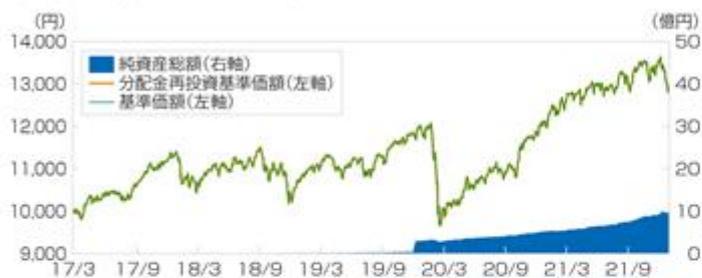
設定来累計		0円
第1期	2018年8月	0円
第2期	2019年8月	0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

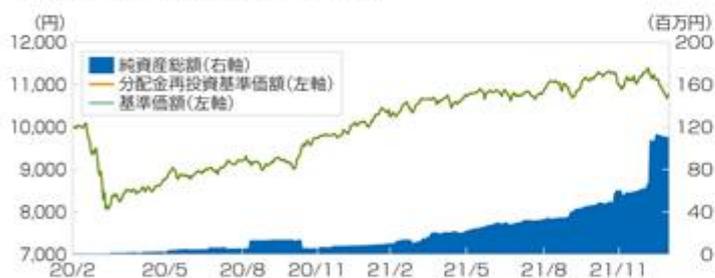
ブラックロックLifePathファンド2050



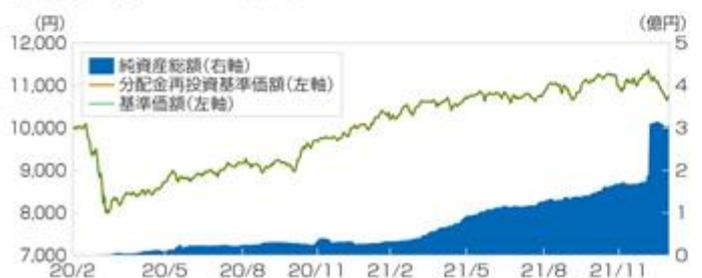
ブラックロックLifePathファンド2055



ブラックロックLifePathファンド2060



ブラックロックLifePathファンド2065



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと算出しています。

ブラックロックLifePathファンド2050

設定来累計		0円
第1期	2018年8月	0円
第2期	2019年8月	0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2055

設定来累計		0円
第1期	2017年8月	0円
第2期	2018年8月	0円
第3期	2019年8月	0円
第4期	2020年8月	0円
第5期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2060

設定来累計		0円
第1期	2020年8月	0円
第2期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

ブラックロックLifePathファンド2065

設定来累計		0円
第1期	2020年8月	0円
第2期	2021年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

ブラックロックLifePathファンド2025

	銘柄名	国	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	10.0
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	7.2
3	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	1.2
4	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	1.1
5	351 10年国債	日本	国内債券	1.0
6	136 5年国債	日本	国内債券	1.0
7	144 5年国債	日本	国内債券	0.9
8	342 10年国債	日本	国内債券	0.9
9	149 5年国債	日本	国内債券	0.9
10	345 10年国債	日本	国内債券	0.9

ブラックロックLifePathファンド2030

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	11.0
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	8.6
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	1.4
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	1.4
5	351 10年国債	日本	国内債券	0.9
6	136 5年国債	日本	国内債券	0.9
7	144 5年国債	日本	国内債券	0.9
8	342 10年国債	日本	国内債券	0.8
9	149 5年国債	日本	国内債券	0.8
10	345 10年国債	日本	国内債券	0.8

ブラックロックLifePathファンド2035

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	13.0
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	9.9
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	1.7
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	1.6
5	351 10年国債	日本	国内債券	0.8
6	136 5年国債	日本	国内債券	0.8
7	144 5年国債	日本	国内債券	0.8
8	342 10年国債	日本	国内債券	0.8
9	149 5年国債	日本	国内債券	0.7
10	345 10年国債	日本	国内債券	0.7

ブラックロックLifePathファンド2040

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	15.2
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	11.3
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	2.2
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	1.9
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	0.7
6	351 10年国債	日本	国内債券	0.7
7	136 5年国債	日本	国内債券	0.7
8	144 5年国債	日本	国内債券	0.6
9	342 10年国債	日本	国内債券	0.6
10	149 5年国債	日本	国内債券	0.6

ブラックロックLifePathファンド2045

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	17.8
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	13.3
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	2.7
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	2.2
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	0.8
6	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	0.7
7	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	0.6
8	351 10年国債	日本	国内債券	0.6
9	136 5年国債	日本	国内債券	0.6
10	144 5年国債	日本	国内債券	0.5

ブラックロックLifePathファンド2050

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	19.9
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	15.1
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	3.2
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	2.5
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	0.9
6	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	0.8
7	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	0.7
8	PROLOGIS INC	アメリカ	外国リート	0.5
9	351 10年国債	日本	国内債券	0.4
10	136 5年国債	日本	国内債券	0.4

ブラックロックLifePathファンド2055

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	21.2
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	15.8
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	3.3
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	2.6
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	1.0
6	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	0.8
7	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	0.7
8	PROLOGIS INC	アメリカ	外国リート	0.5
9	351 10年国債	日本	国内債券	0.4
10	136 5年国債	日本	国内債券	0.3

ブラックロックLifePathファンド2060

	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	21.8
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	16.8
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	3.3
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	2.8
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	1.0
6	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	0.9
7	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	0.7
8	PROLOGIS INC	アメリカ	外国リート	0.5
9	351 10年国債	日本	国内債券	0.3
10	136 5年国債	日本	国内債券	0.3

ブラックロックLifePathファンド2065

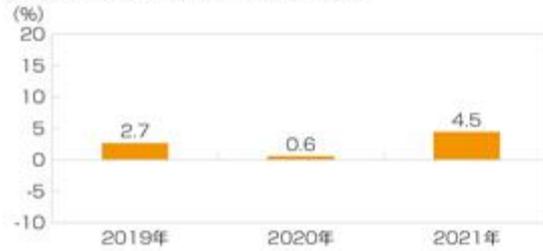
	銘柄名	国名	資産の種類	比率
1	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	日本	上場投資信託証券	21.9
2	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	上場投資信託証券	16.9
3	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	アメリカ	上場投資信託証券	3.4
4	iShares CORE EURO STOXX 50 UCITS ETF(DE)	ドイツ	上場投資信託証券	2.8
5	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist)	アイルランド	上場投資信託証券	1.1
6	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	上場投資信託証券	0.9
7	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	カナダ	上場投資信託証券	0.7
8	PROLOGIS INC	アメリカ	外国リート	0.5
9	351 10年国債	日本	国内債券	0.3
10	136 5年国債	日本	国内債券	0.3

※ マザーファンドを通じて実質的に投資をしている有価証券も含まれます。比率は各ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

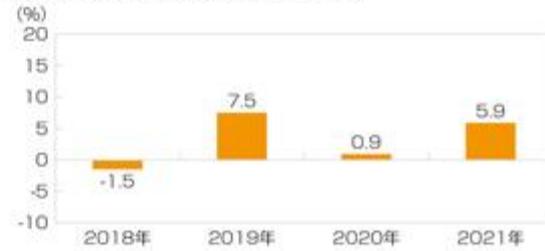
年間収益率の推移

※各ファンドの設定日の年の収益率は、各ファンドのそれぞれの設定日からその年の年末までの収益率を表示しています。
 ※ファンドの年間収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

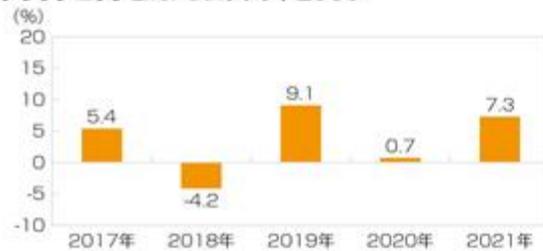
ブラックロックLifePathファンド2025



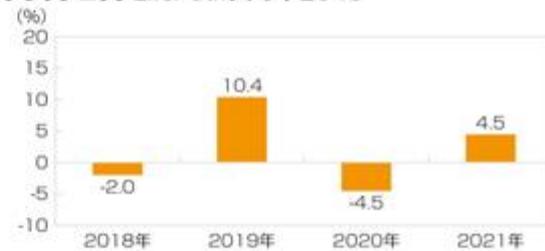
ブラックロックLifePathファンド2030



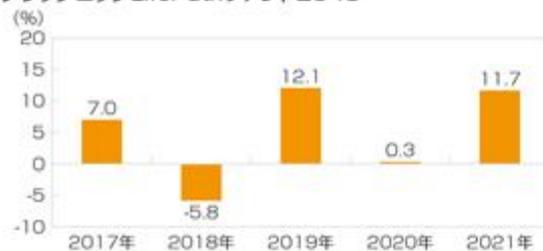
ブラックロックLifePathファンド2035



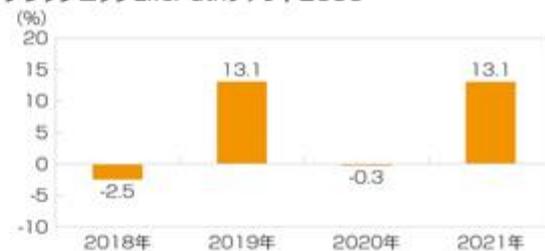
ブラックロックLifePathファンド2040



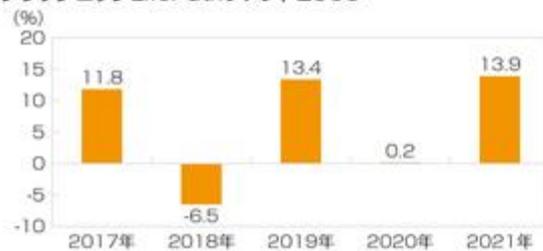
ブラックロックLifePathファンド2045



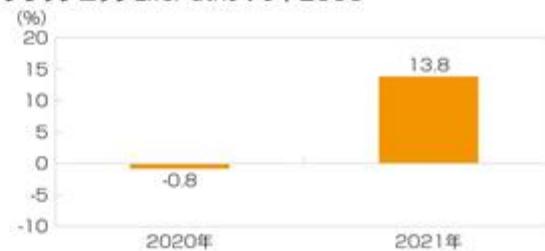
ブラックロックLifePathファンド2050



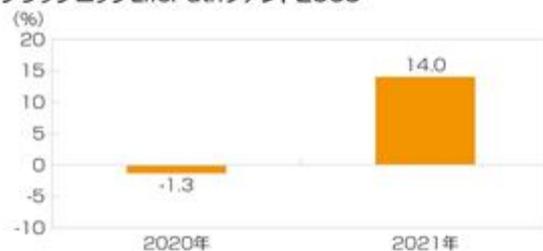
ブラックロックLifePathファンド2055



ブラックロックLifePathファンド2060



ブラックロックLifePathファンド2065



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。

また、確定拠出年金制度において申込を行う場合は、当該規定にしたがうものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたはあらかじめ当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までには受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なりますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

a. 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.00%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b. 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

ファンドの受益権の投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を申込することができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

また、確定拠出年金制度に基づく投資者が換金の申込を行う場合は、当該規定にしたがうものとします。

(2) 換金単位

換金単位は各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「LP2025」、「LP2030」、「LP2035」、「LP2040」、「LP2045」、「LP2050」、「LP2055」、「LP2060」、「LP2065」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

国内債券：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

外国債券：原則として、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する金額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額で評価します。

不動産投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03 - 6703 - 4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は以下の通りとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が投資者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ファンド名	信託期間
ブラックロックLifePathファンド2025	2019年4月10日から2045年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2030	2018年3月9日から2050年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2035	2017年7月31日から2055年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2040	2018年3月9日から2060年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2045	2017年7月31日から2065年8月3日まで
ブラックロックLifePathファンド2050	2018年3月9日から2070年8月4日まで
ブラックロックLifePathファンド2055	2017年3月22日から2075年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2060	2020年2月6日から2080年8月2日まで
ブラックロックLifePathファンド2065	2020年2月6日から2085年8月2日まで

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、換金により、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる投資者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . c . ~ e . までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c . ~ e . までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令にしたがい、ファンドを償還させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。
- i . h . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更b . 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a . の事項(a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c . b . の書面決議において、投資者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる投資者としての受託会社を除きます。以下c . において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れ

ている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d . b . の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e . 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

f . b . ~ e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g . a . ~ f . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ f . の規定にしたがいます。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b . 「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方の当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも(ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により)終了させることができます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

< 一般コース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として 5 営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

< 累積投資コース >

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から 10 年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として 6 営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求にかかるこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金にかかる受益権の口数と同口数の抹消

の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

「ブラックロックLifePathファンド2025」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2021年8月3日から2022年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2021年8月3日から2022年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2035」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2021年8月3日から2022年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

「ブラックロックLifePathファンド2045」

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2021年8月3日から2022年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2055」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2060」

「ブラックロックLifePathファンド2065」

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2020年8月4日から2021年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

(4) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(5) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロックLifePathファンド2025】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	20,781,121	19,098,083
親投資信託受益証券	2,845,572,845	2,668,987,237
流動資産合計	2,866,353,966	2,688,085,320
資産合計	2,866,353,966	2,688,085,320
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,192,396
未払受託者報酬	464,366	369,494
未払委託者報酬	5,491,456	4,332,891
その他未払費用	1,250,363	946,985
流動負債合計	7,206,185	10,841,766
負債合計	7,206,185	10,841,766
純資産の部		
元本等		
元本	2,877,217,092	2,513,654,536
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	18,069,311	163,589,018
(分配準備積立金)	5,257,008	97,517,848
元本等合計	2,859,147,781	2,677,243,554
純資産合計	2,859,147,781	2,677,243,554
負債純資産合計	2,866,353,966	2,688,085,320

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 (自 2019年4月10日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	97,259,911	202,713,957
営業収益合計	97,259,911	202,713,957
営業費用		
受託者報酬	464,485	754,454
委託者報酬	5,492,975	8,798,891
その他費用	1,589,079	1,842,644
営業費用合計	7,546,539	11,395,989
営業利益又は営業損失()	104,806,450	191,317,968
経常利益又は経常損失()	104,806,450	191,317,968
当期純利益又は当期純損失()	104,806,450	191,317,968
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	14,416,297	20,882,220
期首剰余金又は期首欠損金()	-	18,069,311
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,329,273	11,222,581
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,066,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	82,329,273	8,155,590
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,008,431	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,008,431	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	18,069,311	163,589,018

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,877,217,092口	2,513,654,536口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 18,069,311円	元本の欠損 -
3 1口当たり純資産額	0.9937円	1.0651円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2019年4月10日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(5,257,008円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,634,858円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は6,891,866円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(22,820,379円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(70,456,632円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(64,113,337円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,957,833円)、分配準備積立金(4,240,837円)により、分配対象収益は163,589,018円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 (2020年 8 月 3 日現在)	第 2 期 (2021年 8 月 2 日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第 1 期 (2020年 8 月 3 日現在)	第 2 期 (2021年 8 月 2 日現在)
期首元本額	1,000,000円	2,877,217,092円
期中追加設定元本額	3,256,845,349円	211,258,561円
期中一部解約元本額	380,628,257円	574,821,117円

2 有価証券関係

第 1 期(2020年 8 月 3 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,311,120
合計	10,311,120

第2期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	157,102,094
合計	157,102,094

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	132,851,176	301,014,194	
	国内債券インデックス・マザーファンド	1,638,526,658	1,828,595,750	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	15,874,467	28,988,364	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	102,099,154	268,255,317	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	178,459,325	242,133,612	
親投資信託受益証券 合計		2,067,810,780	2,668,987,237	
合計		2,067,810,780	2,668,987,237	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2030】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,750,579	23,404,120
親投資信託受益証券	3,574,530,001	4,036,941,753
流動資産合計	3,605,280,580	4,060,345,873
資産合計	3,605,280,580	4,060,345,873
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,897,681	699,519
未払受託者報酬	485,545	526,896
未払委託者報酬	5,922,271	6,143,083
その他未払費用	557,638	631,651
流動負債合計	10,863,135	8,001,149
負債合計	10,863,135	8,001,149
純資産の部		
元本等		
元本	3,526,501,856	3,645,588,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	67,915,589	406,756,626
(分配準備積立金)	8,058,272	186,059,036
元本等合計	3,594,417,445	4,052,344,724
純資産合計	3,594,417,445	4,052,344,724
負債純資産合計	3,605,280,580	4,060,345,873

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自 2019年 8月 3日 至 2020年 8月 3日)	第4期 (自 2020年 8月 4日 至 2021年 8月 2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	134,245,355	335,538,265
営業収益合計	134,245,355	335,538,265
営業費用		
受託者報酬	567,812	1,030,264
委託者報酬	6,909,898	11,982,540
その他費用	1,547,219	1,373,428
営業費用合計	9,024,929	14,386,232
営業利益又は営業損失()	143,270,284	321,152,033
経常利益又は経常損失()	143,270,284	321,152,033
当期純利益又は当期純損失()	143,270,284	321,152,033
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	16,281,898	26,994,655
期首剰余金又は期首欠損金()	329,759	67,915,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	214,442,201	57,014,863
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	214,442,201	57,014,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,867,985	12,331,204
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,867,985	12,331,204
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	67,915,589	406,756,626

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第4期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,526,501,856口	3,645,588,098口
2 1口当たり純資産額	1.0193円	1.1116円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(7,945,949円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(15,295,540円)、収益調整金(その他収益調整金)(44,561,777円)、分配準備積立金(112,323円)により、分配対象収益は67,915,589円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(37,482,052円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(141,711,338円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(172,559,425円)、収益調整金(その他収益調整金)(48,138,165円)、分配準備積立金(6,865,646円)により、分配対象収益は406,756,626円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	13,528,438円	3,526,501,856円
期中追加設定元本額	3,857,981,178円	677,822,411円
期中一部解約元本額	345,007,760円	558,736,169円

2 有価証券関係

第3期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,208,032
合計	2,208,032

第4期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	300,963,983
合計	300,963,983

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	235,710,904	534,073,766	
	国内債券インデックス・マザーファンド	2,226,952,463	2,485,278,948	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	37,124,898	67,793,776	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	211,465,650	555,604,848	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	273,037,924	370,457,855	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	12,054,328	23,732,560	
親投資信託受益証券 合計		2,996,346,167	4,036,941,753	
合計		2,996,346,167	4,036,941,753	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2035】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,416,809	46,712,138
親投資信託受益証券	3,821,808,121	4,370,350,285
流動資産合計	3,864,224,930	4,417,062,423
資産合計	3,864,224,930	4,417,062,423
負債の部		
流動負債		
未払解約金	125,897	149,368
未払受託者報酬	516,227	589,005
未払委託者報酬	6,262,637	7,068,530
その他未払費用	634,913	696,551
流動負債合計	7,539,674	8,503,454
負債合計	7,539,674	8,503,454
純資産の部		
元本等		
元本	3,685,614,622	3,793,122,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	171,070,634	615,436,026
（分配準備積立金）	10,746,195	236,358,570
元本等合計	3,856,685,256	4,408,558,969
純資産合計	3,856,685,256	4,408,558,969
負債純資産合計	3,864,224,930	4,417,062,423

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	190,982,778	448,187,008
営業収益合計	190,982,778	448,187,008
営業費用		
受託者報酬	603,777	1,144,452
委託者報酬	7,313,787	13,734,370
その他費用	1,706,720	1,516,595
営業費用合計	9,624,284	16,395,417
営業利益又は営業損失()	200,607,062	431,791,591
経常利益又は経常損失()	200,607,062	431,791,591
当期純利益又は当期純損失()	200,607,062	431,791,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	15,364,191	27,935,639
期首剰余金又は期首欠損金()	884,193	171,070,634
剰余金増加額又は欠損金減少額		
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	381,507,308	59,239,394
剰余金減少額又は欠損金増加額		
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,077,996	18,729,954
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	171,070,634	615,436,026

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第4期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	3,685,614,622口	3,793,122,943口
2 1口当たり純資産額	1.0464円	1.1623円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(10,612,640円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(64,968,216円)、収益調整金(その他収益調整金)(95,356,223円)、分配準備積立金(133,555円)により、分配対象収益は171,070,634円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(47,721,831円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(178,912,969円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(279,105,898円)、収益調整金(その他収益調整金)(99,971,558円)、分配準備積立金(9,723,770円)により、分配対象収益は615,436,026円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	16,204,270円	3,685,614,622円
期中追加設定元本額	3,929,902,522円	481,921,526円
期中一部解約元本額	260,492,170円	374,413,205円

2 有価証券関係

第3期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	23,345,047
合計	23,345,047

第4期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	391,404,821
合計	391,404,821

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	296,757,072	672,392,173	
	国内債券インデックス・マザーファンド	2,169,403,350	2,421,054,138	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	41,818,967	76,365,615	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	244,212,824	641,644,773	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	346,928,154	470,712,119	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	44,789,449	88,181,467	
親投資信託受益証券 合計		3,143,909,816	4,370,350,285	
合計		3,143,909,816	4,370,350,285	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2040】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,691,998	33,549,131
親投資信託受益証券	1,994,116,876	2,461,826,611
流動資産合計	2,013,808,874	2,495,375,742
資産合計	2,013,808,874	2,495,375,742
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,240,036	2,086,226
未払受託者報酬	267,181	320,099
未払委託者報酬	3,226,475	3,841,794
その他未払費用	621,438	560,151
流動負債合計	7,355,130	6,808,270
負債合計	7,355,130	6,808,270
純資産の部		
元本等		
元本	1,977,875,249	2,156,335,457
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,578,495	332,232,015
（分配準備積立金）	6,520,079	157,479,603
元本等合計	2,006,453,744	2,488,567,472
純資産合計	2,006,453,744	2,488,567,472
負債純資産合計	2,013,808,874	2,495,375,742

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自 2019年 8月 3日 至 2020年 8月 3日)	第4期 (自 2020年 8月 4日 至 2021年 8月 2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	121,292,059	288,956,408
営業収益合計	121,292,059	288,956,408
営業費用		
受託者報酬	315,371	610,083
委託者報酬	3,805,454	7,322,090
その他費用	1,526,147	1,203,884
営業費用合計	5,646,972	9,136,057
営業利益又は営業損失()	126,939,031	279,820,351
経常利益又は経常損失()	126,939,031	279,820,351
当期純利益又は当期純損失()	126,939,031	279,820,351
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,229,454	15,114,074
期首剰余金又は期首欠損金()	892,250	28,578,495
剰余金増加額又は欠損金減少額		
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,468,951	42,744,894
剰余金減少額又は欠損金増加額		
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,073,129	3,797,651
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	28,578,495	332,232,015

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第4期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,977,875,249口	2,156,335,457口
2 1口当たり純資産額	1.0144円	1.1541円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(6,328,501円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(57,477,351円)、分配準備積立金(191,578円)により、分配対象収益は63,997,430円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(30,692,559円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(120,888,143円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(110,418,619円)、収益調整金(その他収益調整金)(64,333,793円)、分配準備積立金(5,898,901円)により、分配対象収益は332,232,015円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	32,221,160円	1,977,875,249円
期中追加設定元本額	2,062,516,308円	380,533,761円
期中一部解約元本額	116,862,219円	202,073,553円

2 有価証券関係

第3期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,329,586
合計	7,329,586

第4期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	270,153,689
合計	270,153,689

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	197,855,547	448,301,098	
	国内債券インデックス・マザーファンド	1,012,769,129	1,130,250,347	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	3,653,914	7,028,303	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	33,445,980	61,075,704	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	159,657,732	419,484,725	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	222,950,693	302,499,500	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	47,331,844	93,186,934	
親投資信託受益証券 合計		1,677,664,839	2,461,826,611	
合計		1,677,664,839	2,461,826,611	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2045】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,887,414	15,798,309
親投資信託受益証券	1,111,614,420	1,474,973,760
流動資産合計	1,124,501,834	1,490,772,069
資産合計	1,124,501,834	1,490,772,069
負債の部		
流動負債		
未払解約金	118,888	1,226
未払受託者報酬	145,473	190,091
未払委託者報酬	1,736,444	2,267,890
その他未払費用	582,054	561,251
流動負債合計	2,582,859	3,020,458
負債合計	2,582,859	3,020,458
純資産の部		
元本等		
元本	1,075,283,124	1,221,497,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	46,635,851	266,253,980
(分配準備積立金)	4,656,014	113,839,214
元本等合計	1,121,918,975	1,487,751,611
純資産合計	1,121,918,975	1,487,751,611
負債純資産合計	1,124,501,834	1,490,772,069

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	80,457,204	202,119,259
営業収益合計	80,457,204	202,119,259
営業費用		
受託者報酬	171,529	357,659
委託者報酬	2,038,533	4,279,185
その他費用	816,846	1,183,071
営業費用合計	3,026,908	5,819,915
営業利益又は営業損失()	83,484,112	196,299,344
経常利益又は経常損失()	83,484,112	196,299,344
当期純利益又は当期純損失()	83,484,112	196,299,344
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,289,246	11,136,886
期首剰余金又は期首欠損金()	1,051,201	46,635,851
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,584,899	40,360,117
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,584,899	40,360,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,805,383	5,904,446
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,805,383	5,904,446
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	46,635,851	266,253,980

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第4期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,075,283,124口	1,221,497,631口
2 1口当たり純資産額	1.0434円	1.2180円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(4,505,888円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(10,494,943円)、収益調整金(その他収益調整金)(31,649,145円)、分配準備積立金(150,126円)により、分配対象収益は46,800,102円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(20,772,659円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(88,874,079円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(114,943,783円)、収益調整金(その他収益調整金)(37,470,983円)、分配準備積立金(4,192,476円)により、分配対象収益は266,253,980円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	17,208,937円	1,075,283,124円
期中追加設定元本額	1,104,736,239円	265,027,873円
期中一部解約元本額	46,662,052円	118,813,366円

2 有価証券関係

第3期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,594,351
合計	5,594,351

第4期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	187,593,788
合計	187,593,788

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	137,818,339	312,268,792	
	国内債券インデックス・マザーファンド	481,670,249	537,543,997	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	4,374,966	8,415,247	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	22,721,871	41,492,408	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	108,980,246	286,334,698	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	147,223,376	199,752,676	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	45,289,487	89,165,942	
親投資信託受益証券 合計		948,078,534	1,474,973,760	
合計		948,078,534	1,474,973,760	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2050】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,171,965	5,436,024
親投資信託受益証券	306,407,252	485,025,444
流動資産合計	308,579,217	490,461,468
資産合計	308,579,217	490,461,468
負債の部		
流動負債		
未払解約金	119,049	17
未払受託者報酬	38,861	59,689
未払委託者報酬	464,118	707,694
その他未払費用	155,514	238,892
流動負債合計	777,542	1,006,292
負債合計	777,542	1,006,292
純資産の部		
元本等		
元本	307,324,150	411,283,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	477,525	78,171,965
(分配準備積立金)	1,550,197	39,272,055
元本等合計	307,801,675	489,455,176
純資産合計	307,801,675	489,455,176
負債純資産合計	308,579,217	490,461,468

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	26,107,561	66,650,558
営業収益合計	26,107,561	66,650,558
営業費用		
受託者報酬	47,089	108,170
委託者報酬	556,693	1,290,064
その他費用	223,324	438,600
営業費用合計	827,106	1,836,834
営業利益又は営業損失()	26,934,667	64,813,724
経常利益又は経常損失()	26,934,667	64,813,724
当期純利益又は当期純損失()	26,934,667	64,813,724
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,507,763	7,241,801
期首剰余金又は期首欠損金()	218,653	477,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,753,948	21,367,371
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,753,948	21,367,371
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,068,172	1,244,854
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,068,172	1,244,854
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	477,525	78,171,965

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第4期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	307,324,150口	411,283,211口
2 1口当たり純資産額	1.0016円	1.1901円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第4期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,477,370円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(7,718,693円)、分配準備積立金(72,827円)により、分配対象収益は9,268,890円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(6,981,191円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(31,024,593円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(27,452,362円)、収益調整金(その他収益調整金)(11,447,548円)、分配準備積立金(1,266,271円)により、分配対象収益は78,171,965円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第3期 (2020年8月3日現在)	第4期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	7,672,264円	307,324,150円
期中追加設定元本額	345,482,022円	175,436,661円
期中一部解約元本額	45,830,136円	71,477,600円

2 有価証券関係

第3期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,438,059
合計	1,438,059

第4期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	63,758,828
合計	63,758,828

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	52,563,022	119,097,295	
	国内債券インデックス・マザーファンド	121,650,598	135,762,067	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	1,983,856	3,815,947	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	8,491,263	15,505,895	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	38,731,600	101,763,405	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	56,350,229	76,455,990	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	16,570,929	32,624,845	
親投資信託受益証券 合計		296,341,497	485,025,444	
合計		296,341,497	485,025,444	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2055】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2020年8月3日現在)	第5期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,160,553	6,177,656
親投資信託受益証券	385,853,555	669,781,075
流動資産合計	390,014,108	675,958,731
資産合計	390,014,108	675,958,731
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,678,144	2,374,224
未払受託者報酬	45,845	79,828
未払委託者報酬	544,915	946,397
その他未払費用	183,478	319,465
流動負債合計	3,452,382	3,719,914
負債合計	3,452,382	3,719,914
純資産の部		
元本等		
元本	359,360,610	521,816,105
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,201,116	150,422,712
（分配準備積立金）	2,013,830	53,765,722
元本等合計	386,561,726	672,238,817
純資産合計	386,561,726	672,238,817
負債純資産合計	390,014,108	675,958,731

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第5期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	24,848,922	90,522,968
営業収益合計	24,848,922	90,522,968
営業費用		
受託者報酬	55,951	141,865
委託者報酬	655,766	1,691,320
その他費用	267,159	576,216
営業費用合計	978,876	2,409,401
営業利益又は営業損失()	25,827,798	88,113,567
経常利益又は経常損失()	25,827,798	88,113,567
当期純利益又は当期純損失()	25,827,798	88,113,567
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,952,666	17,653,732
期首剰余金又は期首欠損金()	2,349,815	27,201,116
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,621,975	67,945,213
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,621,975	67,945,213
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,895,542	15,183,452
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,895,542	15,183,452
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	27,201,116	150,422,712

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

計算期間末日の取扱い

第5期計算期間は前計算期間末が休業日であったため、2020年8月4日から2021年8月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (2020年8月3日現在)	第5期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	359,360,610口	521,816,105口
2 1口当たり純資産額	1.0757円	1.2883円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期 (自 2019年8月3日 至 2020年8月3日)	第5期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,862,822円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(424,475円)、収益調整金(その他収益調整金)(24,954,242円)、分配準備積立金(151,008円)により、分配対象収益は27,392,547円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(9,325,303円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(42,973,314円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(58,434,419円)、収益調整金(その他収益調整金)(38,222,571円)、分配準備積立金(1,467,105円)により、分配対象収益は150,422,712円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第4期 (2020年8月3日現在)	第5期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第4期 (2020年8月3日現在)	第5期 (2021年8月2日現在)
期首元本額	22,802,885円	359,360,610円
期中追加設定元本額	381,193,865円	302,361,226円
期中一部解約元本額	44,636,140円	139,905,731円

2 有価証券関係

第4期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,620,865
合計	3,620,865

第5期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	84,905,243
合計	84,905,243

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	76,692,026	173,768,792	
	国内債券インデックス・マザーファンド	143,197,206	159,808,081	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	3,082,595	5,929,371	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	12,537,171	22,894,127	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	55,904,997	146,884,789	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	81,776,151	110,953,881	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	25,163,569	49,542,034	
親投資信託受益証券 合計		398,353,715	669,781,075	
合計		398,353,715	669,781,075	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2060】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	88,901	640,767
親投資信託受益証券	6,464,704	29,865,540
未収入金	109,817	-
流動資産合計	6,663,422	30,506,307
資産合計	6,663,422	30,506,307
負債の部		
流動負債		
未払解約金	119,228	182,291
未払受託者報酬	348	2,613
未払委託者報酬	4,496	31,387
その他未払費用	1,464	10,637
流動負債合計	125,536	226,928
負債合計	125,536	226,928
純資産の部		
元本等		
元本	7,274,446	28,142,783
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	736,560	2,136,596
(分配準備積立金)	92,039	851,374
元本等合計	6,537,886	30,279,379
純資産合計	6,537,886	30,279,379
負債純資産合計	6,663,422	30,506,307

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 (自 2020年2月6日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	63,861	1,884,370
営業収益合計	63,861	1,884,370
営業費用		
受託者報酬	348	3,857
委託者報酬	4,496	46,884
その他費用	1,779	16,011
営業費用合計	6,623	66,752
営業利益又は営業損失()	57,238	1,817,618
経常利益又は経常損失()	57,238	1,817,618
当期純利益又は当期純損失()	57,238	1,817,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	34,801	978,324
期首剰余金又は期首欠損金()	-	736,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	168,302	2,033,862
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	168,302	1,025,404
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,008,458
剰余金減少額又は欠損金増加額	996,901	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	996,901	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	736,560	2,136,596

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	7,274,446口	28,142,783口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 736,560円	元本の欠損 -
3 1口当たり純資産額	0.8987円	1.0759円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2020年2月6日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(17,521円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(74,518円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(7,285円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は99,324円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(247,457円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(591,837円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(852,848円)、収益調整金(その他収益調整金)(432,374円)、分配準備積立金(12,080円)により、分配対象収益は2,136,596円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
設定元本額	1,000,000円	7,274,446円
期中追加設定元本額	7,798,364円	45,104,407円
期中一部解約元本額	1,523,918円	24,236,070円

2 有価証券関係

第1期(2020年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	173,400
合計	173,400

第2期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,039,016
合計	1,039,016

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	3,426,811	7,764,468	
	国内債券インデックス・マザーファンド	6,289,204	7,018,751	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	148,046	284,766	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	542,539	990,730	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	2,539,661	6,672,705	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	3,602,757	4,888,220	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	1,140,746	2,245,900	
親投資信託受益証券 合計		17,689,764	29,865,540	
合計		17,689,764	29,865,540	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2065】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	271,656	1,090,993
親投資信託受益証券	23,274,767	115,643,604
流動資産合計	23,546,423	116,734,597
資産合計	23,546,423	116,734,597
負債の部		
流動負債		
未払解約金	119,390	1,221,391
未払受託者報酬	1,379	9,412
未払委託者報酬	16,936	111,178
その他未払費用	5,619	37,779
流動負債合計	143,324	1,379,760
負債合計	143,324	1,379,760
純資産の部		
元本等		
元本	26,149,111	107,574,784
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,746,012	7,780,053
(分配準備積立金)	495,283	3,506,402
元本等合計	23,403,099	115,354,837
純資産合計	23,403,099	115,354,837
負債純資産合計	23,546,423	116,734,597

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 (自 2020年2月6日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
営業収益		
有価証券売買等損益	622,827	6,416,243
営業収益合計	622,827	6,416,243
営業費用		
受託者報酬	1,379	13,341
委託者報酬	16,936	158,799
その他費用	6,981	54,496
営業費用合計	25,296	226,636
営業利益又は営業損失()	597,531	6,189,607
経常利益又は経常損失()	597,531	6,189,607
当期純利益又は当期純損失()	597,531	6,189,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	102,248	2,774,515
期首剰余金又は期首欠損金()	-	2,746,012
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,410,369	7,110,973
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,410,369	3,015,339
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,095,634
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,651,664	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,651,664	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	2,746,012	7,780,053

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2020年8月3日現在)	第2期 (2021年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	26,149,111口	107,574,784口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,746,012円	元本の欠損 -
3 1口当たり純資産額	0.8950円	1.0723円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2020年2月6日 至 2020年8月3日)	第2期 (自 2020年8月4日 至 2021年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(69,729円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(425,554円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(48,634円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は543,917円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(801,912円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,613,180円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,953,453円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,320,198円)、分配準備積立金(91,310円)により、分配対象収益は7,780,053円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。当ファンドの主な投資リスクとして、「資産配分リスク」、「株価変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第 1 期 (2020年 8 月 3 日現在)	第 2 期 (2021年 8 月 2 日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て 1 年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第 1 期 (2020年 8 月 3 日現在)	第 2 期 (2021年 8 月 2 日現在)
設定元本額	1,000,000円	26,149,111円
期中追加設定元本額	43,298,027円	142,883,156円
期中一部解約元本額	18,148,916円	61,457,483円

2 有価証券関係

第 1 期(2020年 8 月 3 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	611,871
合計	611,871

第2期(2021年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,395,984
合計	4,395,984

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド	13,175,653	29,853,394	
	国内債券インデックス・マザーファンド	24,505,686	27,348,345	
	国内リート・インデックス・マザーファンド	537,689	1,034,244	
	新興国株式インデックス・マザーファンド	2,113,527	3,859,511	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	9,774,479	25,681,466	
	先進国債券インデックス・マザーファンド	13,968,115	18,951,938	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	4,527,990	8,914,706	
親投資信託受益証券 合計		68,603,139	115,643,604	
合計		68,603,139	115,643,604	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年8月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年8月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	189,500,601
国債証券	35,989,670,060
地方債証券	1,661,454,500
特殊債券	2,309,023,554
社債券	1,420,528,330
未収入金	781,819,671
未収利息	59,132,255
前払費用	5,579,018
流動資産合計	42,416,707,989
資産合計	42,416,707,989
負債の部	
流動負債	
未払金	922,373,600
未払解約金	545,164
流動負債合計	922,918,764
負債合計	922,918,764
純資産の部	
元本等	
元本	37,182,206,949
剰余金	
剰余金又は欠損金()	4,311,582,276
元本等合計	41,493,789,225
純資産合計	41,493,789,225
負債純資産合計	42,416,707,989

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,182,206,949口
2 1口当たり純資産額	1.1160円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	27,607,839,202円
同計算期間中の追加設定元本額	27,381,989,380円
同計算期間中の一部解約元本額	17,807,621,633円
同計算期間末日の元本額	37,182,206,949円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	948,007,137円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	8,088,006,223円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	914,309,002円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	5,250,051,466円
ブラックロックLifePathファンド2055	143,197,206円
ブラックロックLifePathファンド2045	481,670,249円
ブラックロックLifePathファンド2035	2,169,403,350円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	1,632,952,781円
GTAAセレクト・ベガ 2019 - 03（適格機関投資家限定）	1,385,285,403円
GTAAセレクト・ベガ 2020 - 06（適格機関投資家限定）	1,837,233,643円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	3,131,495,101円
ブラックロックLifePathファンド2030	2,226,952,463円
ブラックロックLifePathファンド2040	1,012,769,129円
ブラックロックLifePathファンド2050	121,650,598円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	4,457,778,338円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,638,526,658円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,712,123,312円
ブラックロックLifePathファンド2060	6,289,204円
ブラックロックLifePathファンド2065	24,505,686円
合計	37,182,206,949円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	19,103,780
地方債証券	9,867,960
特殊債券	8,727,406
社債券	3,329,340
合計	34,369,806

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
国債証券	1 4 0 年国債	17,000,000	24,764,580	
	1 0 4 0 年国債	158,000,000	168,451,700	
	1 0 6 2 0 年国債	45,000,000	52,490,250	
	1 1 4 0 年国債	130,000,000	134,377,100	
	1 1 1 2 0 年国債	85,000,000	100,486,150	
	1 1 3 2 0 年国債	10,000,000	11,789,100	
	1 1 4 2 0 年国債	91,000,000	107,692,130	
	1 1 6 2 0 年国債	3,000,000	3,587,970	
	1 1 8 2 0 年国債	103,000,000	121,777,930	
	1 2 4 0 年国債	175,000,000	163,359,000	
	1 2 3 2 0 年国債	33,000,000	39,556,440	
	1 2 5 2 0 年国債	80,000,000	96,944,000	
	1 3 4 0 年国債	288,000,000	267,635,520	
	1 3 0 2 0 年国債	264,000,000	311,353,680	
	1 3 3 2 0 年国債	160,000,000	189,208,000	
	1 3 3 5 年国債	242,000,000	242,629,200	
	1 3 4 2 0 年国債	226,000,000	267,950,120	
	1 3 4 5 年国債	30,000,000	30,097,500	
	1 3 5 5 年国債	300,000,000	301,149,000	
	1 3 6 5 年国債	400,000,000	401,732,000	
	1 3 7 5 年国債	600,000,000	602,946,000	
	1 3 8 2 0 年国債	65,000,000	75,157,550	
	1 3 8 5 年国債	460,000,000	462,635,800	
	1 3 9 5 年国債	145,000,000	145,936,700	
	1 4 3 0 年国債	100,000,000	128,520,000	
	1 4 4 0 年国債	105,000,000	104,191,500	
	1 4 0 2 0 年国債	120,000,000	141,682,800	
	1 4 0 5 年国債	480,000,000	483,326,400	
	1 4 1 2 0 年国債	72,000,000	85,250,880	
	1 4 1 5 年国債	477,000,000	480,596,580	
	1 4 2 2 0 年国債	164,000,000	196,034,120	
	1 4 2 5 年国債	485,000,000	489,035,200	
	1 4 3 2 0 年国債	470,000,000	552,297,000	
	1 4 3 5 年国債	200,000,000	201,786,000	
	1 4 4 5 年国債	900,000,000	908,595,000	
1 4 5 5 年国債	215,000,000	217,143,550		
1 4 6 2 0 年国債	250,000,000	298,122,500		
1 4 6 5 年国債	200,000,000	202,070,000		
1 4 7 2 0 年国債	190,000,000	224,714,900		
1 4 7 5 年国債	260,000,000	261,632,800		
1 4 8 2 0 年国債	50,000,000	58,619,000		
1 4 8 5 年国債	500,000,000	503,190,000		
1 4 9 2 0 年国債	200,000,000	235,006,000		
1 5 0 2 0 年国債	251,000,000	292,156,470		
1 5 1 2 0 年国債	100,000,000	113,922,000		
1 5 2 2 0 年国債	472,000,000	538,183,840		

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	1 5 3 2 0年国債	130,000,000	150,224,100	
	1 5 4 2 0年国債	150,000,000	171,438,000	
	1 5 5 2 0年国債	299,000,000	333,600,280	
	1 5 6 2 0年国債	268,000,000	276,007,840	
	1 5 7 2 0年国債	165,000,000	165,000,000	
	1 5 9 2 0年国債	272,000,000	287,591,040	
	1 6 0 2 0年国債	240,000,000	257,208,000	
	1 6 2 2 0年国債	55,000,000	58,029,400	
	1 6 3 2 0年国債	200,000,000	210,848,000	
	1 6 4 2 0年国債	165,000,000	171,174,300	
	1 6 5 2 0年国債	210,000,000	217,620,900	
	1 6 6 2 0年国債	200,000,000	213,730,000	
	1 6 7 2 0年国債	40,000,000	41,355,600	
	1 6 8 2 0年国債	25,000,000	25,397,250	
	1 7 1 2 0年国債	67,000,000	66,536,360	
	1 7 2 2 0年国債	10,000,000	10,096,200	
	1 7 3 2 0年国債	178,000,000	179,416,880	
	1 7 4 2 0年国債	61,000,000	61,381,250	
	1 7 6 2 0年国債	257,000,000	262,630,870	
	1 7 7 2 0年国債	212,000,000	212,390,080	
	1 8 3 0年国債	50,000,000	64,442,000	
	2 1 3 0年国債	71,000,000	92,293,610	
	2 4 3 0年国債	157,000,000	210,497,750	
	2 6 3 0年国債	40,000,000	53,294,800	
	2 8 3 0年国債	163,000,000	222,077,720	
	2 9 3 0年国債	190,000,000	256,895,200	
	3 0 3 0年国債	180,000,000	241,482,600	
	3 1 3 0年国債	297,000,000	394,715,970	
	3 2 3 0年国債	118,000,000	159,492,340	
	3 2 6 1 0年国債	370,000,000	374,247,600	
	3 3 3 0年国債	107,000,000	139,280,830	
	3 3 0 1 0年国債	250,000,000	254,940,000	
	3 3 2 1 0年国債	55,000,000	55,958,650	
	3 3 3 1 0年国債	235,000,000	239,554,300	
	3 3 4 1 0年国債	100,000,000	102,139,000	
	3 3 5 1 0年国債	100,000,000	102,012,000	
	3 3 8 1 0年国債	386,000,000	393,669,820	
	3 3 9 1 0年国債	100,000,000	102,126,000	
	3 4 3 0年国債	205,000,000	275,409,300	
	3 4 0 1 0年国債	390,000,000	398,747,700	
	3 4 1 1 0年国債	420,000,000	428,047,200	
	3 4 2 1 0年国債	495,000,000	500,296,500	
	3 4 3 1 0年国債	510,000,000	515,757,900	
	3 4 4 1 0年国債	470,000,000	475,583,600	
	3 4 5 1 0年国債	415,000,000	420,170,900	
	3 4 6 1 0年国債	420,000,000	425,472,600	
	3 4 7 1 0年国債	445,000,000	451,060,900	
	3 4 8 1 0年国債	360,000,000	365,115,600	
	3 4 9 1 0年国債	298,000,000	302,407,420	
	3 5 3 0年国債	190,000,000	248,957,000	
	3 5 0 1 0年国債	445,000,000	451,688,350	
	3 5 1 1 0年国債	498,000,000	505,773,780	
	3 5 2 1 0年国債	320,000,000	325,062,400	
	3 5 3 1 0年国債	540,000,000	548,640,000	

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	3 5 4 1 0年国債	580,000,000	589,140,800	
	3 5 5 1 0年国債	515,000,000	522,972,200	
	3 5 6 1 0年国債	374,000,000	379,662,360	
	3 5 7 1 0年国債	369,000,000	374,442,750	
	3 5 8 1 0年国債	422,000,000	427,853,140	
	3 5 9 1 0年国債	602,000,000	609,777,840	
	3 6 3 0年国債	220,000,000	289,278,000	
	3 6 0 1 0年国債	456,000,000	461,426,400	
	3 6 1 1 0年国債	600,000,000	606,480,000	
	3 6 2 1 0年国債	435,000,000	439,184,700	
	3 6 3 1 0年国債	450,000,000	453,771,000	
	3 7 3 0年国債	140,000,000	181,802,600	
	3 9 3 0年国債	121,000,000	157,992,120	
	4 4 0年国債	11,000,000	15,663,780	
	4 0 3 0年国債	78,000,000	100,304,100	
	4 1 3 0年国債	1,000,000	1,267,040	
	4 1 4 2年国債	10,000,000	10,021,400	
	4 1 5 2年国債	140,000,000	140,327,600	
	4 1 6 2年国債	150,000,000	150,381,000	
	4 1 8 2年国債	185,000,000	185,553,150	
	4 2 3 0年国債	101,000,000	128,110,420	
	4 2 0 2年国債	370,000,000	371,254,300	
	4 2 1 2年国債	65,000,000	65,234,000	
	4 2 2 2年国債	5,000,000	5,018,900	
	4 2 4 2年国債	50,000,000	50,122,000	
	4 2 5 2年国債	140,000,000	140,358,400	
	4 2 6 2年国債	920,000,000	922,465,600	
	4 4 3 0年国債	125,000,000	158,900,000	
	4 5 3 0年国債	114,000,000	140,062,680	
	4 7 3 0年国債	47,000,000	58,908,390	
	4 8 3 0年国債	150,000,000	181,215,000	
	4 9 3 0年国債	149,000,000	180,097,790	
	5 0 3 0年国債	189,000,000	202,095,810	
	5 1 3 0年国債	134,000,000	127,505,020	
	5 2 3 0年国債	41,000,000	40,863,060	
	5 3 3 0年国債	31,000,000	31,591,170	
	5 4 3 0年国債	50,000,000	53,286,000	
	5 6 3 0年国債	87,000,000	92,497,530	
	5 7 3 0年国債	65,000,000	69,061,850	
	5 8 3 0年国債	130,000,000	138,028,800	
	5 9 3 0年国債	225,000,000	233,174,250	
	6 3 0年国債	80,000,000	99,465,600	
	6 4 0年国債	5,000,000	6,763,800	
	6 0 3 0年国債	116,000,000	125,882,040	
	6 1 3 0年国債	40,000,000	41,329,200	
	6 2 3 0年国債	62,000,000	60,818,900	
	6 3 3 0年国債	154,000,000	146,818,980	
	6 4 3 0年国債	118,000,000	112,183,780	
	6 5 3 0年国債	167,000,000	158,514,730	
	6 6 3 0年国債	147,000,000	139,306,020	
	6 7 3 0年国債	40,000,000	39,901,600	
	6 8 3 0年国債	143,000,000	142,469,470	
	6 9 3 0年国債	125,000,000	127,643,750	
	7 0 2 0年国債	4,000,000	4,293,080	

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	7 0 3 0年国債	230,000,000	234,310,200	
	7 1 3 0年国債	280,000,000	284,569,600	
	8 4 0年国債	101,000,000	122,921,040	
	8 8 2 0年国債	4,000,000	4,477,280	
	9 4 0年国債	62,000,000	56,579,340	
	9 1 2 0年国債	15,000,000	16,882,950	
	9 7 2 0年国債	10,000,000	11,440,100	
	9 9 2 0年国債	50,000,000	57,174,000	
国債証券	合計	33,965,000,000	35,989,670,060	
地方債証券	1 1 東京都2 0年	100,000,000	112,499,100	
	1 1 2 共同発行地方	100,000,000	100,819,600	
	1 1 3 共同発行地方	100,000,000	100,821,300	
	1 2 1 共同発行地方	20,000,000	20,196,260	
	1 3 2 共同発行地方	100,000,000	101,749,500	
	1 3 5 共同発行地方	100,000,000	101,905,400	
	2 名古屋市2 0年	50,000,000	53,689,200	
	2 - 1 北九州市5年	30,000,000	30,026,820	
	2 2 5 神奈川県公債	70,000,000	70,869,400	
	2 3 - 5 千葉県公債	10,000,000	10,032,270	
	2 4 - 1 新潟市公債	50,000,000	50,486,600	
	2 4 - 1 福岡県公債	100,000,000	100,777,700	
	2 4 - 1 8 兵庫県公債	100,000,000	100,924,700	
	2 4 - 6 埼玉県公債	100,000,000	100,992,500	
	2 5 - 1 岐阜県公債	100,000,000	101,725,600	
	2 5 - 2 広島県公債	100,000,000	101,792,400	
	2 5 - 2 福井県公債	20,000,000	20,299,660	
	2 5 - 9 札幌市公債	20,000,000	20,321,240	
	2 6 - 8 埼玉県公債	100,000,000	101,204,600	
	2 8 - 1 奈良県5年	100,000,000	100,001,200	
	2 8 - 1 1 京都府5年	30,000,000	29,997,630	
	2 9 - 1 0 愛知県5年	100,000,000	100,028,900	
	7 1 8 東京都公債	30,000,000	30,292,920	
地方債証券	合計	1,630,000,000	1,661,454,500	
特殊債券	1 0 公営企業2 0年	100,000,000	106,924,600	
	1 1 2 鉄道建設・運	100,000,000	101,356,600	
	1 3 公営企業2 0年	150,000,000	162,578,250	
	1 3 5 住宅機構R M B S	86,625,000	87,040,800	
	1 5 9 政保道路機構	20,000,000	20,111,840	
	1 6 3 住宅機構R M B S	97,952,000	98,549,507	
	1 6 8 住宅機構R M B S	99,441,000	100,743,677	
	1 7 0 住宅機構R M B S	100,000,000	100,930,000	
	1 8 7 住宅支援機構	100,000,000	100,372,200	
	1 9 政保政策投資C	30,000,000	30,322,440	
	2 1 1 政保預金保険	100,000,000	100,019,700	
	2 2 5 政保道路機構	100,000,000	101,713,700	
	2 2 9 政保道路機構	20,000,000	20,354,060	
	2 6 住宅支援機構	100,000,000	104,984,200	
	2 8 地方公共団5年	100,000,000	100,059,200	
	2 9 政保地方公共団	10,000,000	10,020,260	
	3 2 2 信金中金	100,000,000	100,000,000	
	3 5 4 信金中金	100,000,000	100,034,600	
	3 7 政保地方公共団	120,000,000	120,933,360	
	3 8 道路債券	100,000,000	107,033,000	
	3 9 政保地方公共団	15,000,000	15,124,590	

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	4 2 道路債券	50,000,000	54,032,450	
	4 政保地方公共8年	100,000,000	100,576,700	
	5 1 政保地方公共団	100,000,000	101,653,200	
	5 7 鉄道建設・運	20,000,000	20,304,380	
	8 7 日本政策金融	100,000,000	99,983,000	
	9 農林漁業	100,000,000	112,951,700	
	9 6 地方公共団体	30,000,000	30,315,540	
特殊債券	合計	2,249,018,000	2,309,023,554	
社債券	1 0 ゴールドマン サックス	100,000,000	100,844,600	
	1 5 セブンアンドアイ	100,000,000	101,103,200	
	1 6 成田国際空港	100,000,000	101,773,300	
	1 7 NTTファイナンス	100,000,000	100,994,400	
	1 7 オリエンタルランド	100,000,000	100,321,700	
	1 9 三井住友TB	100,000,000	99,990,500	
	2 5 ニチレイ	100,000,000	100,415,100	
	2 9 西日本高速道	100,000,000	101,267,000	
	3 4 東京センチュリー	100,000,000	99,977,300	
	4 0 0 中国電力	10,000,000	10,100,930	
	4 1 京王電鉄	100,000,000	101,511,000	
	5 1 三菱UFJリース	100,000,000	100,125,900	
	6 TDK	100,000,000	101,129,200	
	6 5 東京瓦斯	100,000,000	100,678,300	
	7 6 三井不動産	100,000,000	100,295,900	
社債券	合計	1,410,000,000	1,420,528,330	
合計		39,254,018,000	41,380,676,444	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	31,800,363
金銭信託	38,688,324
国債証券	29,257,939,891
派生商品評価勘定	272,777
未収入金	444,082,831
未収利息	152,899,561
前払費用	54,518,724
流動資産合計	29,980,202,471
資産合計	29,980,202,471
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	197,076
未払金	366,026,732
未払解約金	115,342,175
流動負債合計	481,565,983
負債合計	481,565,983
純資産の部	
元本等	
元本	21,741,125,329
剰余金	
剰余金又は欠損金()	7,757,511,159
元本等合計	29,498,636,488
純資産合計	29,498,636,488
負債純資産合計	29,980,202,471

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	21,741,125,329口
2 1口当たり純資産額	1.3568円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は公社債であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2021年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	17,944,845,868円
同計算期間中の追加設定元本額	22,570,850,440円
同計算期間中の一部解約元本額	18,774,570,979円
同計算期間末日の元本額	21,741,125,329円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA(適格機関投資家専用)	2,920,298,069円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	417,835,457円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	1,502,253,896円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	6,790,075,565円
ブラックロックLifePathファンド2055	81,776,151円
ブラックロックLifePathファンド2045	147,223,376円
ブラックロックLifePathファンド2035	346,928,154円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	797,764,212円
ブラックロックLifePathファンド2030	273,037,924円
ブラックロックLifePathファンド2040	222,950,693円
ブラックロックLifePathファンド2050	56,350,229円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	5,774,224,787円
ブラックロックLifePathファンド2025	178,459,325円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	2,214,376,619円
ブラックロックLifePathファンド2060	3,602,757円
ブラックロックLifePathファンド2065	13,968,115円
合計	21,741,125,329円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年8月2日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	202,346,345
合計	202,346,345

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2021年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	94,221,104	-	94,269,856	48,752
	イギリスポンド	43,589,002	-	43,491,251	97,751
	イスラエルシェケル	1,452,088	-	1,458,792	6,704
	オーストラリアドル	33,960,887	-	33,827,283	133,604
	シンガポールドル	404,331	-	404,793	462
	ポーランドズロチ	5,811,389	-	5,812,286	897
	ユーロ	34,886,196	-	34,938,009	51,813
	買建				
	カナダドル	16,760,185	-	16,767,932	7,747
	デンマーククローネ	5,453,797	-	5,456,447	2,650
	ノルウェークローネ	7,389,785	-	7,330,338	59,447
	ユーロ	101,300,477	-	101,302,501	2,024
合計	345,229,241	-	345,059,488	75,701	

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY 6.25% 2023/8/15	990,000.000	1,111,584.370	
		US TREASURY N/B 5.25% 2029/2/15	490,000.000	639,679.680	
		US TREASURY N/B 5.375% 2031/2/15	310,000.000	427,860.520	
		US TREASURY N/B 4.625% 2040/2/15	90,000.000	132,549.600	
		US TREASURY N/B 4.5% 2039/8/15	35,000.000	50,636.520	
		US TREASURY N/B 3.75% 2041/8/15	75,000.000	100,233.390	
		US TREASURY N/B 4.25% 2040/11/15	135,000.000	191,293.940	
		US TREASURY N/B 3.125% 2041/11/15	100,000.000	122,804.680	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/8/15	160,000.000	185,887.500	
		US TREASURY N/B 3.125% 2042/2/15	100,000.000	122,945.310	
		US TREASURY N/B 1.625% 2022/8/15	470,000.000	477,417.180	
		US TREASURY N/B 3% 2042/5/15	66,000.000	79,604.760	
		US TREASURY N/B 3.125% 2043/2/15	224,000.000	275,765.000	
		US TREASURY N/B 2.75% 2042/11/15	400,000.000	464,656.230	
		US TREASURY N/B 1.625% 2022/11/15	150,000.000	152,929.680	
		US TREASURY N/B 2.875% 2043/5/15	20,000.000	23,710.930	
		US TREASURY N/B 1.75% 2023/5/15	2,000,000.000	2,056,328.110	
		US TREASURY N/B 2% 2023/2/15	1,310,000.000	1,347,253.120	
		US TREASURY N/B 2.5% 2023/8/15	1,610,000.000	1,685,280.070	
		US TREASURY N/B 3.625% 2043/8/15	285,000.000	377,758.590	
US TREASURY N/B 2.5% 2046/2/15	170,000.000	190,572.640			
US TREASURY N/B 1.625% 2026/2/15	460,000.000	480,232.810			
US TREASURY N/B 1.625% 2023/5/31	1,710,000.000	1,755,221.460			
US TREASURY N/B 1.5% 2023/3/31	890,000.000	909,851.160			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 2% 2024/4/30	140,000.000	146,480.460	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/5/15	1,580,000.000	1,778,240.610	
		US TREASURY N/B 3.125% 2048/5/15	1,000,000.000	1,261,484.380	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/6/30	720,000.000	736,453.110	
		US TREASURY N/B 2.625% 2023/6/30	1,010,000.000	1,057,028.120	
		US TREASURY N/B 2.75% 2025/6/30	550,000.000	597,136.710	
		US TREASURY N/B 2.25% 2023/12/31	50,000.000	52,402.340	
		US TREASURY N/B 1.5% 2026/8/15	1,765,000.000	1,833,600.560	
		US TREASURY N/B 1.75% 2023/1/31	740,000.000	757,979.680	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/9/30	90,000.000	92,250.000	
		US TREASURY N/B 1.625% 2023/10/31	2,480,000.000	2,557,693.730	
		US TREASURY N/B 3% 2047/2/15	200,000.000	245,671.870	
		US TREASURY N/B 2% 2024/5/31	685,000.000	717,323.430	
		US TREASURY N/B 2.375% 2027/5/15	745,000.000	810,449.410	
		US TREASURY N/B 3% 2047/5/15	315,000.000	387,400.770	
		US TREASURY N/B 2% 2022/10/31	950,000.000	972,302.720	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/10/31	700,000.000	741,781.250	
		US TREASURY N/B 2.75% 2047/8/15	1,552,000.000	1,827,358.730	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/11/15	600,000.000	649,593.750	
		US TREASURY N/B 3% 2025/9/30	430,000.000	472,916.000	
		US TREASURY N/B 2.375% 2023/1/31	1,260,000.000	1,302,082.020	
		US TREASURY N/B 2.5% 2025/1/31	50,000.000	53,558.590	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/7/31	880,000.000	924,928.110	
		US TREASURY N/B 2.875% 2025/7/31	1,070,000.000	1,168,473.430	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/4/30	1,680,000.000	1,755,665.610	
		US TREASURY N/B 3% 2048/8/15	400,000.000	494,171.860	
		US TREASURY N/B 2.875% 2028/8/15	155,000.000	174,750.390	
		US TREASURY N/B 2.75% 2028/2/15	1,902,000.000	2,120,878.560	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 3% 2048/2/15	300,000.000	369,972.650	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/8/31	1,550,000.000	1,631,919.910	
		US TREASURY N/B 2.75% 2025/8/31	720,000.000	783,618.740	
		US TREASURY N/B 2.5% 2024/1/31	300,000.000	316,664.060	
		US TREASURY N/B 2.75% 2023/11/15	1,200,000.000	1,268,859.370	
		US TREASURY N/B 3.75% 2043/11/15	246,000.000	332,590.070	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/9/30	500,000.000	528,671.870	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/10/31	1,815,000.000	1,922,552.910	
		US TREASURY N/B 3% 2025/10/31	1,190,000.000	1,310,487.500	
		US TREASURY N/B 3.125% 2028/11/15	40,000.000	45,882.810	
		US TREASURY N/B 2.875% 2023/11/30	1,950,000.000	2,069,208.970	
		US TREASURY N/B 2.875% 2025/11/30	260,000.000	285,258.590	
		US TREASURY N/B 2.625% 2023/12/31	1,560,000.000	1,648,846.850	
		US TREASURY N/B 2.625% 2025/12/31	1,190,000.000	1,294,310.930	
		US TREASURY N/B 2.25% 2026/3/31	1,200,000.000	1,288,078.110	
		US TREASURY N/B 2.625% 2029/2/15	1,160,000.000	1,291,360.930	
		US TREASURY N/B 3% 2049/2/15	365,000.000	452,257.800	
		US TREASURY N/B 2.375% 2024/2/29	1,820,000.000	1,917,753.900	
		US TREASURY N/B 2.5% 2026/2/28	1,640,000.000	1,777,478.100	
		US TREASURY N/B 2.75% 2024/2/15	210,000.000	223,190.620	
		US TREASURY N/B 3.625% 2044/2/15	400,000.000	532,453.110	
		US TREASURY N/B 1.875% 2026/7/31	500,000.000	528,867.190	
		US TREASURY N/B 1.875% 2026/6/30	200,000.000	211,437.500	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/9/30	1,290,000.000	1,348,654.670	
		US TREASURY N/B 2.125% 2026/5/31	325,000.000	347,331.050	
		US TREASURY N/B 2.25% 2024/4/30	200,000.000	210,593.750	
		US TREASURY N/B 2.375% 2026/4/30	350,000.000	377,972.650	
		US TREASURY N/B 2.375% 2029/5/15	365,000.000	400,116.990	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/2/15	780,000.000	794,868.750	
		US TREASURY N/B 1.5% 2030/2/15	650,000.000	668,382.800	
		US TREASURY N/B 2% 2050/2/15	975,000.000	994,385.720	
		US TREASURY N/B 2.25% 2049/8/15	1,817,000.000	1,953,062.030	
		US TREASURY N/B 1.375% 2025/1/31	1,270,000.000	1,310,431.640	
		US TREASURY N/B 1.75% 2024/12/31	380,000.000	396,951.560	
		US TREASURY N/B 2.375% 2049/11/15	455,000.000	502,455.080	
		US TREASURY N/B 1.125% 2040/8/15	1,640,000.000	1,459,728.100	
		US TREASURY N/B 1.625% 2026/10/31	80,000.000	83,631.240	
		US TREASURY N/B 1.125% 2025/2/28	1,400,000.000	1,432,320.310	
		US TREASURY N/B 0.625% 2030/8/15	2,220,000.000	2,111,428.090	
		US TREASURY N/B 0.25% 2025/5/31	1,400,000.000	1,385,507.800	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/5/31	1,200,000.000	1,176,703.120	
		US TREASURY N/B 0.25% 2025/7/31	1,500,000.000	1,482,070.320	
		US TREASURY N/B 1.875% 2051/2/15	725,000.000	718,996.080	
		US TREASURY N/B 1.125% 2031/2/15	980,000.000	970,812.500	
		US TREASURY N/B 0.375% 2025/11/30	1,200,000.000	1,188,281.250	
		US TREASURY N/B 0.625% 2027/11/30	600,000.000	589,125.000	
		US TREASURY N/B 3.375% 2044/5/15	400,000.000	514,125.000	
		US TREASURY N/B 0.25% 2023/4/15	360,000.000	360,576.560	
		US TREASURY N/B 1.25% 2028/6/30	1,000,000.000	1,016,718.750	
		US TREASURY N/B 0.375% 2024/4/15	1,000,000.000	1,001,992.190	
		US TREASURY N/B 1.25% 2028/3/31	1,200,000.000	1,221,937.490	
		US TREASURY N/B 1.125% 2040/5/15	1,290,000.000	1,151,728.120	
		US TREASURY N/B 0.25% 2023/6/15	200,000.000	200,281.250	
		US TREASURY N/B 1.25% 2050/5/15	1,210,000.000	1,029,587.090	
		US TREASURY N/B 1.625% 2031/5/15	800,000.000	828,375.000	
		US TREASURY N/B 0.125% 2023/7/15	200,000.000	199,804.680	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 0.25% 2025/8/31	1,300,000.000	1,283,140.620	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/8/31	200,000.000	195,515.620	
		US TREASURY N/B 0.375% 2025/4/30	300,000.000	298,558.590	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/4/30	480,000.000	471,300.000	
		US TREASURY N/B 0.5% 2027/10/31	250,000.000	243,886.720	
		US TREASURY N/B 0.375% 2026/1/31	200,000.000	197,695.310	
		US TREASURY N/B 0.75% 2028/1/31	1,740,000.000	1,718,657.800	
		US TREASURY N/B 1.875% 2041/2/15	1,395,000.000	1,410,039.830	
		US TREASURY N/B 0.875% 2030/11/15	2,120,000.000	2,057,393.740	
		US TREASURY N/B 1.625% 2050/11/15	860,000.000	803,562.500	
		US TREASURY N/B 1.375% 2040/11/15	1,335,000.000	1,239,672.630	
		US TREASURY N/B 2.375% 2024/8/15	100,000.000	106,085.930	
		US TREASURY N/B 3.125% 2044/8/15	330,000.000	408,516.790	
		US TREASURY N/B 3% 2044/11/15	903,000.000	1,096,510.070	
		US TREASURY N/B 2.5% 2045/2/15	375,000.000	419,472.650	
		US TREASURY N/B 2.125% 2025/5/15	2,080,000.000	2,205,612.460	
		US TREASURY N/B 1.625% 2023/4/30	1,930,000.000	1,979,079.290	
		US TREASURY N/B 2.25% 2027/2/15	1,765,000.000	1,904,683.160	
		US TREASURY N/B 2.25% 2025/11/15	79,000.000	84,545.420	
		US TREASURY N/B 2.875% 2045/8/15	501,000.000	598,401.430	
		US TREASURY N/B 2% 2022/11/30	300,000.000	307,523.430	
		US TREASURY N/B 2.625% 2023/2/28	1,570,000.000	1,631,389.440	
		US TREASURY N/B 2.75% 2025/2/28	900,000.000	972,773.420	
		US TREASURY N/B 2.625% 2025/3/31	820,000.000	883,870.300	
		US TREASURY N/B 2.875% 2046/11/15	798,000.000	958,129.900	
		US TREASURY N/B 1.375% 2023/8/31	100,000.000	102,437.500	
		US TREASURY N/B 2.25% 2046/8/15	1,060,000.000	1,135,773.400	
		US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	1,073,000.000	1,418,078.450	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B 5.25% 2028/11/15	410,000.000	532,663.660	
		US TREASURY N/B 6.25% 2030/5/15	1,085,000.000	1,551,550.000	
		US TREASURY N/B 6% 2026/2/15	690,000.000	856,381.630	
		US TREASURY N/B 6.5% 2026/11/15	700,000.000	908,933.580	
	アメリカドル	小計	113,476,000.000	120,494,607.840 (13,212,233,750)	
	イギリスポンド	TREASURY 4.25% 2032/6/7	750,000.000	1,030,334.680	
		TREASURY 4.25% 2046/12/7	503,000.000	869,033.100	
		TREASURY 4.75% 2030/12/7	360,000.000	496,902.730	
		TSY 4.75% 2038/12/7	20,000.000	32,421.420	
		UNITED KINGDOM GILT 6% 2028/12/7	266,000.000	372,666.000	
		UNITED KINGDOM GILT 5% 2025/3/7	360,000.000	422,168.100	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2036/3/7	20,000.000	29,401.460	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	604,000.000	1,015,354.200	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7	215,000.000	388,616.370	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7	200,000.000	311,072.920	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2040/12/7	460,000.000	728,671.040	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22	481,000.000	836,709.580	
		UNITED KINGDOM GILT 2.25% 2023/9/7	70,000.000	73,198.160	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/1/22	385,000.000	560,107.530	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/7/22	179,000.000	361,270.330	
		UNITED KINGDOM GILT 0.5% 2022/7/22	31,000.000	31,140.180	
		UNITED KINGDOM GILT 1.75% 2057/7/22	49,000.000	61,191.690	
		UNITED KINGDOM GILT 2.75% 2024/9/7	70,000.000	75,633.790	
		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2054/10/22	85,000.000	100,639.860	
		UNITED KINGDOM GILT 0.875% 2029/10/22	115,000.000	118,323.500	
		UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2023/1/31	700,000.000	700,630.000	
		UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2026/1/30	340,000.000	337,858.000	
		UNITED KINGDOM GILT 1.25% 2051/7/31	180,000.000	191,406.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2028/1/31	480,000.000	471,073.920	
		UNITED KINGDOM GILT 0.125% 2024/1/31	540,000.000	539,568.000	
		UNITED KINGDOM GILT 0.25% 2031/7/31	470,000.000	451,566.600	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/1/22	81,000.000	123,491.300	
		UNITED KINGDOM GILT 0.375% 2026/10/22	385,000.000	385,731.500	
		UNITED KINGDOM GILT 2.5% 2065/7/22	705,000.000	1,121,584.500	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5% 2026/7/22	122,000.000	129,384.120	
		イギリスポンド 小計	9,226,000.000	12,367,151.180 (1,884,753,840)	
	イスラエル シュケル	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 6.25% 2026/10/30	250,000.000	337,475.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/1/31	230,000.000	377,476.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4.25% 2023/3/31	870,000.000	942,732.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2047/3/31	205,000.000	272,281.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.25% 2028/9/28	100,000.000	112,210.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2023/11/30	30,000.000	31,275.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2024/3/31	475,000.000	526,870.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.75% 2022/7/31	20,000.000	20,140.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1% 2030/3/31	435,000.000	435,957.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.5% 2025/4/30	50,000.000	50,525.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2037/5/31	460,000.000	445,878.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.75% 2025/8/31	330,000.000	355,377.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2% 2027/3/31	50,000.000	54,475.000	
		イスラエルシュケル 小計	3,505,000.000	3,962,671.000 (134,436,388)	
	オーストラ リアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5.5% 2023/4/21	467,000.000	511,210.890	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2027/4/21	415,000.000	510,470.750	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/4/21	423,000.000	496,614.690	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/4/21	805,000.000	892,028.550	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/5/21	240,000.000	275,604.000	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 2033/4/21	240,000.000	325,478.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/21	690,000.000	713,156.400	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.25% 2032/5/21	60,000.000	60,235.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2026/4/21	305,000.000	358,335.350	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 0.25% 2025/11/21	195,000.000	193,330.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/9/21	50,000.000	49,772.000	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2031/11/21	440,000.000	432,418.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2037/4/21	63,000.000	82,063.800	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/6/21	97,000.000	113,080.660	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.25% 2028/5/21	385,000.000	421,601.950	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/3/21	266,000.000	319,003.160	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21	40,000.000	45,330.400	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2039/6/21	260,000.000	320,330.400	
		AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/5/21	743,000.000	834,247.830	
		オーストラリアドル 小計	6,184,000.000	6,954,314.630 (560,100,500)	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 5.75% 2029/6/1	310,000.000	418,935.240	
		CANADA-GOV'T 8% 2027/6/1	351,000.000	491,823.650	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1	586,000.000	864,587.900	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1	185,000.000	251,140.830	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1% 2022/9/1	230,000.000	231,893.360	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/1	465,000.000	490,885.140	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2025/3/1	390,000.000	397,792.200	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/6/1	60,000.000	60,514.560	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2023/5/1	200,000.000	199,518.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2022/11/1	325,000.000	324,867.070	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2023/2/1	280,000.000	279,696.760	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/6/1	515,000.000	526,818.730	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2024/4/1	660,000.000	654,847.380	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2026/3/1	655,000.000	638,427.190	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.25% 2023/8/1	165,000.000	164,342.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/1	186,000.000	226,848.200	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 2029/6/1	30,000.000	32,713.230	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/6/1	100,000.000	103,233.300	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/3/1	367,000.000	375,171.620	
	カナダドル	小計	6,060,000.000	6,734,057.760 (591,788,996)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.5% 2027/3/1	100,000.000	113,950.000	
		SINGAPORE GOV'T 3.125% 2022/9/1	31,000.000	31,923.800	
		SINGAPORE GOV'T 2.875% 2030/9/1	95,000.000	107,967.500	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2024/9/1	47,000.000	50,595.500	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2042/4/1	33,000.000	38,775.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2023/7/1	40,000.000	41,796.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2033/9/1	70,000.000	84,490.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.25% 2036/8/1	75,000.000	81,633.750	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/6/1	210,000.000	223,673.100	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/3/1	117,000.000	140,517.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2028/5/1	70,000.000	77,091.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/2/1	180,000.000	183,706.200	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2% 2024/2/1	25,000.000	25,962.500	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2050/3/1	60,000.000	62,786.400	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2039/7/1	60,000.000	66,574.200	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/7/1	90,000.000	101,358.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2025/6/1	125,000.000	133,350.000	
	シンガポールドル	小計	1,428,000.000	1,566,149.950 (126,795,500)	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2032/6/1	170,000.000	208,005.200	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/13	360,000.000	375,014.220	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/5/12	1,480,000.000	1,562,288.000	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.5% 2025/5/12	2,270,000.000	2,508,804.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/5/12	230,000.000	230,013.150	
		SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2029/11/12	950,000.000	1,007,418.000	
		SWEDISH GOVERNMENT 3.5% 2039/3/30	610,000.000	924,803.920	
		スウェーデンクローナ 小計	6,070,000.000	6,816,346.490 (86,908,418)	
	デンマーク クローネ	DENMARK - BULLET 4.5% 2039/11/15	1,045,000.000	1,894,386.450	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/11/15	1,600,000.000	1,678,345.600	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	1,650,000.000	1,748,274.000	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0.25% 2052/11/15	600,000.000	595,908.000	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/11/15	1,095,000.000	1,204,975.230	
		DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2031/11/15	1,460,000.000	1,480,895.520	
		デンマーククローネ 小計	7,450,000.000	8,602,784.800 (150,548,734)	
	ノルウェー クローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2023/5/24	640,000.000	656,668.160	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2027/2/17	500,000.000	519,850.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2028/4/26	605,000.000	641,603.340	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2029/9/6	945,000.000	990,586.800	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2024/3/14	1,035,000.000	1,095,127.290	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.375% 2030/8/19	300,000.000	305,538.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.25% 2031/9/17	250,000.000	251,400.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/3/13	650,000.000	670,566.000	
		NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/2/19	560,000.000	573,829.760	
		ノルウェークローネ 小計	5,485,000.000	5,705,169.350 (70,915,255)	
	ポーランド ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2023/10/25	100,000.000	108,070.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 3.25% 2025/7/25	935,000.000	1,022,458.050	
		POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2026/7/25	985,000.000	1,054,270.320	
		POLAND GOVT BOND 5.75% 2022/9/23	660,000.000	702,966.000	
		POLAND GOVT BOND 5.75% 2029/4/25	275,000.000	362,422.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/7/25	410,000.000	441,124.440	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/10/25	695,000.000	766,307.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.25% 2024/10/25	315,000.000	331,159.500	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25	380,000.000	369,623.870	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2024/4/25	560,000.000	590,100.130	
		REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2023/1/25	360,000.000	372,058.950	
		ポーランドズロチ 小計	5,675,000.000	6,120,560.760 (174,399,258)	
	マレーシア リングgit	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.232% 2031/6/30	450,000.000	480,961.300	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.498% 2030/4/15	400,000.000	437,407.870	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.418% 2022/8/15	200,000.000	203,222.290	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.127% 2032/4/15	530,000.000	559,019.350	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.892% 2027/3/15	270,000.000	285,300.620	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.48% 2023/3/15	40,000.000	41,013.940	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.935% 2043/9/30	195,000.000	212,567.200	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.893% 2038/6/8	300,000.000	331,425.580	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.921% 2048/7/6	120,000.000	130,178.200	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.955% 2025/9/15	490,000.000	516,929.530	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.254% 2035/5/31	200,000.000	211,900.000	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.059% 2024/9/30	100,000.000	105,262.870	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.762% 2037/4/7	200,000.000	221,076.910	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.899% 2027/11/16	510,000.000	539,064.850	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2023/8/17	90,000.000	93,311.410	
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.882% 2025/3/14	320,000.000	335,888.060	
		MALAYSIAN GOV'T 3.502% 2027/5/31	390,000.000	404,027.570	
		MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/9/15	165,000.000	188,280.590	
		マレーシアリングgit 小計	4,970,000.000	5,296,838.140 (137,456,658)	
	メキシコ ペソ	MEXICAN BONOS 8% 2023/12/7	3,000,000.000	3,136,920.000	
		MEXICAN BONOS 10% 2036/11/20	2,900,000.000	3,620,505.000	
		MEXICAN BONOS 7.5% 2027/6/3	3,400,000.000	3,537,428.000	
		MEXICAN BONOS 8.5% 2029/5/31	3,600,000.000	3,962,556.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29	700,000.000	742,602.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	1,300,000.000	1,321,138.000	
		MEXICAN BONOS 8% 2047/11/7	3,000,000.000	3,112,470.000	
		MEXICAN BONOS 6.75% 2023/3/9	2,700,000.000	2,744,523.000	
		MEXICAN BONOS 8% 2024/9/5	7,500,000.000	7,877,700.000	
		MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23	4,100,000.000	4,319,678.000	
		MEXICAN BONOS 5.75% 2026/3/5	3,800,000.000	3,691,662.000	
		メキシコペソ 小計	36,000,000.000	38,067,182.000 (210,161,298)	
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2062/1/26	203,000.000	448,604.010	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.4% 2022/11/22	190,000.000	200,266.080	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.65% 2024/10/21	98,000.000	105,625.380	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2026/10/20	120,000.000	128,798.400	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.2% 2025/10/20	40,000.000	43,274.240	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.5% 2026/3/28	230,000.000	286,586.900	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28	375,000.000	649,229.240	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/3/28	300,000.000	433,808.400	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2023/6/22	210,000.000	221,939.340	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2022/9/28	200,000.000	211,572.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 2066/6/22	30,000.000	44,882.100	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.2% 2023/10/22	10,000.000	10,210.840	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2045/6/22	145,000.000	250,367.150	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.6% 2024/6/22	385,000.000	422,556.750	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2034/6/22	105,000.000	145,028.370	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2031/6/22	100,000.000	111,797.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 2047/6/22	175,000.000	216,869.100	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2026/6/22	240,000.000	259,457.280	
		BELGIUM KINGDOM 5.5% 2028/3/28	40,000.000	56,469.120	
		BELGIUM KINGDOM 5% 2035/3/28	295,000.000	493,944.270	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BTPS 5.25% 2029/11/1	459,000.000	641,523.180	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2025/4/11	1,135,000.000	1,169,594.800	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2024/10/18	1,310,000.000	1,344,872.200	
		BUNDESOBLIGATION 0% 2026/4/10	800,000.000	829,728.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	725,000.000	1,006,417.450	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	564,000.000	946,992.090	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	77,000.000	140,533.080	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4	170,000.000	333,817.950	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.25% 2021/9/4	365,000.000	365,908.850	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2044/7/4	485,000.000	781,676.440	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2022/9/4	311,000.000	318,715.910	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2023/5/15	311,000.000	323,752.860	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0% 2026/8/15	275,000.000	285,875.700	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 0.5% 2026/2/15	120,000.000	127,226.400	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2% 2023/8/15	325,000.000	343,791.500	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/8/15	867,000.000	1,163,949.220	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.75% 2024/2/15	200,000.000	213,238.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/8/15	252,000.000	415,811.590	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.5% 2024/5/15	177,000.000	188,620.050	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1% 2024/8/15	100,000.000	105,628.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0.25% 2029/2/15	17,000.000	18,172.690	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/2/15	1,440,000.000	1,512,685.440	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/8/15	73,000.000	72,511.480	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2030/8/15	140,000.000	147,018.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2027/11/15	200,000.000	209,017.200	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2036/5/15	765,000.000	786,638.900	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2031/2/15	110,000.000	115,391.760	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2028/11/15	990,000.000	1,036,713.350	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUONI POLIENNALI DEL 9% 2023/11/1	987,000.000	1,195,276.360	
		BUONI POLIENNALI DEL 7.25% 2026/11/1	770,000.000	1,063,567.120	
		BUONI POLIENNALI DEL 6.5% 2027/11/1	908,000.000	1,265,802.840	
		BUONI POLIENNALI DEL 6% 2031/5/1	954,000.000	1,447,392.190	
		BUONI POLIENNALI DEL 5.75% 2033/2/1	675,000.000	1,047,262.500	
		BUONI POLIENNALI DEL 5% 2034/8/1	730,000.000	1,097,222.120	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.5% 2031/1/4	170,000.000	270,548.540	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4	40,000.000	56,846.800	
		DEUTSCHLAND REP 6.25% 2024/1/4	900,000.000	1,055,878.200	
		DEUTSCHLAND REP 6.5% 2027/7/4	730,000.000	1,052,468.740	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4	48,000.000	83,053.720	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/7/4	67,000.000	101,625.600	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.625% 2022/9/15	15,000.000	15,390.300	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2023/4/15	10,000.000	10,386.740	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2023/9/15	185,000.000	188,000.700	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/9/15	115,000.000	122,740.650	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/4/15	70,000.000	80,673.600	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/9/15	90,000.000	96,417.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2024/9/15	100,000.000	102,360.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/9/15	50,000.000	53,695.100	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/9/15	80,000.000	82,658.560	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/4/15	20,000.000	18,892.600	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2040/9/15	130,000.000	132,410.980	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2030/9/15	150,000.000	154,065.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.75% 2031/4/15	60,000.000	66,051.840	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/4/15	130,000.000	137,411.300	
		FINNISH GOV'T 4% 2025/7/4	46,000.000	54,706.230	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 6% 2025/10/25	207,000.000	266,424.730	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25	518,000.000	1,032,512.820	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2038/10/25	220,000.000	359,607.600	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.25% 2023/10/25	170,000.000	189,035.580	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	293,000.000	613,366.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	973,000.000	1,741,452.040	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2027/10/25	576,000.000	695,501.560	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2023/5/25	134,000.000	140,030.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.25% 2022/10/25	370,000.000	383,502.780	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/5/25	390,000.000	632,697.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2036/5/25	100,000.000	115,508.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.25% 2026/11/25	455,000.000	475,472.270	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.25% 2024/5/25	230,000.000	249,458.000	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2025/5/25	415,000.000	433,708.200	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2026/5/25	100,000.000	105,495.600	
		FRANCE O.A.T. 8.5% 2023/4/25	1,215,000.000	1,409,643.000	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2029/4/25	1,010,000.000	1,477,880.480	
		FRANCE O.A.T. 5.75% 2032/10/25	583,000.000	969,192.020	
		FRANCE O.A.T. 4.75% 2035/4/25	565,000.000	927,222.630	
		FRANCEGOVERNMENTBONDOAT 3.5% 2026/4/25	221,000.000	264,978.550	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/5/25	150,000.000	203,149.200	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/11/25	70,000.000	75,948.740	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/5/25	650,000.000	703,794.000	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.25% 2034/5/25	420,000.000	482,963.880	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2025/3/25	760,000.000	778,981.760	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.5% 2029/5/25	360,000.000	383,925.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/5/25	665,000.000	816,086.670	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25	70,000.000	71,720.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2030/5/25	1,012,000.000	1,262,729.070	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2026/2/25	1,990,000.000	2,047,288.120	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2024/2/25	1,360,000.000	1,384,425.600	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25	420,000.000	424,487.280	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2031/5/25	1,060,000.000	1,235,292.200	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/5/25	660,000.000	719,782.800	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2% 2048/5/25	110,000.000	148,739.360	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.9% 2023/3/20	155,000.000	166,597.100	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 5.4% 2025/3/13	183,000.000	223,389.190	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.4% 2024/3/18	10,000.000	11,073.210	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2022/10/18	29,000.000	29,217.500	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9% 2028/5/15	160,000.000	174,326.720	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/5/15	165,000.000	183,141.750	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/5/15	98,000.000	119,874.770	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2030/10/18	325,000.000	335,799.750	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/18	220,000.000	221,204.720	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/2/18	94,000.000	125,646.980	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1% 2026/5/15	125,000.000	134,577.250	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/5/15	125,000.000	152,802.500	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	190,000.000	268,280.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	163,000.000	262,609.300	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2026/3/1	755,000.000	914,277.290	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	925,000.000	1,507,380.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2025/3/1	310,000.000	368,114.460	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.5% 2022/9/1	453,000.000	482,377.050	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.5% 2022/11/1	1,165,000.000	1,251,642.550	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2023/5/1	230,000.000	249,968.290	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2044/9/1	371,000.000	612,446.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.75% 2028/9/1	820,000.000	1,077,718.660	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2024/3/1	870,000.000	978,478.560	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.05% 2027/8/1	220,000.000	245,414.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2067/3/1	248,000.000	305,451.180	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.6% 2026/6/1	500,000.000	539,572.480	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.45% 2025/5/15	230,000.000	244,192.410	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2035/3/1	135,000.000	176,131.800	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.75% 2024/7/1	90,000.000	95,295.420	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/9/1	465,000.000	702,678.240	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.1% 2026/7/15	100,000.000	110,520.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.75% 2024/9/1	115,000.000	129,277.250	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.1% 2040/3/1	90,000.000	117,102.060	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 0% 2026/4/1	260,000.000	260,572.460	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.65% 2030/12/1	70,000.000	77,095.060	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2030/3/1	590,000.000	743,076.680	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.85% 2025/7/1	1,000,000.000	1,078,350.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 1.8% 2041/3/1	50,000.000	53,990.300	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.5% 2024/12/1	85,000.000	92,769.000	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.25% 2046/9/1	400,000.000	544,132.180	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.45% 2048/3/1	235,000.000	331,538.000	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.5% 2024/10/22	165,000.000	171,603.350	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 2029/6/22	228,000.000	250,952.760	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/6/22	60,000.000	76,351.680	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.1% 2030/6/22	205,000.000	211,791.910	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22	500,000.000	516,730.000	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/22	100,000.000	101,208.200	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2057/6/22	217,000.000	319,975.180	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/1/15	484,000.000	798,297.010	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 1.75% 2023/7/15	150,000.000	157,545.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.75% 2027/7/15	30,000.000	32,538.900	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2040/1/15	15,000.000	16,532.580	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.25% 2029/7/15	145,000.000	153,526.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/1/15	310,000.000	526,306.840	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2052/1/15	89,000.000	86,009.060	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/7/15	555,000.000	573,317.220	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2024/7/15	250,000.000	270,875.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2030/7/15	220,000.000	228,098.200	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2027/1/15	505,000.000	523,214.340	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.25% 2025/7/15	189,000.000	196,643.530	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2024/1/15	100,000.000	102,006.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2026/7/15	150,000.000	159,201.900	
		NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/1/15	365,000.000	511,847.530	
		REP OF AUSTRIA 6.25% 2027/7/15	270,000.000	381,852.430	
		REP OF AUSTRIA 4.85% 2026/3/15	185,000.000	233,025.970	
		REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	265,000.000	434,158.510	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.4% 2034/5/23	105,000.000	137,833.920	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2022/9/20	20,000.000	20,160.000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2024/7/15	275,000.000	280,827.250	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/2/20	235,000.000	250,917.680	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2031/2/20	140,000.000	142,886.040	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2040/10/20	105,000.000	100,191.000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/2/20	160,000.000	206,298.550	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 2117/9/20	41,000.000	76,563.230	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2023/7/15	83,000.000	84,186.730	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/4/20	95,000.000	101,035.350	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/2/20	40,000.000	43,334.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	60,000.000	92,043.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.9% 2040/7/30	529,000.000	916,841.640	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7% 2041/7/30	100,000.000	171,040.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.9% 2026/7/30	660,000.000	869,268.580	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.4% 2023/10/31	40,000.000	44,503.760	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.4% 2023/1/31	475,000.000	517,796.550	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	522,000.000	722,004.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.5% 2027/4/30	520,000.000	574,253.740	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	557,000.000	1,045,377.600	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31	126,000.000	173,342.980	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.45% 2029/4/30	30,000.000	33,477.540	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.5% 2030/4/30	340,000.000	352,665.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2025/1/31	595,000.000	605,298.260	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.85% 2037/7/30	50,000.000	50,904.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/7/30	270,000.000	286,887.960	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2026/1/31	330,000.000	335,870.700	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/31	900,000.000	992,746.800	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2028/1/31	550,000.000	555,699.170	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.75% 2024/10/31	210,000.000	232,561.610	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.6% 2025/4/30	100,000.000	107,896.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.95% 2030/7/30	80,000.000	93,364.160	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.45% 2027/10/31	290,000.000	320,450.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.35% 2033/7/30	35,000.000	43,039.150	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.15% 2025/10/31	80,000.000	88,956.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	187,000.000	264,231.000	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/7/30	314,000.000	510,727.280	
		SPANISH GOV'T 6% 2029/1/31	335,000.000	488,922.450	
		SPANISH GOV'T 5.75% 2032/7/30	730,000.000	1,164,294.510	
		SPANISH GOV'T 4.8% 2024/1/31	1,060,000.000	1,202,941.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPANISH GOV'T 4.65% 2025/7/30	491,000.000	592,812.370	
	ユーロ	小計	73,427,000.000	91,588,082.510 (11,917,441,296)	
国債証券	合計			29,257,939,891 (29,257,939,891)	
合計				29,257,939,891 (29,257,939,891)	

- (注) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示してあります。
 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 140銘柄	100.0%	45.3%
イギリスポンド	国債証券 30銘柄	100.0%	6.4%
イスラエルシェケル	国債証券 13銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 19銘柄	100.0%	1.9%
カナダドル	国債証券 19銘柄	100.0%	2.0%
シンガポールドル	国債証券 17銘柄	100.0%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 7銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 6銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 9銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 11銘柄	100.0%	0.6%
マレーシアリングット	国債証券 18銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券 11銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 217銘柄	100.0%	40.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	4,103,927,324
投資信託受益証券	10,712,931,740
派生商品評価勘定	2,726,793
前払金	76,395,000
差入委託証拠金	118,314,000
流動資産合計	15,014,294,857
資産合計	15,014,294,857
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	42,547,401
未払解約金	1,449,317,147
流動負債合計	1,491,864,548
負債合計	1,491,864,548
純資産の部	
元本等	
元本	5,968,105,377
剰余金	
剰余金又は欠損金()	7,554,324,932
元本等合計	13,522,430,309
純資産合計	13,522,430,309
負債純資産合計	15,014,294,857

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場場で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	5,968,105,377口
2 1口当たり純資産額	2.2658円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	4,287,248,174円
同計算期間中の追加設定元本額	6,853,990,882円
同計算期間中の一部解約元本額	5,173,133,679円
同計算期間末日の元本額	5,968,105,377円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,758,381,044円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	1,000,679,130円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	948,018,621円
ブラックロックLifePathファンド2055	76,692,026円
ブラックロックLifePathファンド2045	137,818,339円
ブラックロックLifePathファンド2035	296,757,072円
ブラックロックLifePathファンド2030	235,710,904円
ブラックロックLifePathファンド2040	197,855,547円
ブラックロックLifePathファンド2050	52,563,022円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	805,002,567円
ブラックロックLifePathファンド2025	132,851,176円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	309,173,465円
ブラックロックLifePathファンド2060	3,426,811円
ブラックロックLifePathファンド2065	13,175,653円
合計	5,968,105,377円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	618,612,185
合計	618,612,185

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2021年8月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,644,560,000	-	2,604,786,000	39,774,000
合計		2,644,560,000	-	2,604,786,000	39,774,000

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 日経225 ETF	372,106	10,712,931,740	
投資信託受益証券	合計		10,712,931,740	
合計			10,712,931,740	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	119,703,548
金銭信託	2,492,843,459
投資信託受益証券	15,905,894,060
流動資産合計	18,518,441,067
資産合計	18,518,441,067
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,485,407,055
流動負債合計	2,485,407,055
負債合計	2,485,407,055
純資産の部	
元本等	
元本	6,102,165,433
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,930,868,579
元本等合計	16,033,034,012
純資産合計	16,033,034,012
負債純資産合計	18,518,441,067

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	6,102,165,433口
2 1口当たり純資産額	2.6274円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	7,694,255,766円
同計算期間中の追加設定元本額	7,925,517,749円
同計算期間中の一部解約元本額	9,517,608,082円
同計算期間末日の元本額	6,102,165,433円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	71,126,159円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	753,967,477円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	576,228,785円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,221,853,485円
ブラックロックLifePathファンド2055	55,904,997円
ブラックロックLifePathファンド2045	108,980,246円
ブラックロックLifePathファンド2035	244,212,824円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,109,569,665円
ブラックロックLifePathファンド2030	211,465,650円
ブラックロックLifePathファンド2040	159,657,732円
ブラックロックLifePathファンド2050	38,731,600円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	1,037,568,786円
ブラックロックLifePathファンド2025	102,099,154円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	398,484,733円
ブラックロックLifePathファンド2060	2,539,661円
ブラックロックLifePathファンド2065	9,774,479円
合計	6,102,165,433円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	513,935,630
合計	513,935,630

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core S&P 500 ETF	248,425.000	109,406,370.000	
		iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	132,470.000	6,763,918.200	
	アメリカドル 小計		380,895.000	116,170,288.200 (12,738,072,101)	
	イギリスポンド	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	545,225.000	3,764,778.620	
	イギリスポンド 小計		545,225.000	3,764,778.620 (573,752,262)	
	カナダドル	iShares S&P/TSX 60 Index ETF	185,696.000	5,717,579.840	
	カナダドル 小計		185,696.000	5,717,579.840 (502,460,916)	
	ユーロ	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	387,010.000	16,074,460.350	
	ユーロ 小計		387,010.000	16,074,460.350 (2,091,608,781)	
投資信託受益証券 合計				15,905,894,060 (15,905,894,060)	
合計				15,905,894,060 (15,905,894,060)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	80.1%
イギリスポンド	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	3.6%
カナダドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	3.2%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	13.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	11,994,089
金銭信託	9,011,107
投資信託受益証券	1,455,733,787
流動資産合計	1,476,738,983
資産合計	1,476,738,983
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,242,044
流動負債合計	1,242,044
負債合計	1,242,044
純資産の部	
元本等	
元本	808,006,084
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	667,490,855
元本等合計	1,475,496,939
純資産合計	1,475,496,939
負債純資産合計	1,476,738,983

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	808,006,084口
2 1口当たり純資産額	1.8261円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年8月2日現在)	
同計算期間の期首元本額	958,851,998円
同計算期間中の追加設定元本額	1,110,704,127円
同計算期間中の一部解約元本額	1,261,550,041円
同計算期間末日の元本額	808,006,084円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	633,335,401円
ブラックロックLifePathファンド2055	12,537,171円
ブラックロックLifePathファンド2045	22,721,871円
ブラックロックLifePathファンド2035	41,818,967円
ブラックロックLifePathファンド2030	37,124,898円
ブラックロックLifePathファンド2040	33,445,980円
ブラックロックLifePathファンド2050	8,491,263円
ブラックロックLifePathファンド2025	15,874,467円
ブラックロックLifePathファンド2060	542,539円
ブラックロックLifePathファンド2065	2,113,527円
合計	808,006,084円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年8月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	41,914,816
合計	41,914,816

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	210,033.000	13,276,185.930	
	アメリカドル 小計		210,033.000	13,276,185.930 (1,455,733,787)	
投資信託受益証券 合計				1,455,733,787 (1,455,733,787)	
合計				1,455,733,787 (1,455,733,787)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	37,633,407
投資証券	4,765,776,690
派生商品評価勘定	245,740
未収配当金	37,579,595
差入委託証拠金	1,237,500
流動資産合計	4,842,472,932
資産合計	4,842,472,932
負債の部	
流動負債	
前受金	390,500
未払解約金	2,693,616
流動負債合計	3,084,116
負債合計	3,084,116
純資産の部	
元本等	
元本	2,515,866,134
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,323,522,682
元本等合計	4,839,388,816
純資産合計	4,839,388,816
負債純資産合計	4,842,472,932

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,515,866,134口
2 1口当たり純資産額	1.9235円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載されております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	2,620,248,645円
同計算期間中の追加設定元本額	832,916,738円
同計算期間中の一部解約元本額	937,299,249円
同計算期間末日の元本額	2,515,866,134円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	646,879,244円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	1,855,205,824円
ブラックロックLifePathファンド2055	3,082,595円
ブラックロックLifePathファンド2045	4,374,966円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,653,914円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,983,856円
ブラックロックLifePathファンド2060	148,046円
ブラックロックLifePathファンド2065	537,689円
合計	2,515,866,134円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年 8 月 2 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	1,085,899,366
合計	1,085,899,366

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの
評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2021年8月2日 現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先 物取引 買建	23,243,000	-	23,496,000	253,000
合計		23,243,000	-	23,496,000	253,000

(注1) 時価の算定方法

- (1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- (2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- (3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資証券	C R E ロジスティクスファンド投資法人	126	26,182,800	
	G L P 投資法人	1,227	239,265,000	
	N T T 都市開発リート投資法人	373	59,232,400	
	O n e リート投資法人	68	23,222,000	
	S O S I L A 物流リート投資法人	173	29,461,900	
	いちごオフィスリート投資法人	428	42,072,400	
	いちごホテルリート投資法人	72	6,458,400	
	伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	158	24,727,000	
	阪急阪神リート投資法人	196	31,791,200	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	142	86,478,000	
	三菱地所物流リート投資法人	110	55,000,000	
	産業ファンド投資法人	585	123,201,000	
	森トラスト総合リート投資法人	272	42,758,400	
	森トラスト・ホテルリート投資法人	89	12,015,000	
	森ヒルズリート投資法人	461	73,206,800	
	星野リゾート・リート投資法人	62	42,408,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,213	116,448,000	
	大江戸温泉リート投資法人	66	5,557,200	
	大和証券オフィス投資法人	86	67,252,000	
	大和証券リビング投資法人	603	72,058,500	
	大和ハウスリート投資法人	565	187,015,000	
	投資法人みらい	471	26,517,300	
	東急リアル・エステート投資法人	263	52,994,500	
	日本都市ファンド投資法人	1,975	226,137,500	
	日本アコモデーションファンド投資法人	142	94,998,000	
	日本ビルファンド投資法人	467	333,438,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	271	116,394,500	
	日本プロロジスリート投資法人	730	266,085,000	
	日本リート投資法人	127	56,959,500	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	256	84,992,000	
	福岡リート投資法人	205	37,535,500	
	平和不動産リート投資法人	246	42,139,800	
	野村不動産マスターファンド投資法人	1,332	229,503,600	
	アクティピア・プロパティーズ投資法人	196	96,040,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	391	144,083,500	
	イオンリート投資法人	429	68,082,300	
	インヴィンシブル投資法人	1,723	73,572,100	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	2,487	56,380,290	
	エスコンジャパンリート投資法人	80	12,040,000	
	オリックス不動産投資法人	780	161,226,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	272	34,326,400		
ケネディクス商業リート投資法人	165	49,582,500		
ケネディクス・オフィス投資法人	121	96,195,000		
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	282	65,480,400		

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	178	61,321,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	163	20,260,900	
	サンケイリアルエステート投資法人	101	13,160,300	
	ザイマックス・リート投資法人	59	7,439,900	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,264	82,539,200	
	ジャパンエクセレント投資法人	364	55,218,800	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	391	267,444,000	
	スターアジア不動産投資法人	473	28,380,000	
	スターアップロード投資法人	62	15,134,200	
	タカラレーベン不動産投資法人	131	16,899,000	
	トーセイ・リート投資法人	96	13,536,000	
	ヒューリックリート投資法人	340	65,110,000	
	フロンティア不動産投資法人	135	68,040,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	88	13,164,800	
	マリモ地方創生リート投資法人	39	5,155,800	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	881	143,162,500	
	ラサールロジポート投資法人	502	99,295,600	
投資証券 合計		25,753	4,765,776,690	
合計		25,753	4,765,776,690	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年 8 月 2 日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	25,339,022
金銭信託	38,413,268
株式	10,075,327
投資信託受益証券	560,906
投資証券	2,577,261,499
未収入金	45,314
未収配当金	4,322,425
流動資産合計	2,656,017,761
資産合計	2,656,017,761
負債の部	
流動負債	
未払解約金	468,552
流動負債合計	468,552
負債合計	468,552
純資産の部	
元本等	
元本	1,348,826,762
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,306,722,447
元本等合計	2,655,549,209
純資産合計	2,655,549,209
負債純資産合計	2,656,017,761

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年8月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,348,826,762口
2 1口当たり純資産額	1.9688円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式及び投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2021年8月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権はすべて1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2021年 8 月 2 日現在)	
同計算期間の期首元本額	964,745,120円
同計算期間中の追加設定元本額	663,053,662円
同計算期間中の一部解約元本額	278,972,020円
同計算期間末日の元本額	1,348,826,762円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	306,838,862円
先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	154,653,839円
ブラックロックLifePathファンド2055	25,163,569円
ブラックロックLifePathファンド2045	45,289,487円
ブラックロックLifePathファンド2035	44,789,449円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	690,465,719円
ブラックロックLifePathファンド2030	12,054,328円
ブラックロックLifePathファンド2040	47,331,844円
ブラックロックLifePathファンド2050	16,570,929円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,140,746円
ブラックロックLifePathファンド2065	4,527,990円
合計	1,348,826,762円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2021年 8 月 2 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	1,571,573
投資信託受益証券	71,104
投資証券	604,583,549
合計	606,226,226

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BROADSTONE NET LEASE	2,369	26.020	61,641.380	
アメリカドル 小計		2,369		61,641.380 (6,758,977)	
イギリスポンド	CAPITAL & COUNTIES PROPERTIE	12,748	1.707	21,760.830	
イギリスポンド 小計		12,748		21,760.830 (3,316,350)	
合計		15,117		10,075,327 (10,075,327)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	韓国ウォン	MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	1,274.000	5,879,510.000	
	韓国ウォン 小計		1,274.000	5,879,510.000 (560,906)	
投資信託受益証券 合計			1,274	560,906 (560,906)	
投資証券	韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	1,419.000	9,677,580.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	374.000	2,094,400.000	
		JR REIT XXVII	1,702.000	9,037,620.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	517.000	3,081,320.000	
		LOTTE REIT CO LTD	1,891.000	11,213,630.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	660.000	5,280,000.000	
	韓国ウォン 小計		6,563.000	40,384,550.000 (3,852,686)	
	香港ドル	CHAMPION REIT	31,000.000	137,020.000	
		FORTUNE REIT	22,000.000	185,680.000	
		LINK REIT	31,600.000	2,347,880.000	
		PROSPERITY REIT	20,000.000	60,200.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	15,000.000	71,400.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	24,000.000	93,120.000	
	香港ドル 小計		143,600.000	2,895,300.000 (40,852,683)	
	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	1,292.000	27,648.800	
		AGREE REALTY CORP	1,036.000	77,855.400	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	1,082.000	21,661.640	
		ALEXANDER'S INC	33.000	9,201.720	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,074.000	417,579.160	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	752.000	27,771.360	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	2,110.000	106,154.100	
		AMERICAN FINANCE TRUST INC	1,630.000	13,806.100	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	4,159.000	174,678.000	
		AMERICOLD REALTY TRUST	3,848.000	149,494.800	
		APARTMENT INCOME REIT CO	2,355.000	123,967.200	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	2,332.000	16,230.720	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	3,182.000	47,570.900	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN		902.000	11,726.000		
AVALONBAY COMMUNITIES INC		2,123.000	483,683.090		
BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	400.000	5,108.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BOSTON PROPERTIES INC	2,160.000	253,540.800	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	2,637.000	36,812.520	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	4,520.000	104,050.400	
		BRT APARTMENTS CORP	189.000	3,320.730	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,496.000	223,487.440	
		CARETRUST REIT INC	1,379.000	33,261.480	
		CENTERSPACE	201.000	18,090.000	
		CHATHAM LODGING TRUST	752.000	9,234.560	
		CIM COMMERCIAL TRUST CORP	208.000	1,705.600	
		CITY OFFICE REIT INC	680.000	8,751.600	
		CLIPPER REALTY INC	179.000	1,489.280	
		COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	1,782.000	29,705.940	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	353.000	17,589.990	
		COREPOINT LODGING INC	638.000	8,574.720	
		CORESITE REALTY CORP	656.000	90,665.760	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES	1,681.000	49,488.640	
		COUSINS PROPERTIES INC	2,278.000	90,482.160	
		CTO REALTY GROWTH INC	97.000	5,450.430	
		CUBESMART	3,062.000	152,058.920	
		CYRUSONE INC	1,866.000	132,989.820	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	3,172.000	27,310.920	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,279.000	659,650.640	
		DIGITALBRIDGE GROUP INC	7,402.000	51,517.920	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	3,763.000	14,675.700	
		DOUGLAS EMMETT INC	2,496.000	83,366.400	
		DUKE REALTY CORP	5,706.000	290,321.280	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	3,800.000	520.600	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	1,290.000	29,283.000	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	608.000	107,141.760	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	2,096.000	23,957.280	
		EPR PROPERTIES TRUST	1,146.000	57,643.800	
		EQUINIX INC	1,362.000	1,117,398.420	
		EQUITY COMMONWEALTH	1,865.000	49,030.850	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,586.000	216,706.800	
		EQUITY RESIDENTIAL	5,231.000	440,084.030	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	1,797.000	53,550.600	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	988.000	324,162.800	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,034.000	354,200.760	
		FARMLAND PARTNERS INC	414.000	5,216.400	
		FEDERAL REALTY INVS	1,071.000	125,874.630	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	1,980.000	108,464.400	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	1,141.000	32,758.110	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	1,518.000	7,923.960	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,331.000	157,689.540	
		GEO GROUP INC/THE	1,474.000	10,200.080	
		GETTY REALTY CORP	560.000	17,690.400	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	549.000	12,725.820	
		GLADSTONE LAND CORP	384.000	8,954.880	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	797.000	12,401.320	
		GLOBAL NET LEASE INC	1,457.000	26,910.790	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	2,142.000	68,286.960	
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	3,313.000	94,718.670	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	8,209.000	303,486.730	
		HERSHA HOSPITALITY TRUST	583.000	5,486.030	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,593.000	75,970.170	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	10,735.000	171,008.550	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	2,314.000	63,079.640	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	1,526.000	29,421.280	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	1,020.000	27,642.000	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	367.000	78,901.330	
		INVITATION HOMES INC	8,650.000	351,882.000	
		IRON MOUNTAIN INC	4,390.000	192,106.400	
		JBG SMITH PROPERTIES	1,695.000	55,307.850	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	10,800.000	8,532.000	
		KILROY REALTY CORP	1,623.000	112,425.210	
		KIMCO REALTY CORP	6,594.000	140,650.020	
		KITE REALTY GROUP TRUST	1,315.000	26,510.400	
		LEXINGTON REALTY TRUST	4,158.000	54,677.700	
		LIFE STORAGE INC	1,157.000	135,785.520	
		LTC PROPERTIES INC	588.000	22,255.800	
		MACERICH CO/THE	2,534.000	41,304.200	
		MACK-CALI REALTY CORP	1,349.000	24,282.000	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	20,594.000	15,651.440	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	8,892.000	186,998.760	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,744.000	336,766.400	
		MONMOUTH REIT-CLASS A	1,529.000	29,112.160	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	2,687.000	131,313.690	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	1,182.000	64,028.940	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	693.000	47,283.390	
		NETSTREIT CORP	374.000	9,705.300	
		NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	1,229.000	11,331.380	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	338.000	19,925.100	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	755.000	21,879.900	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	3,553.000	128,902.840	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	264.000	8,075.760	
		PARAMOUNT GROUP INC	2,597.000	25,346.720	
		PARK HOTELS & RESORTS INC-WI	3,597.000	66,544.500	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	2,014.000	45,294.860	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	3,293.000	62,402.350	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	1,917.000	36,461.340	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	454.000	10,478.320	
		PREFERRED APARTMENT COMMUN-A	782.000	8,242.280	
		PRIME US REIT	7,300.000	6,132.000	
		PROLOGIS INC	11,252.000	1,440,706.080	
		PS BUSINESS PARKS INC/CA	309.000	47,484.030	
		PUBLIC STORAGE INC	2,314.000	723,078.720	
		QTS REALTY TRUST INC-CL A	1,040.000	80,818.400	
		REALTY INCOME CORP	5,687.000	399,739.230	
		REGENCY CENTERS CORP	2,405.000	157,311.050	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	1,831.000	32,353.770	
		RETAIL PROPERTIES OF AME - A	3,307.000	41,701.270	
		RETAIL VALUE INC	220.000	5,376.800	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	2,037.000	125,316.240	
		RLJ LODGING TRUST	2,540.000	36,449.000	
		RPT REALTY	1,190.000	15,160.600	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	843.000	64,658.100	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	3,230.000	60,045.700	
		SAFEHOLD INC	224.000	20,231.680	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SAUL CENTERS INC	208.000	9,484.800	
		SERITAGE GROWTH PROP- A REIT	567.000	8,998.290	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	2,513.000	27,969.690	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	4,992.000	631,587.840	
		SITE CENTERS CORP	2,573.000	40,807.780	
		SL GREEN REALTY CORP	1,063.000	79,150.980	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	1,761.000	88,437.420	
		STAG INDUSTRIAL INC	2,428.000	100,324.960	
		STORE CAPITAL CORP	3,677.000	133,070.630	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	1,536.000	13,839.360	
		SUN COMMUNITIES INC	1,707.000	334,759.770	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	3,316.000	38,266.640	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	1,523.000	26,149.910	
		TERRENO REALTY CORP	1,052.000	71,914.720	
		UDR INC	4,522.000	248,664.780	
		UMH PROPERTIES INC	615.000	14,317.200	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	203.000	12,129.250	
		URBAN EDGE PROPERTIES	1,706.000	32,414.000	
		URSTADT BIDDLE - CLASS A	481.000	9,172.670	
		VENTAS INC	5,702.000	340,865.560	
		VEREIT INC	3,486.000	170,709.420	
		VICI PROPERTIES INC	8,190.000	255,446.100	
		VORNADO REALTY TRUST	2,390.000	103,965.000	
		WASHINGTON REIT	1,314.000	31,917.060	
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	1,841.000	59,261.790	
		WELLTOWER INC	6,345.000	551,126.700	
		WHITESTONE REIT	632.000	5,593.200	
		WP CAREY INC	2,709.000	218,589.210	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	1,705.000	30,144.400	
	アメリカドル	小計	374,050.000	17,707,329.360 (1,941,608,664)	
	イギリスポンド	AEW UK REIT PLC	1,901.000	1,946.620	
		ASSURA PLC	41,094.000	32,176.600	
		BIG YELLOW GROUP PLC	2,541.000	36,895.320	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUST	11,494.000	10,758.380	
		BRITISH LAND COMPANY PLC	14,239.000	72,704.330	
		CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	9,324.000	11,039.610	
		CUSTODIAN REIT PLC	6,431.000	6,752.550	
		DERWENT LONDON PLC	1,716.000	62,393.760	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	9,425.000	9,123.400	
		GCP STUDENT LIVING PLC	6,742.000	14,259.330	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	3,914.000	29,863.820	
		HAMMERSON PLC	62,799.000	23,241.900	
		HOME REIT PLC	3,442.000	3,958.300	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	4,958.000	5,890.100	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	11,409.000	80,958.260	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	13,968.000	34,752.380	
		LXI REIT PLC	8,888.000	12,816.490	
		NEWRIVER REIT PLC	4,776.000	3,997.510	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	8,660.000	7,975.860	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	20,401.000	33,416.830	
		REGIONAL REIT LTD	6,739.000	5,964.010	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	3,249.000	34,309.440	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	9,147.000	4,491.170	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SEGRO PLC	18,268.000	222,412.900	
		SHAFTESBURY PLC	4,671.000	27,605.610	
		STANDARD LIFE INV PROP INC	6,512.000	4,636.540	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	12,138.000	14,565.600	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	5,735.000	6,010.280	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	26,355.000	55,503.630	
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	10,624.000	8,637.310	
		UNITE GROUP PLC	6,066.000	70,213.950	
		WORKSPACE GROUP PLC	1,923.000	16,605.100	
	イギリスポンド	小計	359,549.000	965,876.890 (147,199,638)	
	イスラエルシュケル	REIT 1 LTD	2,773.000	49,165.290	
	イスラエルシュケル	小計	2,773.000	49,165.290 (1,667,967)	
	オーストラリアドル	ABACUS PROPERTY GROUP	6,072.000	19,248.240	
		APN INDUSTRIA REIT	2,109.000	7,065.150	
		ARENA REIT	5,328.000	18,861.120	
		AVENTUS GROUP	5,823.000	18,284.220	
		BWP TRUST	7,313.000	30,056.430	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	8,832.000	25,789.440	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	6,943.000	26,591.690	
		CENTURIA OFFICE REIT	5,879.000	14,521.130	
		CHARTER HALL GROUP	7,141.000	116,326.890	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	8,006.000	39,389.520	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	8,042.000	29,835.820	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE	5,139.000	17,780.940	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	29,340.000	25,672.500	
		DEXUS/AU	16,384.000	168,427.520	
		GDI PROPERTY GROUP	7,778.000	8,789.140	
		GOODMAN GROUP	25,551.000	578,474.640	
		GPT GROUP	29,329.000	136,966.430	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	4,523.000	17,775.390	
		HOME CONSORTIUM	2,738.000	16,400.620	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	6,312.000	9,341.760	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	2,669.000	8,727.630	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	4,361.000	25,250.190	
		IRONGATE GROUP	8,338.000	12,256.860	
		MIRVAC GROUP	59,851.000	171,173.860	
		NATIONAL STORAGE REIT	16,261.000	34,635.930	
		RURAL FUNDS GROUP	5,933.000	15,188.480	
		SCENTRE GROUP	78,927.000	205,210.200	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	16,746.000	41,195.160	
		STOCKLAND	36,305.000	159,742.000	
		VICINITY CENTRES	58,798.000	91,430.890	
		WAYPOINT REIT LTD	11,759.000	30,926.170	
	オーストラリアドル	小計	498,530.000	2,121,335.960 (170,852,398)	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	965.000	44,110.150	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,038.000	12,186.120	
		AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	314.000	3,997.220	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	361.000	16,490.480	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,291.000	80,493.850	
		CHOICE PROPERTIES REIT	2,400.000	35,280.000	
		COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	1,385.000	15,844.400	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	706.000	12,955.100	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	819.000	13,988.520	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	1,270.000	20,383.500	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	401.000	8,950.320	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRU	1,671.000	30,245.100	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	493.000	42,585.340	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,183.000	36,739.890	
		INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,054.000	18,950.920	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	758.000	15,690.600	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	294.000	7,217.700	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	293.000	5,191.960	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL EST	1,417.000	18,491.850	
		PLAZA RETAIL REIT	853.000	3,838.500	
		RIOCAN REAL ESTATE I	2,391.000	54,012.690	
		SLATE GROCERY REIT	360.000	4,820.400	
		SLATE OFFICE REIT	474.000	2,540.640	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT	1,057.000	31,879.120	
		SUMMIT INDUSTRIAL INCOME REI	1,220.000	23,143.400	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	650.000	4,927.000	
		WPT INDUSTRIAL REAL ESTATE 1	642.000	15,196.140	
	カナダドル	小計	26,760.000	580,150.910 (50,983,662)	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT	6,775.000	10,704.500	
		ARA LOGOS LOGISTICS TRUST	17,525.000	15,772.500	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	49,555.000	154,611.600	
		ASCOTT TRUST	27,714.000	28,545.420	
		CAPITALAND CHINA TRUST	15,151.000	21,211.400	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	69,478.000	149,377.700	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	11,800.000	14,278.000	
		EC WORLD REIT	4,400.000	3,586.000	
		ESR-REIT	37,727.000	16,788.510	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	15,900.000	9,222.000	
		FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	20,960.000	5,554.400	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	20,759.000	50,236.780	
		FRASERS HOSPITALITY TRUST	12,000.000	6,180.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	42,594.000	64,742.880	
		IREIT GLOBAL	9,091.000	5,772.780	
		KEPPEL DC REIT	19,662.000	51,907.680	
		KEPPEL REIT	29,100.000	34,920.000	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	14,100.000	12,337.500	
		LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL	84,720.000	5,337.360	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	33,535.000	72,435.600	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	29,780.000	89,340.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	44,620.000	94,148.200	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIA	31,400.000	31,714.000	
		QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	37,200.000	16,182.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	6,100.000	28,304.000	
		SABANA SHARIAH COMP IND REIT	9,220.000	4,010.700	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	7,900.000	7,505.000	
		SPH REIT	14,200.000	12,993.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	21,800.000	13,516.000	
		SUNTEC REIT	32,200.000	47,012.000	
	シンガポールドル	小計	776,966.000	1,078,247.510 (87,294,918)	
	ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	12,501.000	20,376.630	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	17,071.000	41,567.880	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	23,325.000	27,173.620	
		PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	16,091.000	25,745.600	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	6,004.000	19,032.680	
	ニュージーランドドル	小計	74,992.000	133,896.410 (10,239,058)	
	ユーロ	AEDIFICA	546.000	65,956.800	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	2,726.000	48,686.360	
		ALTAREA	56.000	10,584.000	
		BEFIMMO	388.000	13,871.000	
		CARE PROPERTY INVEST	380.000	10,792.000	
		CARMILA	735.000	8,746.500	
		COFINIMMO	438.000	59,699.400	
		COVIVIO	739.000	58,558.360	
		CROMWELL REIT EUR	4,220.000	10,507.800	
		EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	593.000	12,536.020	
		GECINA SA	827.000	110,693.950	
		HAMBORNER REIT AG	1,094.000	10,154.500	
		HIBERNIA REIT PLC	10,357.000	13,526.240	
		ICADE	482.000	37,186.300	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	929.000	3,771.740	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	3,909.000	35,141.910	
		INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	352.000	8,747.200	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	6,657.000	10,251.780	
		KLEPIERRE	3,044.000	62,249.800	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	959.000	5,092.290	
		MERCIALYS	629.000	6,428.380	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	5,055.000	47,820.300	
		MONTEA	149.000	16,837.000	
		NSI NV	269.000	9,428.450	
		RETAIL ESTATES	172.000	11,747.600	
		UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	2,104.000	147,637.680	
		VASTNED RETAIL NV	292.000	7,358.400	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,091.000	75,861.480	
		WERELDHAVE NV	628.000	8,735.480	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	265.000	14,442.500	
	ユーロ	小計	51,085.000	943,051.220 (122,709,825)	
投資証券	合計			2,577,261,499 (2,577,261,499)	
合計				2,577,822,405 (2,577,822,405)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国ウォン	投資信託 受益証券	1銘柄 -	12.7%	-	0.2%
	投資証券	6銘柄 -	-	87.3%	
香港ドル	投資証券	6銘柄 -	-	100.0%	1.6%
アメリカドル	株式	1銘柄 0.3%	-	-	75.2%
	投資証券	153銘柄 -	-	99.7%	
イギリスポンド	株式	1銘柄 2.2%	-	-	5.8%
	投資証券	32銘柄 -	-	97.8%	
イスラエルシェケル	投資証券	1銘柄 -	-	100.0%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券	31銘柄 -	-	100.0%	6.6%
カナダドル	投資証券	27銘柄 -	-	100.0%	2.0%
シンガポールドル	投資証券	30銘柄 -	-	100.0%	3.4%
ニュージーランドドル	投資証券	5銘柄 -	-	100.0%	0.4%
ユーロ	投資証券	30銘柄 -	-	100.0%	4.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

【ブラックロックLifePathファンド2025】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	22,641,077
親投資信託受益証券	2,605,379,090
未収入金	12,674,310
流動資産合計	2,640,694,477
資産合計	2,640,694,477
負債の部	
流動負債	
未払解約金	23,533,670
未払受託者報酬	366,653
未払委託者報酬	4,304,316
その他未払費用	935,985
流動負債合計	29,140,624
負債合計	29,140,624
純資産の部	
元本等	
元本	2,461,482,828
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	150,071,025
(分配準備積立金)	88,829,763
元本等合計	2,611,553,853
純資産合計	2,611,553,853
負債純資産合計	2,640,694,477

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)
営業収益	
有価証券売買等損益	4,152,827
営業収益合計	4,152,827
営業費用	
受託者報酬	366,653
委託者報酬	4,304,316
その他費用	944,624
営業費用合計	5,615,593
営業利益又は営業損失()	9,768,420
経常利益又は経常損失()	9,768,420
中間純利益又は中間純損失()	9,768,420
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,070,186
期首剰余金又は期首欠損金()	163,589,018
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,369,299
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,369,299
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,048,686
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,048,686
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	150,071,025

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当
中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定
める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりま
せん。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	2,461,482,828口
2 1口当たり純資産額	1.0610円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	2,513,654,536円
期中追加設定元本額	178,626,605円
期中一部解約元本額	230,798,313円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2030】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		39,883,587
親投資信託受益証券		5,409,485,029
流動資産合計		5,449,368,616
資産合計		5,449,368,616
負債の部		
流動負債		
未払解約金		7,467,735
未払受託者報酬		602,330
未払委託者報酬		6,987,623
その他未払費用		682,069
流動負債合計		15,739,757
負債合計		15,739,757
純資産の部		
元本等		
元本		4,890,680,915
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		542,947,944
(分配準備積立金)		172,718,343
元本等合計		5,433,628,859
純資産合計		5,433,628,859
負債純資産合計		5,449,368,616

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)
営業収益	
有価証券売買等損益	23,034,245
営業収益合計	23,034,245
営業費用	
受託者報酬	602,330
委託者報酬	6,987,623
その他費用	702,522
営業費用合計	8,292,475
営業利益又は営業損失()	31,326,720
経常利益又は経常損失()	31,326,720
中間純利益又は中間純損失()	31,326,720
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,905,905
期首剰余金又は期首欠損金()	406,756,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	201,566,735
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	201,566,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,142,792
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,142,792
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	542,947,944

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	4,890,680,915口
2 1口当たり純資産額	1.1110円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	3,645,588,098円
期中追加設定元本額	1,529,939,391円
期中一部解約元本額	284,846,574円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		69,688,599
親投資信託受益証券		5,460,023,866
流動資産合計		5,529,712,465
資産合計		5,529,712,465
負債の部		
流動負債		
未払解約金		13,069,269
未払受託者報酬		650,997
未払委託者報酬		7,812,483
その他未払費用		786,385
流動負債合計		22,319,134
負債合計		22,319,134
純資産の部		
元本等		
元本		4,726,917,602
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		780,475,729
(分配準備積立金)		228,320,967
元本等合計		5,507,393,331
純資産合計		5,507,393,331
負債純資産合計		5,529,712,465

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)
営業収益	
有価証券売買等損益	4,729,543
営業収益合計	4,729,543
営業費用	
受託者報酬	650,997
委託者報酬	7,812,483
その他費用	807,486
営業費用合計	9,270,966
営業利益又は営業損失()	14,000,509
経常利益又は経常損失()	14,000,509
中間純利益又は中間純損失()	14,000,509
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	906,160
期首剰余金又は期首欠損金()	615,436,026
剰余金増加額又は欠損金減少額	202,847,204
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	202,847,204
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,900,832
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,900,832
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	780,475,729

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	4,726,917,602口
2 1口当たり純資産額	1.1651円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	3,793,122,943円
期中追加設定元本額	1,073,444,138円
期中一部解約元本額	139,649,479円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2040】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		21,349,155
親投資信託受益証券		3,067,091,980
流動資産合計		3,088,441,135
資産合計		3,088,441,135
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,688,603
未払受託者報酬		371,913
未払委託者報酬		4,463,377
その他未払費用		614,969
流動負債合計		7,138,862
負債合計		7,138,862
純資産の部		
元本等		
元本		2,652,023,333
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		429,278,940
(分配準備積立金)		152,488,542
元本等合計		3,081,302,273
純資産合計		3,081,302,273
負債純資産合計		3,088,441,135

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)
営業収益	
有価証券売買等損益	9,572,293
営業収益合計	9,572,293
営業費用	
受託者報酬	371,913
委託者報酬	4,463,377
その他費用	626,500
営業費用合計	5,461,790
営業利益又は営業損失（ ）	4,110,503
経常利益又は経常損失（ ）	4,110,503
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,110,503
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,481,802
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	332,232,015
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,856,024
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,856,024
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,437,800
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,437,800
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	429,278,940

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	2,652,023,333口
2 1口当たり純資産額	1.1619円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	2,156,335,457円
期中追加設定元本額	569,189,985円
期中一部解約元本額	73,502,109円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2045】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		23,275,752
親投資信託受益証券		1,807,584,197
流動資産合計		1,830,859,949
資産合計		1,830,859,949
負債の部		
流動負債		
未払解約金		56,605
未払受託者報酬		224,853
未払委託者報酬		2,698,296
その他未払費用		660,985
流動負債合計		3,640,739
負債合計		3,640,739
純資産の部		
元本等		
元本		1,485,019,094
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		342,200,116
(分配準備積立金)		109,637,813
元本等合計		1,827,219,210
純資産合計		1,827,219,210
負債純資産合計		1,830,859,949

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)
営業収益	
有価証券売買等損益	11,810,696
営業収益合計	11,810,696
営業費用	
受託者報酬	224,853
委託者報酬	2,698,296
その他費用	669,717
営業費用合計	3,592,866
営業利益又は営業損失()	8,217,830
経常利益又は経常損失()	8,217,830
中間純利益又は中間純損失()	8,217,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	895,705
期首剰余金又は期首欠損金()	266,253,980
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,549,052
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,549,052
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,925,041
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,925,041
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	342,200,116

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当
中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定
める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりま
せん。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	1,485,019,094口
2 1口当たり純資産額	1.2304円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	1,221,497,631円
期中追加設定元本額	313,028,155円
期中一部解約元本額	49,506,692円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2050】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		12,094,433
親投資信託受益証券		744,478,298
流動資産合計		756,572,731
資産合計		756,572,731
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,867,693
未払受託者報酬		84,156
未払委託者報酬		1,010,226
その他未払費用		336,735
流動負債合計		3,298,810
負債合計		3,298,810
純資産の部		
元本等		
元本		624,600,725
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		128,673,196
(分配準備積立金)		36,809,549
元本等合計		753,273,921
純資産合計		753,273,921
負債純資産合計		756,572,731

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)
営業収益	
有価証券売買等損益	3,770,382
営業収益合計	3,770,382
営業費用	
受託者報酬	84,156
委託者報酬	1,010,226
その他費用	340,574
営業費用合計	1,434,956
営業利益又は営業損失()	2,335,426
経常利益又は経常損失()	2,335,426
中間純利益又は中間純損失()	2,335,426
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	704,419
期首剰余金又は期首欠損金()	78,171,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,218,848
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,218,848
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,348,624
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,348,624
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	128,673,196

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当
中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定
める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりま
せん。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	624,600,725口
2 1口当たり純資産額	1.2060円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	411,283,211円
期中追加設定元本額	245,797,111円
期中一部解約元本額	32,479,597円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2055】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	14,569,482
親投資信託受益証券	987,342,940
流動資産合計	1,001,912,422
資産合計	1,001,912,422
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,170,245
未払受託者報酬	114,396
未払委託者報酬	1,364,829
その他未払費用	457,698
流動負債合計	10,107,168
負債合計	10,107,168
純資産の部	
元本等	
元本	758,256,481
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	233,548,773
(分配準備積立金)	46,640,887
元本等合計	991,805,254
純資産合計	991,805,254
負債純資産合計	1,001,912,422

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)
営業収益	
有価証券売買等損益	7,712,647
営業収益合計	7,712,647
営業費用	
受託者報酬	114,396
委託者報酬	1,364,829
その他費用	463,969
営業費用合計	1,943,194
営業利益又は営業損失()	5,769,453
経常利益又は経常損失()	5,769,453
中間純利益又は中間純損失()	5,769,453
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,842,366
期首剰余金又は期首欠損金()	150,422,712
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,079,673
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,079,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,880,699
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,880,699
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	233,548,773

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	758,256,481口
2 1口当たり純資産額	1.3080円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	521,816,105円
期中追加設定元本額	324,270,923円
期中一部解約元本額	87,830,547円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2060】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		866,418
親投資信託受益証券		113,119,863
流動資産合計		113,986,281
資産合計		113,986,281
負債の部		
流動負債		
未払解約金		244,417
未払受託者報酬		7,538
未払委託者報酬		89,688
その他未払費用		30,260
流動負債合計		371,903
負債合計		371,903
純資産の部		
元本等		
元本		104,012,250
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		9,602,128
(分配準備積立金)		561,738
元本等合計		113,614,378
純資産合計		113,614,378
負債純資産合計		113,986,281

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,915,395
営業収益合計	1,915,395
営業費用	
受託者報酬	7,538
委託者報酬	89,688
その他費用	30,600
営業費用合計	127,826
営業利益又は営業損失()	2,043,221
経常利益又は経常損失()	2,043,221
中間純利益又は中間純損失()	2,043,221
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	273,582
期首剰余金又は期首欠損金()	2,136,596
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,632,253
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,632,253
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,849,918
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,849,918
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	9,602,128

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当
中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定
める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりま
せん。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	104,012,250口
2 1口当たり純資産額	1.0923円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	28,142,783円
期中追加設定元本額	95,793,045円
期中一部解約元本額	19,923,578円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5,282,913
親投資信託受益証券	310,590,747
流動資産合計	315,873,660
資産合計	315,873,660
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,806,885
未払受託者報酬	23,448
未払委託者報酬	278,236
その他未払費用	93,931
流動負債合計	4,202,500
負債合計	4,202,500
純資産の部	
元本等	
元本	286,079,433
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	25,591,727
(分配準備積立金)	2,185,474
元本等合計	311,671,160
純資産合計	311,671,160
負債純資産合計	315,873,660

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)
営業収益	
有価証券売買等損益	4,046,572
営業収益合計	4,046,572
営業費用	
受託者報酬	23,448
委託者報酬	278,236
その他費用	95,162
営業費用合計	396,846
営業利益又は営業損失()	4,443,418
経常利益又は経常損失()	4,443,418
中間純利益又は中間純損失()	4,443,418
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	846,952
期首剰余金又は期首欠損金()	7,780,053
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,899,226
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,899,226
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,797,182
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,797,182
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	25,591,727

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当
中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定
める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりま
せん。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	286,079,433口
2 1口当たり純資産額	1.0895円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (2022年2月2日現在)
期首元本額	107,574,784円
期中追加設定元本額	246,990,618円
期中一部解約元本額	68,485,969円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2022年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	57,403,521
国債証券	45,872,498,530
地方債証券	2,027,597,160
特殊債券	2,073,239,749
社債券	1,920,716,310
未収利息	75,442,475
前払費用	13,900,066
流動資産合計	52,040,797,811
資産合計	52,040,797,811
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,831,193
流動負債合計	15,831,193
負債合計	15,831,193
純資産の部	
元本等	
元本	47,238,268,812
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,786,697,806
元本等合計	52,024,966,618
純資産合計	52,024,966,618
負債純資産合計	52,040,797,811

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	47,238,268,812口
2 1口当たり純資産額	1.1013円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び
計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	37,182,206,949円
同中間計算期間中の追加設定元本額	18,861,651,352円
同中間計算期間中の一部解約元本額	8,805,589,489円
同中間計算期間末日の元本額	47,238,268,812円
<p>当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。</p>	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	866,349,822円
国内債券インデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	10,447,071,239円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	585,358,016円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	7,413,910,316円
ブラックロックLifePathファンド2055	214,244,074円
ブラックロックLifePathファンド2045	632,434,233円
ブラックロックLifePathファンド2035	2,797,325,327円
GTAAセレクト・ベガ(適格機関投資家限定)	1,621,684,788円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03(適格機関投資家限定)	1,402,144,842円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06(適格機関投資家限定)	1,828,438,860円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	3,921,093,577円
ブラックロックLifePathファンド2030	3,093,487,538円
ブラックロックLifePathファンド2040	1,319,904,398円
ブラックロックLifePathファンド2050	191,112,029円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	7,031,313,670円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,614,960,464円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	2,168,027,341円
ブラックロックLifePathファンド2060	24,010,930円
ブラックロックLifePathファンド2065	65,397,348円
合計	47,238,268,812円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	35,664,408
金銭信託	60,174,094
国債証券	28,104,452,487
派生商品評価勘定	18,581
未収入金	204,533,883
未収利息	177,863,500
前払費用	39,912,627
流動資産合計	28,622,619,580
資産合計	28,622,619,580
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,098,729
未払金	172,100,252
未払解約金	79,986,645
流動負債合計	253,185,626
負債合計	253,185,626
純資産の部	
元本等	
元本	21,191,835,157
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,177,598,797
元本等合計	28,369,433,954
純資産合計	28,369,433,954
負債純資産合計	28,622,619,580

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	21,191,835,157口
2 1口当たり純資産額	1.3387円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	21,741,125,329円
同中間計算期間中の追加設定元本額	7,457,887,527円
同中間計算期間中の一部解約元本額	8,007,177,699円
同中間計算期間末日の元本額	21,191,835,157円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	2,728,078,583円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	407,530,281円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	1,544,365,814円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	6,146,004,848円
ブラックロックLifePathファンド2055	116,962,190円
ブラックロックLifePathファンド2045	191,592,363円
ブラックロックLifePathファンド2035	453,103,528円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	980,706,331円
ブラックロックLifePathファンド2030	398,375,163円
ブラックロックLifePathファンド2040	284,182,152円
ブラックロックLifePathファンド2050	88,064,848円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	5,828,767,896円
ブラックロックLifePathファンド2025	175,340,004円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,797,257,064円
ブラックロックLifePathファンド2060	13,724,818円
ブラックロックLifePathファンド2065	37,779,274円
合計	21,191,835,157円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2022年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	イギリスポンド	18,923,557		18,976,470	52,913
	オーストラリアドル	11,771,425		11,930,529	159,104
	ユーロ	74,813,566		75,178,378	364,812
	買建				
	中国元	62,669,250		62,206,260	462,990
	アメリカドル	9,298,904		9,240,260	58,644
	カナダドル	2,665,826		2,665,560	266
ポーランドズロチ	2,926,502		2,945,083	18,581	
合計	183,069,030		183,142,540	1,080,148	

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,730,567,734
投資信託受益証券	10,629,207,890
派生商品評価勘定	454,505
前払金	94,001,500
差入委託証拠金	88,740,000
流動資産合計	12,542,971,629
資産合計	12,542,971,629
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	64,909,726
未払解約金	15,383,141
流動負債合計	80,292,867
負債合計	80,292,867
純資産の部	
元本等	
元本	5,501,839,715
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,960,839,047
元本等合計	12,462,678,762
純資産合計	12,462,678,762
負債純資産合計	12,542,971,629

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	5,501,839,715口
2 1口当たり純資産額	2.2652円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)

- | |
|--|
| (2022年2月2日現在) |
| 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 時価の算定方法
(1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。 |

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	5,968,105,377円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,913,824,190円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,380,089,852円
同中間計算期間末日の元本額	5,501,839,715円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,902,813,492円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	685,038,551円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	626,026,651円
ブラックロックLifePathファンド2055	112,411,963円
ブラックロックLifePathファンド2045	168,351,200円
ブラックロックLifePathファンド2035	372,701,460円
ブラックロックLifePathファンド2030	333,260,417円
ブラックロックLifePathファンド2040	258,843,458円
ブラックロックLifePathファンド2050	81,221,377円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	594,116,699円
ブラックロックLifePathファンド2025	135,925,911円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	183,065,668円
ブラックロックLifePathファンド2060	12,816,442円
ブラックロックLifePathファンド2065	35,246,426円
合計	5,501,839,715円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2022年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,661,741,500		1,597,320,000	64,421,500
合計		1,661,741,500		1,597,320,000	64,421,500

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	196,761,378
金銭信託	222,665,652
投資信託受益証券	26,923,141,387
流動資産合計	27,342,568,417
資産合計	27,342,568,417
負債の部	
流動負債	
未払金	128,646,340
未払解約金	4,568,798
流動負債合計	133,215,138
負債合計	133,215,138
純資産の部	
元本等	
元本	9,626,425,078
剰余金	
剰余金又は欠損金()	17,582,928,201
元本等合計	27,209,353,279
純資産合計	27,209,353,279
負債純資産合計	27,342,568,417

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	9,626,425,078口
2 1口当たり純資産額	2.8265円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	6,102,165,433円
同中間計算期間中の追加設定元本額	5,107,341,285円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,583,081,640円
同中間計算期間末日の元本額	9,626,425,078円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I（適格機関投資家専用）	64,571,039円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	835,452,900円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	884,638,600円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,482,654,230円
ブラックロックLifePathファンド2055	78,732,351円
ブラックロックLifePathファンド2045	116,359,508円
ブラックロックLifePathファンド2035	261,028,465円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,254,542,009円
ブラックロックLifePathファンド2030	224,350,498円
ブラックロックLifePathファンド2040	167,138,881円
ブラックロックLifePathファンド2050	54,267,859円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	2,352,271,193円
ブラックロックLifePathファンド2025	90,166,958円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	725,994,352円
ブラックロックLifePathファンド2060	9,133,420円
ブラックロックLifePathファンド2065	25,122,815円
合計	9,626,425,078円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	244,325
金銭信託	2,885,870
投資信託受益証券	1,546,375,878
流動資産合計	1,549,506,073
資産合計	1,549,506,073
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,209,754
流動負債合計	1,209,754
負債合計	1,209,754
純資産の部	
元本等	
元本	837,736,016
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	710,560,303
元本等合計	1,548,296,319
純資産合計	1,548,296,319
負債純資産合計	1,549,506,073

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	837,736,016口
2 1口当たり純資産額	1.8482円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	808,006,084円
同中間計算期間中の追加設定元本額	123,501,273円
同中間計算期間中の一部解約元本額	93,771,341円
同中間計算期間末日の元本額	837,736,016円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	622,271,034円
ブラックロックLifePathファンド2055	18,290,362円
ブラックロックLifePathファンド2045	27,414,403円
ブラックロックLifePathファンド2035	52,205,913円
ブラックロックLifePathファンド2030	43,444,539円
ブラックロックLifePathファンド2040	36,942,472円
ブラックロックLifePathファンド2050	13,423,297円
ブラックロックLifePathファンド2025	15,874,467円
ブラックロックLifePathファンド2060	2,091,493円
ブラックロックLifePathファンド2065	5,778,036円
合計	837,736,016円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	42,270,162
投資証券	3,050,097,850
未収配当金	30,980,245
前払金	1,014,200
差入委託証拠金	1,248,500
流動資産合計	3,125,610,957
資産合計	3,125,610,957
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	966,460
未払金	3,426,753
未払解約金	8,557,768
流動負債合計	12,950,981
負債合計	12,950,981
純資産の部	
元本等	
元本	1,766,659,627
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,346,000,349
元本等合計	3,112,659,976
純資産合計	3,112,659,976
負債純資産合計	3,125,610,957

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,766,659,627口
2 1口当たり純資産額	1.7619円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	2,515,866,134円
同中間計算期間中の追加設定元本額	384,765,566円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,133,972,073円
同中間計算期間末日の元本額	1,766,659,627円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロックおまかせバランス投信	440,093円
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	704,046,296円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	922,514,352円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	118,602,777円
ブラックロックLifePathファンド2055	5,846,661円
ブラックロックLifePathファンド2045	5,169,894円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,653,914円
ブラックロックLifePathファンド2050	3,770,699円
ブラックロックLifePathファンド2060	697,644円
ブラックロックLifePathファンド2065	1,917,297円
合計	1,766,659,627円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2022年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	22,051,700		21,092,500	959,200
合計		22,051,700		21,092,500	959,200

(注1) 時価の算定方法

(1)不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2)不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3)契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2022年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	40,271,913
金銭信託	27,788,762
株式	11,270,506
投資信託受益証券	546,928
投資証券	2,589,180,303
未収入金	1,155,382
未収配当金	2,389,569
流動資産合計	2,672,603,363
資産合計	2,672,603,363
負債の部	
流動負債	
未払解約金	580,191
流動負債合計	580,191
負債合計	580,191
純資産の部	
元本等	
元本	1,270,063,480
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,401,959,692
元本等合計	2,672,023,172
純資産合計	2,672,023,172
負債純資産合計	2,672,603,363

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、投資信託受益証券及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を開示対象ファンドの当中間計算期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、財務諸表への影響は軽微であります。

また、金融商品に関する注記に記載の通り、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,270,063,480口
2 1口当たり純資産額	2.1039円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2022年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2022年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	1,348,826,762円
同中間計算期間中の追加設定元本額	176,238,535円
同中間計算期間中の一部解約元本額	255,001,817円
同中間計算期間末日の元本額	1,270,063,480円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	319,376,545円
先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	2,299,472円
ブラックロックLifePathファンド2055	34,954,424円
ブラックロックLifePathファンド2045	40,203,555円
ブラックロックLifePathファンド2035	44,789,449円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	743,683,085円
ブラックロックLifePathファンド2040	47,331,844円
ブラックロックLifePathファンド2050	22,477,738円
ブラックロックLifePathファンド2060	3,974,107円
ブラックロックLifePathファンド2065	10,973,261円
合計	1,270,063,480円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2022年1月末現在)

「ブラックロックLifePathファンド2025」

資産総額	2,636,416,364円
負債総額	30,234,946円
純資産総額(-)	2,606,181,418円
発行済数量	2,464,537,622口
1単位当たり純資産額(/)	1.0575円

「ブラックロックLifePathファンド2030」

資産総額	5,421,670,185円
負債総額	10,245,023円
純資産総額(-)	5,411,425,162円
発行済数量	4,890,964,542口
1単位当たり純資産額(/)	1.1064円

「ブラックロックLifePathファンド2035」

資産総額	5,511,442,946円
負債総額	22,288,206円
純資産総額(-)	5,489,154,740円
発行済数量	4,734,265,913口
1単位当たり純資産額(/)	1.1595円

「ブラックロックLifePathファンド2040」

資産総額	3,066,138,269円
負債総額	7,855,250円
純資産総額(-)	3,058,283,019円
発行済数量	2,648,271,839口
1単位当たり純資産額(/)	1.1548円

「ブラックロックLifePathファンド2045」

資産総額	1,815,667,050円
負債総額	3,684,579円
純資産総額(-)	1,811,982,471円
発行済数量	1,483,128,423口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2217円

「ブラックロックLifePathファンド2050」

資産総額	746,996,507円
負債総額	3,348,965円
純資産総額(-)	743,647,542円
発行済数量	621,807,582口
1 単位当たり純資産額(/)	1.1959円

「ブラックロックLifePathファンド2055」

資産総額	992,746,786円
負債総額	10,200,084円
純資産総額(-)	982,546,702円
発行済数量	757,935,655口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2963円

「ブラックロックLifePathファンド2060」

資産総額	113,383,486円
負債総額	708,379円
純資産総額(-)	112,675,107円
発行済数量	104,092,973口
1 単位当たり純資産額(/)	1.0824円

「ブラックロックLifePathファンド2065」

資産総額	311,013,022円
負債総額	2,739,153円
純資産総額(-)	308,273,869円
発行済数量	285,554,871口
1 単位当たり純資産額(/)	1.0796円

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

資産総額	52,229,079,381円
負債総額	150,368,642円
純資産総額(-)	52,078,710,739円
発行済数量	47,249,323,324口
1 単位当たり純資産額(/)	1.1022円

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

資産総額	28,680,572,908円
負債総額	109,478,522円
純資産総額(-)	28,571,094,386円
発行済数量	21,250,687,590口
1 単位当たり純資産額(/)	1.3445円

「国内株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	12,255,516,918円
負債総額	115,987,019円
純資産総額(-)	12,139,529,899円
発行済数量	5,456,340,461口
1 単位当たり純資産額(/)	2.2248円

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	26,808,990,778円
負債総額	132,841,020円
純資産総額(-)	26,676,149,758円
発行済数量	9,618,580,484口
1 単位当たり純資産額(/)	2.7734円

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

資産総額	1,504,953,002円
負債総額	1,349,003円
純資産総額(-)	1,503,603,999円
発行済数量	838,030,006口
1 単位当たり純資産額(/)	1.7942円

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

資産総額	3,150,445,522円
負債総額	10,844,611円
純資産総額(-)	3,139,600,911円
発行済数量	1,766,476,681口
1 単位当たり純資産額(/)	1.7773円

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

資産総額	2,661,799,683円
負債総額	4,413,537円
純資産総額(-)	2,657,386,146円
発行済数量	1,267,033,739口
1 単位当たり純資産額(/)	2.0973円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等
該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期
受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典
該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行
投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	176	10,301,689
単位型株式投資信託	62	460,555
合計	238	10,762,244

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第34期 (2020年12月31日現在)	第35期 (2021年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,786	17,813
立替金	29	16
前払費用	190	223
未収入金	2	527
未収委託者報酬	1,756	2,017
未収運用受託報酬	2,166	2,244
未収収益	2	981
その他流動資産	0	2
流動資産計	22,805	23,827
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	789
器具備品	1	575
有形固定資産計	1,482	1,364
無形固定資産		
ソフトウェア	6	10
無形固定資産計	6	10
投資その他の資産		
投資有価証券	142	50
長期差入保証金	1,122	1,118
前払年金費用	899	1,001
長期前払費用	34	12
繰延税金資産	888	889
投資その他の資産計	3,088	3,072
固定資産計	4,577	4,448
資産合計	27,383	28,275

	第34期 (2020年12月31日現在)	第35期 (2021年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	121	143
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	74	70
未払手数料	444	459
その他未払金	1,508	2,991
未払費用	2	859
未払消費税等	210	272
未払法人税等	343	402
前受金	84	166
賞与引当金	1,987	2,156
役員賞与引当金	195	203
流動負債計	5,835	7,630
固定負債		
退職給付引当金	69	82
資産除去債務	783	784
固定負債計	853	866
負債合計	6,688	8,497
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,386	9,470
利益剰余金合計	10,723	9,807
株主資本合計	20,691	19,775
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	3
評価・換算差額等合計	3	3
純資産合計	20,694	19,778
負債・純資産合計	27,383	28,275

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第34期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,605	6,653
運用受託報酬	1 7,342	8,355
その他営業収益	1 12,092	14,536
営業収益計	25,041	29,546
営業費用		
支払手数料	1,405	1,534
広告宣伝費	127	170
調査費		
調査費	352	298
委託調査費	1 3,346	4,326
調査費計	3,698	4,625
委託計算費	85	94
営業雑経費		
通信費	64	51
印刷費	82	95
諸会費	49	39
営業雑経費計	195	187
営業費用計	5,512	6,611
一般管理費		
給料		
役員報酬	601	579
給料・手当	4,691	5,106
賞与	2,384	2,616
給料計	7,678	8,302
退職給付費用	331	352
福利厚生費	1,028	1,073
事務委託費	1 2,701	3,360
交際費	16	11
寄付金	1	-
旅費交通費	60	24
租税公課	246	260
不動産賃借料	905	902
水道光熱費	60	53
固定資産減価償却費	428	426
資産除去債務利息費用	0	0
事務過誤取引損	-	519
諸経費	390	348
一般管理費計	13,851	15,638
営業利益	5,677	7,296

	第34期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
営業外収益		
為替差益	-	102
その他	5	1
営業外収益計	5	103
営業外費用		
為替差損	20	-
固定資産除却損	0	0
営業外費用計	20	0
経常利益	5,662	7,398
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	-	0
特別損失計	-	0
税引前当期純利益	5,662	7,398
法人税、住民税及び事業税	1,970	2,415
法人税等調整額	64	0
当期純利益	3,756	4,984

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2020年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636
当期変動額											
剰余金の配当						7,700	7,700	7,700			7,700
当期純利益						3,756	3,756	3,756			3,756
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,943	3,943	3,943	1	1	3,942
2020年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694

第35期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2021年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694
当期変動額											
剰余金の配当						5,900	5,900	5,900			5,900
当期純利益						4,984	4,984	4,984			4,984
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	915	915	915	0	0	915
2021年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、

移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

- (3) 賞与引当金の計上方法
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 役員賞与引当金の計上方法
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
建物附属設備	2,010 百万円	2,246 百万円
器具備品	1,290 百万円	1,470 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
未収入金	- 百万円	524 百万円
未収収益	185 百万円	377 百万円
その他未払金	1,496 百万円	1,940 百万円
未払費用	89 百万円	112 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
運用受託報酬	247 百万円	249 百万円
その他営業収益	5,052 百万円	6,036 百万円
委託調査費	763 百万円	1,178 百万円
事務委託費	851 百万円	1,204 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2019年12月31日	2020年3月30日

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5,900	393,333	2020年12月31日	2021年3月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1年以内	835 百万円
1年超	-
合計	835 百万円

(注) 上記未経過リース料には、解約損害金を含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	17,786	-
(2) 未収委託者報酬	1,756	1,756	-
(3) 未収運用受託報酬	2,166	2,166	-
(4) 未収収益	872	872	-
(5) 長期差入保証金	1,122	1,123	1
資産計	23,704	23,705	1
(1) 未払手数料	444	444	-
(2) 未払費用	859	859	-
負債計	1,304	1,304	-

当事業年度 (2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	17,813	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	2,017	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	2,244	-
(4) 未収収益	981	981	-
(5) 未収入金	527	527	-
(6) 長期差入保証金	1,118	1,119	0
資産計	24,703	24,704	0
(1) 未払手数料	459	459	-
(2) 未払費用	760	760	-
(3) その他未払金	2,991	2,991	-
負債計	4,210	4,210	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益及び(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,756	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,166	-	-	-
(4) 未収収益	872	-	-	-
合計	22,581	-	-	-

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	-	-	-
(4) 未収収益	981	-	-	-
(5) 未収入金	527	-	-	-
合計	23,584	-	-	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,047
勤務費用	297
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	82
退職給付の支払額	123
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,149

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
年金資産の期首残高	2,979
期待運用収益	14
数理計算上の差異の発生額	92
事業主からの拠出額	350
退職給付の支払額	123
年金資産の期末残高	3,313

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,080
年金資産	3,313
非積立型制度の退職給付債務	1,233
	69
未積立退職給付債務	1,163
未認識数理計算上の差異	296
未認識過去勤務費用	37
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	829
退職給付引当金	69
前払年金費用	899
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	829

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
勤務費用	297
利息費用	11
期待運用収益	14
数理計算上の差異の費用処理額	36
過去勤務費用の処理額	4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	252
特別退職金	-
合計	252

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式24%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、78百万円 でありました。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,149
勤務費用	322
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	188
退職給付の支払額	94
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,588

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	3,313
期待運用収益	9
数理計算上の差異の発生額	17
事業主からの拠出額	359
退職給付の支払額	94
年金資産の期末残高	3,606

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,505
年金資産	3,606
非積立型制度の退職給付債務	1,100
	82
未積立退職給付債務	1,018
未認識数理計算上の差異	65
未認識過去勤務費用	33
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919
退職給付引当金	82
前払年金費用	1,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
勤務費用	322
利息費用	20
期待運用収益	9
数理計算上の差異の費用処理額	59
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	270
特別退職金	0
合計	270

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式13%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	0.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、80百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	215	161
賞与引当金	608	660
資産除去債務	239	240
未払事業税	72	89
退職給付引当金	21	25
有形固定資産	2	1
その他	95	78
繰延税金資産合計	1,256	1,257
繰延税金負債		
退職給付引当金	275	306
資産除去債務に対応する除去費用	90	59
その他	1	1
繰延税金負債合計	367	367
繰延税金資産の純額	888	889

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	888	889

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
	法定実効税率	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9	2.0
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6 %	32.6 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
期首残高	782	783
時の経過による調整額	0	0
期末残高	783	784

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,605	7,342	12,092	25,041

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
12,247	10,417	2,375	25,041

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	5,299	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,874	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,653	8,355	14,536	29,546

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
14,396	13,081	2,067	29,546

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,285	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,259	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	247	未収収益	185
							受入手数料	5,052		
							委託調査費	763	未払費用	89
							事務委託費	851		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,496	その他未払金	1,496

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	249	未収収益	377
							受入手数料	6,036	未収入金	524
							委託調査費	1,178	未払費用	112
							事務委託費	1,204		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,940	その他未払金	1,940

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	2,874	未収収益	314
							委託調査費	220		
							事務委託費	16		

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ ファンド・アドバ イザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,259	未収収益	321
							委託調査費	282		
							事務委託費	20		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	1,379,616 円 17 銭	1,318,566 円 41 銭
1株当たり当期純利益金額	250,430 円 95 銭	332,267 円 26 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日)
当期純利益 (百万円)	3,756	4,984
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,756	4,984
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。 ）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの内容を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : みずほ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 247,369百万円(2021年3月末現在)
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 : 51,000百万円(2021年3月末現在)
- ・ 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社みずほ銀行*	1,404,065	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行*	1,711,958	
三菱UFJ信託銀行株式会社*	324,279	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社*	3,000	
楽天証券株式会社	7,495	
ソニー生命保険株式会社*	70,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
第一生命保険株式会社*	60,000	

* 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、ソニー生命保険株式会社および第一生命保険株式会社での取扱いは、確定拠出年金制度において販売会社の業務を行う場合に限りです。

各販売会社での取扱いファンドは下記の通りです。

販売会社名	取扱いファンド (「ブラックロックLifePathファンド」に続く数字部分を記載)
株式会社みずほ銀行	2025、2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065
株式会社三菱UFJ銀行	2025、2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065
三菱UFJ信託銀行株式会社	2025、2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065
株式会社SBI証券	2030、2035、2040、2045、2050、2055
損保ジャパンDC証券株式会社	2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065
楽天証券株式会社	2030、2035、2040、2045、2050、2055
ソニー生命保険株式会社	2025、2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065
第一生命保険株式会社	2030、2035、2040、2045、2050、2055、2060、2065

(3) 投資顧問会社

- ・名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・資本金の額 : 1,500,000米ドル(円貨換算* 約173百万円、2021年12月末現在)
* 米ドルの円貨換算は、2021年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.02円)によります。

・事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社（受託者）として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項または第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2025の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2025の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2035の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2035の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2045の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2045の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2055の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2055の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2060の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2060の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年9月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊原 康太**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2065の2020年8月4日から2021年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2065の2021年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2025の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2025の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2035の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2035の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2045の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2045の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2055の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2055の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2060の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2060の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年3月23日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2065の2021年8月3日から2022年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2065の2022年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年8月3日から2022年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。